

令和 2 年 度
都 市 局 関 係 予 算 概 要

令和 2 年 1 月

国土交通省都市局

目次

I. 令和2年度 都市局関係予算 総括表	1
II. 令和2年度 都市局関係予算の基本方針	5
III. 令和2年度 都市局関係予算 主な新規・改正事項	7
1. 首里城復元や台風・地震等災害からの復旧・復興を加速します。	
(1) 首里城の復元に向けた取組	7
(2) 台風第19号を受けた緊急施策	8
(3) 大規模自然災害からの復旧・復興への支援	9
2. 防災・減災を主流化したコンパクトシティを推進します。	10
(1) コンパクトシティの集中展開	11
(2) 防災上危険なエリアからの移転促進	13
(3) 都市居住エリアの安全確保	15
(4) 中小都市への支援強化と広域連携の促進	17
(5) 民間資金・ノウハウの活用	18
3. 車中心から人中心へ、「歩きたくなる」まちづくりを応援します。	20
(1) 「居心地が良く歩きたくなる」空間の整備	21
(2) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出のための特例措置	23
(3) 官民連携によるまちづくり+コミュニティの活性化	24
(4) 公共空間の利活用等への金融支援	25
4. 地域主導・民間主導のスマートシティの構築を進めます。	26
(1) スマートシティモデルプロジェクトの推進	27
(2) IoT等のセンシング型スマートシティの実装支援	28
5. 東京五輪後も見据え、都市の国際競争力強化に取り組めます。	
(1) 民間事業者による優良都市再生プロジェクトの推進	30
(2) 国際競争力強化のための重要インフラの整備	31
6. 緑・公園・景観を活かした魅力ある都市空間をつくります。	
(1) グリーンインフラの創出	32
(2) 国営公園等の整備推進	34
(3) 官民連携の活用や子育てしやすい都市公園の整備推進	35
(4) 特色ある庭園を活かした訪れたい地域づくり	36
(5) 地域の景観を活かした魅力あるまちづくりの推進	37
7. 都市分野の海外展開を進めます。	
(1) 都市開発の海外展開	38
(2) 日本庭園などの造園緑化技術や文化の海外展開の強化	39
IV. 令和2年度 都市局関係予算 新規・拡充事項一覧	41
V. 令和2年度 税制改正概要	43
● 都市局施策集	44
● 問い合わせ先	102

I. 令和2年度 都市局関係予算総括表

(1) 令和2年度「都市局関係予算」事業費・国費総括表

区 分	令和2年度 (A)	
	事業費	国費
国 営 公 園 等	33,895	29,045
うち国営公園等整備	8,895	8,895
うち国営公園等維持管理	14,972	14,972
	(269,579)	(93,832)
市 街 地 整 備	269,279	93,732
住 宅 対 策	1,295	709
	(304,769)	(123,586)
一 般 公 共 事 業 計	304,469	123,486
災 害 復 旧 等	744	406
行 政 経 費	4,699	2,329
	(310,212)	(126,321)
合 計	309,912	126,221

(単位：百万円)

前年度 (B)		倍 率 (A / B)		備 考														
事業費	国 費	事業費	国 費															
33,370	28,711	1.02	1.01	<p>1. 本表のほか、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金がある。(臨時・特別の措置含み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社総交(全体額) 762,652百万円 ・防安交(全体額) 1,038,804百万円 <p>2. 本表のほか、道路事業全体額(臨時・特別の措置除き)の内数として以下のとおり街路事業がある。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">令和2年度</th> <th colspan="2">前年度</th> </tr> <tr> <th>事業費</th> <th>国 費</th> <th>事業費</th> <th>国 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街路事業</td> <td>4,915,893 の内数</td> <td>2,047,153 の内数</td> <td>4,404,265 の内数</td> <td>1,785,752 の内数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1. 「地域高規格道路、IC等アクセス道路その他」(国費119,650百万円の内数)、「交通安全・無電柱化等」(国費45,000百万円の内数)、「連続立体交差事業」(国費50,500百万円)等を含む。</p> <p>※2. このほか、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。</p> <p>3. 本表のほか、東日本大震災復興特別会計予算がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営追悼・祈念施設整備事業 1,495百万円 ・社総交(全体額) 119,782百万円 <p>4. 本表のほか、一般財団法人民間都市開発推進機構のメザン支援事業がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府保証債(財政投融資) 30,000百万円 ・政府保証借入 10,000百万円 <p>5. 上段() 書きは、臨時・特別の措置を加えた額である。</p>	区 分	令和2年度		前年度		事業費	国 費	事業費	国 費	街路事業	4,915,893 の内数	2,047,153 の内数	4,404,265 の内数	1,785,752 の内数
区 分	令和2年度		前年度															
	事業費	国 費	事業費		国 費													
街路事業	4,915,893 の内数	2,047,153 の内数	4,404,265 の内数		1,785,752 の内数													
8,544	8,544	1.04	1.04															
14,972	14,972	1.00	1.00															
(126,846)	(24,271)	(2.13)	(3.87)															
126,546	24,171	2.13	3.88															
1,307	709	0.99	1.00															
(161,523)	(53,691)	(1.89)	(2.30)															
161,223	53,591	1.89	2.30															
740	405	1.01	1.00															
6,712	2,400	0.70	0.97															
(168,975)	(56,496)	(1.84)	(2.24)															
168,675	56,396	1.84	2.24															

(2) 令和2年度「都市局関係」予算主要事項（国費）

(単位：百万円)

項目	令和2年度 (A)	前年度 (B)	倍率 (A/B)
国営公園等	29,045	28,711	1.01
国営公園等整備	8,895	8,544	1.04
国営公園等維持管理	14,972	14,972	1.00
市街地整備	93,732	24,171	3.88
都市構造再編集中支援事業	70,000	0	皆増
まちなかウォークアブル推進事業	150	0	皆増
まちなか公共空間等活用支援事業	57	0	皆増
まちづくりファンド支援事業	415	415	1.00
国際競争拠点都市整備事業	12,754	10,188	1.25
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	100	0	皆増
都市・地域交通戦略推進事業	692	692	1.00
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	1,900	2,110	0.90
住宅対策	709	709	1.00
密集市街地総合防災事業	674	659	1.02
小計	123,486	53,591	2.30
災害復旧等	406	405	1.00
行政経費	2,329	2,400	0.97
コンパクトシティ形成支援事業	500	490	1.02
防災集団移転促進事業	45	45	1.00
官民連携まちなか再生推進事業	500	0	皆増
スマートシティ実証調査	225	112	2.01
庭園間交流連携促進調査	28	28	1.00
景観改善推進事業	130	0	皆増
明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金	160	153	1.05
都市開発の海外展開	208	203	1.02
海外日本庭園保全再生方策検討調査	45	41	1.10
ドーハ国際園芸博覧会出展調査	10	0	皆増
合計	126,221	56,396	2.24

1. 主要な項目を記載していることから、各計数の和は合計と一致しない。

【参考】 令和元年度「都市局関係」補正予算総括表（国費）

（単位：百万円）

区 分	補正予算額
I. 災害からの復旧・復興と安全・安心の確保	17,649
1. 自然災害からの復旧・復興の加速	9,559
2. 防災・減災、国土強靱化の強力な推進	
・市街地再開発事業等に併せた集合住宅における浸水被害防止対策	6,000
・都市公園や道の駅などにおける避難所等としての防災機能向上	600
3. 国民の安全・安心の確保	
・首里城の復元に向けた取組等	1,490
Ⅲ. 未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上	13,230
1. Society 5.0やSDGsの実現に向けたイノベーションと社会実装の促進等	
・官民の実行体制構築等スマートシティの更なる推進	200
2. 子育てしやすい生活環境の整備	
・子育てフレンドリーで安全な都市の実現	1,020
3. 外国人観光客6,000万人時代を見据えた基盤整備	
・民族共生象徴空間（ウポポイ）の開業に向けた施策の充実等	470
4. 生産性向上を支えるインフラの整備	
・民間都市開発事業への金融支援等	5,500
・国際競争拠点都市整備事業等による都市インフラ整備	6,040
合 計	30,879

1.本表は、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）において、「取り組む施策」としている「Ⅰ. 災害からの復旧・復興と安全・安心の確保」、「Ⅱ. 経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援」、「Ⅲ. 未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上」に区分している。

2.本表のほか、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金がある。

・社総交（全体額） 63,266百万円

・防安交（全体額） 229,203百万円

3.本表のほか、民間都市開発事業への金融支援として、メザン支援事業（財政投融資・政府保証）5,000百万円がある。

・政府保証債（財政投融資） 5,000百万円

4.本表のほか、国庫債務負担行為（ゼロ国債） 381百万円がある。

II. 令和2年度 都市局関係予算の基本方針

～令和時代の新たなまちづくりに向けて～

我が国の都市は、本格的な人口・世帯減少社会の到来、自然災害の頻発・激甚化、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会後も続く都市間競争など、大きな転換期を迎えています。各地域が抱える課題に寄り添いながら、令和時代の新たなまちづくりを推進します。

1. 首里城復元や台風・地震等災害からの復旧・復興を加速します。

令和元年10月に焼失した首里城について、関係閣僚会議において策定された「**首里城復元に向けた基本的な方針**」に基づき、関係省庁や沖縄県と緊密に連携しながら、復元に向けた取組を実施します。

また、**令和元年の台風第15号・第19号**等はもとより、平成30年北海道胆振東部地震、平成30年7月豪雨などの大規模災害や東日本大震災の被災地について、迅速な災害復旧や復興まちづくりを加速します。

2. 防災・減災を主流化したコンパクトシティを推進します。

人口増加を前提とした拡張型のまちづくりから、災害リスクや高齢者の足の確保にも目配りしつつ、人口・世帯減少のもとで、地域の特性に応じた生産性の高いまちづくりが求められています。

このため、創設から5年の節目を迎えた「コンパクト・プラス・ネットワーク」を抜本的に強化し、**立地適正化計画における防災対策の位置付けを促進**し、浸水対策などの居住の安全確保のほか、土地利用規制や危険エリアからの移転促進など、ハード・ソフト両面にわたる防災対策に取り組みます。

その上で、医療・社会福祉・教育文化・子育て支援の都市機能や居住機能の誘導・整備と防災機能の確保等を推進する「**都市構造再編集集中支援事業**」を創設するなど、関連諸制度を総動員して、**防災・減災コンパクトシティ**を強力に推進します。

3. 車中心から人中心へ、「歩きたくなる」まちづくりを応援します。

都市・居住機能の集積が進むまちなかにおいて、まちのエンジンとなる内外の人材を惹きつけ、人間中心の豊かな生活の場の創出に向け、まちなかを車中心から人中心の空間へ転換する「歩きたくなるまちづくり」に、**全国200超の「ウォーカブル推進都市」**とともに取り組みます。

まちなかの自動車交通を上手にさばきつつ、街路を歩行者や交流・滞在者にも快適な広場等へ大胆に転換し、地域固有の街並みや緑・景観を活かしながら、居心地が良く歩きたくなる**「空間×コミュニティ」**づくりに官民で取り組む地域を応援します。

4. 地域主導・民間主導のスマートシティの構築を進めます。

さらに、「Society 5.0」時代の到来を踏まえ、**「スマートシティをまちづくりの基本に」**（平成31年4月総理大臣発言）とのコンセプトのもと、全国各地のまちづくりにおいて、地域の課題（ニーズ）と民間の技術（シーズ）を組み合わせた「官民コンソーシアム」の体制とビジネスモデルの構築を進めます。

併せて、データに基づくまちの課題解決のため、**IoT等のセンシング技術のまちづくりへの実装**に向け、データの公共的利活用を前提に、都市インフラ諸制度による支援を本格的に開始します。

5. 東京五輪後も見据え、都市の国際競争力強化に取り組みます。

加えて、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会後も成長が期待される都市の中心・中枢拠点において、**都市基盤整備を重点的に推進し、金融支援等により民間の都市開発投資を促進**しながら、国際競争力と生産性の高い都市に不可欠なビッグプロジェクトの推進を図ります。

Ⅲ. 令和2年度 都市局関係予算 主な新規・改正事項

1. 首里城復元や台風・地震等災害からの復旧・復興を加速します。

(1) 首里城の復元に向けた取組

国営公園等事業（沖縄分） 直轄 **38.0**億円の内数
※令和元年度補正予算
国営公園等事業 直轄 8.0億円

令和元年10月の火災により焼失した首里城について、首里城復元のための関係閣僚会議において策定された「首里城復元に向けた基本的な方針」に基づき、復元に向けた取組を進めます。

復元に向けた調査等（技術的な検討）

- 基本的な方針に基づき内閣府沖縄総合事務局に設置した「首里城復元に向けた技術検討委員会」において検討を実施
- 首里城復元に向けた技術的な検討を進めるとともに、正殿の復元に関する調査等を実施



令和元年度 第1回
首里城復元に向けた技術検討委員会
(令和元年12月27日)

がれきの丁寧な撤去、北殿等の施設解体等

- 焼け残った瓦の保全回収を行いながら、がれき等の撤去を実施
- 北殿等の施設について、焼け残ったコンクリート構造物等の解体を実施



焼け残ったコンクリート構造物等を解体

園内電気設備の仮復旧等

- 大龍柱や遺構の保護・公開にかかる取組等を実施
- 火災により被害を受けた園内の電気設備について、仮設備を整備し仮復旧を実施



仮設の電気設備を整備（イメージ）

【参考】首里城復元のための関係閣僚会議

○概要

令和元年10月31日に発生した火災により焼失した首里城正殿等の復元のための計画策定等に向け、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって対応するため、首里城復元のための関係閣僚会議を開催する。

○構成

議長 内閣官房長官
副議長 内閣府特命担当大臣
(沖縄及び北方対策)
国土交通大臣
構成員 総務大臣 財務大臣
文部科学大臣 農林水産大臣

1. 首里城復元や台風・地震等災害からの復旧・復興を加速します。

(2) 台風第19号を受けた緊急施策

※令和元年度補正予算		
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	補助	60.0億円
国営公園等事業	直轄	6.0億円
市街地再開発事業等	} 防災交	2,292億円の内数
都市公園・緑地等事業		
都市防災総合推進事業		

令和元年10月の台風第19号等の被害を踏まえ、市街地再開発と併せた浸水対策、都市公園の雨水貯留・浸透機能等の向上、市街地における避難施設の整備を実施し、都市の防災対策を推進します。

浸水対策を総合的に実施する市街地再開発事業の促進

○浸水被害が想定される地域において、浸水対策等の防災対策を総合的に実施する市街地再開発事業を推進

<浸水対策・防災対策の例>

止水板、非常用発電設備、雨水貯留槽、一時避難施設等の設置



止水板



非常用発電設備
(高層階に設置)



雨水貯留施設

都市公園における防災性の向上

○今般と同規模の災害発生に備え、都市公園の避難地機能や雨水貯留機能等を高める対策を支援

<避難地機能>

- ① 停電対策
(非常用発電設備の整備 等)
- ② 避難所となる屋内施設等の整備・改修
(施設の嵩上げ、耐震改修、冷暖房施設更新、非常用井戸掘削 等)
- ③ 豪雨・浸水・暴風対策等
(法面崩壊対策、備蓄倉庫の整備 等)

<雨水貯留・浸透機能>

雨水を一時的に貯留する遊水池の整備



非常用発電設備の整備



平常時



増水時

都市公園における雨水貯留施設の整備

市街地における避難路・避難場所等の整備

○避難者の避難路上での浸水事故や避難場所の不足のほか、避難場所において停電等の機能不足が発生したことを踏まえ、命を守る身近な避難路や避難場所の緊急的な対策を支援

<具体的実施内容>

- ・被災地におけるハザードマップの見直し
- ・避難場所の追加整備や既存施設への必要な機能の追加整備
- ・避難場所までの避難路の整備



避難路



避難地



避難場所の機能追加
(備蓄倉庫等)

1. 首里城復元や台風・地震等災害からの復旧・復興を加速します。

(3) 大規模自然災害からの復旧・復興への支援

都市災害復旧事業	補助	1.5億円(1.00倍)
都市再生区画整理事業	}	防安交 10,388億円の内数
都市防災総合推進事業		
宅地耐震化推進事業		
※令和元年度補正予算		
都市災害復旧事業	補助	95.6億円

地震、豪雨など大規模な自然災害による被災地において、迅速な災害復旧や復興まちづくりを支援します。

平成23年3月 東日本大震災



復興が進むまちの様子
(宮城県女川町)

被災地のニーズ

- 被災者が安心して住める場（高台宅地等）の整備
- 被災した市街地の復興

●被災市街地におけるまちづくり

- 土地区画整理事業や防災集団移転促進事業による宅地造成については、概ね完了
- 計画18,234戸のうち、17,904戸（98%）の宅地が完成済（R元.9末時点）
- 令和2年度の復興・創生期間終了に向け、市街地の復興まちづくりについて、着実な事業推進を支援

平成28年4月 熊本地震



地震による被災の様子
(熊本県益城町)

被災地のニーズ

- 被災宅地の復旧・耐震化
- 市街地の復興、避難地、避難路等の整備

●被災した宅地の早期復旧

- 宅地の滑動崩落対策は、令和2年度中の復旧完了に向け、工事を実施
- 熊本市内の液状化被害があった地区においては、引き続き対策工事を実施

●市街地の復興まちづくり

- 益城町中心部における主要な幹線道路の整備や土地区画整理事業、交流拠点整備等によるまちの復興を支援

平成30年9月 北海道胆振東部地震



宅地の復旧工事の様子
(札幌市清田区里塚)

被災地のニーズ

- 被災宅地の復旧・耐震化

●被災した宅地の早期復旧

- 札幌市里塚地区や安平町では、令和2年度中の復旧完了に向け、工事を実施
- 上記の他、3市町において、宅地被害からの復旧事業を推進

令和元年10月 台風第19号



浸水被害の様子
(宮城県丸森町)

被災地のニーズ

- 堆積土砂の排除
- 復興まちづくり計画の策定
- 避難路・避難施設の改善整備

●まちなかに堆積した廃棄物・土砂の撤去

- 令和元年末で生活圏内からの土砂等の撤去は概ね完了
- 環境省・防衛省と連携して、家屋内を含めた宅地内やまちなかに堆積した土砂等の迅速な撤去を実施

●市街地の復興まちづくり

- 被災地の早期復興に向けた、復興まちづくり計画策定等を支援

2. 防災・減災を主流化したコンパクトシティを推進します。

(1) コンパクトシティの集中展開

地域の特性に応じた防災力と生産性の高い都市構造に向け、医療・社会福祉・教育文化・子育て支援の都市機能や、居住環境の向上に向けた公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等を総合的・集中的に推進する新たな個別支援制度「都市構造再編集中支援事業」を創設するなど、コンパクトシティを強力に推進します。

(2) 防災上危険なエリアからの事前移転の促進・立地抑制

災害ハザードエリア※の居住誘導区域からの除外徹底・促進や立地抑制などの土地利用規制とともに、同エリアからの移転促進に向け、防災集団移転促進事業など、都市機能・居住機能の事前移転にかかる支援を強化します。

(3) 居住エリアの安全確保

立地適正化計画に位置付ける居住エリアの防災対策（浸水対策に向けた宅地の高上げ、避難路・避難施設の整備等）をハード・ソフト両面から強化します。



※災害レッドゾーン：建築基準法で定める災害危険区域など

※災害ハザードエリア：災害レッドゾーン・浸水想定区域など災害の恐れがある区域

2. 防災・減災を主流化したコンパクトシティを推進します。

(1) コンパクトシティの集中展開

都市構造再編集中支援事業 補助 **700.0億円(皆増)**

立地適正化計画に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内（概ね5年）の都市・居住機能の誘導・整備や公共公益施設の整備、防災力強化の取組等に対し、国による総合的・集中的な支援を行うため、都市再生整備計画事業（社総交）の立地適正化計画に基づく事業を個別支援制度化し、「都市構造再編集中支援事業」を創設します。

都市構造再編集中支援事業の創設

- 事業主体：市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等※1
※1.民間事業者等に対しては、都市機能誘導区域内の誘導施設整備を支援。
- 施行地区：都市機能誘導区域内、居住誘導区域内
- 対象事業：誘導施設※2(医療、社会福祉、教育文化、子育て支援)※2.都市機能誘導区域内に限る。、公共公益施設の整備、立地適正化計画に位置付けた防災力強化の取組 等
- 補助率：1/2（都市機能誘導区域内）
45%（居住誘導区域等）

※郊外のにじみ出的な開発の抑止（都市計画法第34条第11号に基づく条例の運用厳格化）のため、不適切な運用を行っているものは支援対象から除外。

※居住誘導区域から災害レッドゾーンの除外を徹底するため、都市計画運用指針に反しているものは支援対象から除外。



〈居住誘導区域外の一部の区域における外部不経済防止等への支援〉

- 空き地等の発生による外部不経済の防止と戦略的な誘導のため、居住誘導区域外の一部の区域において緑地化等の最低限の整備を支援対象に追加。

〈空き地等の発生による外部不経済の防止〉



- 水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進するため、都市機能誘導区域・居住誘導区域に隣接する水辺の区域を支援対象に追加（※災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な施設を除く）。

〈水辺とまちが融合した良好な空間形成のイメージ〉



※なお、都市再生整備計画事業（社総交）については、一定の経過措置期間をおいた上で、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している等持続可能な都市づくりを進めていることを支援対象要件化。

2. 防災・減災を主流化したコンパクトシティを推進します。

(2) 防災上危険なエリアからの移転促進

防災集団移転促進事業	補助	0.4億円(1.00倍)
都市構造再編集中支援事業	補助	700.0億円(皆増)
コンパクトシティ形成支援事業	補助	5.0億円(1.02倍)

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく、郊外の災害ハザードエリアから安全で利便性の高い居住誘導区域等への施設等の移転や、災害危険区域に指定された災害ハザードエリアからの集団移転に対して、積極的に支援を実施します。

①災害ハザードエリアからの集団移転の促進

防災集団移転促進事業の拡充

○災害ハザードエリア（災害危険区域指定を前提）からの集団移転に対して、より小規模な移転を対象とすることにより、災害が発生する前の集団移転の促進を図る。

拡充内容

●移転先の住宅団地の規模要件の緩和

・10戸以上 かつ 移転戸数の半数以上 → ・5戸以上
 （災害危険区域からの事前移転にあたり、災害ハザードエリア（浸水想定区域等）であって、治水事業が及んでいない地域の場合）

●移転元地の買取要件の緩和

・全ての住宅用地を買い取るのが要件 → ・所有者不明等、買取が困難な場合：**買取不要**

●計画策定経費を新たに補助対象化

・地域の合意形成や移転先の検討等にかかる経費を**新たに補助対象化**（補助率：1/2）

集団移転のイメージ



- 事業主体：地方公共団体
 - 補助対象経費
 - ・住宅団地の用地取得造成
 - ・道路、公園等の整備
 - ・移転者の住宅建設、引越費用への助成
 補助率 3/4
 - ・移転元地の宅地の買取
 - ・事業計画等の策定 **新規**
- 1/2

防災集団移転促進事業の効果事例（青森県黒石市）

- S50.8：集中豪雨により川沿いの集落が被災
- 被災を契機に、近隣の高台に集団移転（27戸が移転）
- S52.8：集中豪雨により再び氾濫
 従前地は浸水したものの、移転団地は被害なし

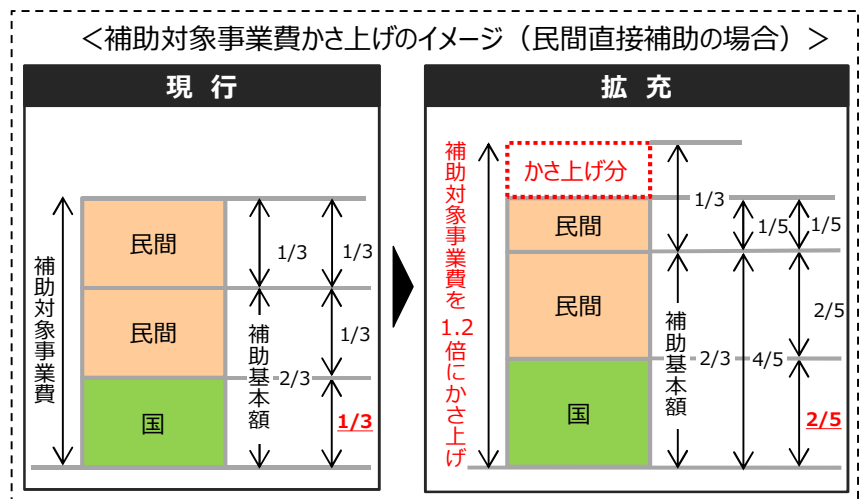
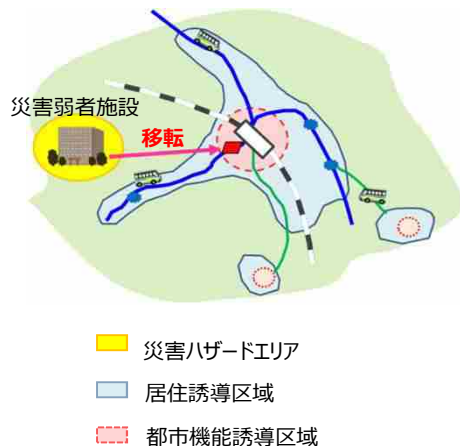
集団移転により浸水被害を防止



②災害ハザードエリアから都市機能誘導区域への移転促進

都市構造再編集中支援事業の創設

- 防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく、民間による「**災害弱者施設（病院、老人デイサービスセンター、乳幼児一時預かり施設等）**」の災害ハザードエリアから都市機能誘導区域への移転を促進するため、当該事業の誘導整備にかかる補助対象事業費を1.2倍に高上げ。



③災害ハザードエリアから居住誘導区域への移転促進

コンパクトシティ形成支援事業の拡充

- 防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく、居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への**居住機能の移転促進**に向けた調査への支援を追加。

居住機能の移転促進に向けた調査支援

事業主体：地方公共団体
補助率：1/2（上限額：500万円）

（調査内容の具体例）

- 集落における移転の意向
- 望まれる移転先の場所
- 集落に住む居住者の属性、親族関係、及び親族の意向
- 移転先に望まれる施設や機能
- 移転に必要な費用の算定希望額
- 移転後の跡地の処理方法
- 必要な相談体制
- 移転先における居住体験と評価
- 移転計画のモデル的な実施



2. 防災・減災を主流化したコンパクトシティを推進します。

(3) 都市居住エリアの安全確保

都市再生区画整理事業
都市防災総合推進事業
宅地耐震化推進事業

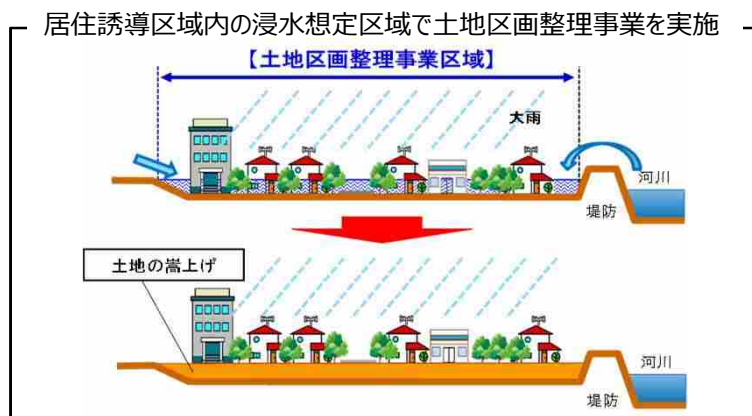
防交安 10,388億円の内数

令和元年台風第19号、平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、増大する自然災害リスクに対応するため、立地適正化計画における防災対策の位置付けを推進するとともに、当該防災対策に基づく居住誘導区域等における防災対策への支援を強化します。

①洪水浸水想定等を踏まえた、安全な宅地の形成

都市再生区画整理事業の拡充

- 居住誘導区域内の浸水被害の防止・低減を図るため、立地適正化計画に位置付けた防災対策として実施する土地区画整理事業について、土地の嵩上げ費用を補助限度額の算定項目に追加する。 [交付対象：地方公共団体 国費率：1/2、1/3]



②避難路、避難場所等の身近な逃げ場所の確保によるまちなかの災害対応力の強化

都市防災総合推進事業の拡充

- 災害ハザードエリアにおける命を守るための避難路や避難場所等の地域の身近な逃げ場所の整備への支援を強化する。

主な拡充内容

- 1) 支援対象となる地域要件の見直し
洪水浸水想定や土砂・津波災害警戒区域等を新たに追加
- 2) 避難施設整備への支援強化
避難施設の整備や避難施設への必要な機能整備の支援強化（用地費の交付対象化等）

[交付対象：地方公共団体、国費率：1/2(用地費1/3)]

対象施設のイメージ

- 避難路・避難場所の確保





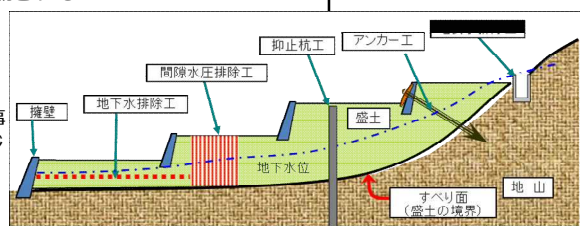
- 避難場所の機能強化



③盛土造成地の滑動崩落や宅地の液状化に対する事前対策の抜本的強化

宅地耐震化推進事業の拡充

地震等による盛土造成地の滑動崩落や宅地の液状化による被害を防ぐため、立地適正化計画に位置付けた居住誘導区域における防災対策など、優先して対策を実施すべき地域における宅地の防災対策を抜本的に強化する。

【対策の流れ】	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
Step1 マップの作成 盛土や液状化しやすい宅地がどこにあるか把握する  大規模盛土造成地マップ	全国の大規模盛土造成地マップを100%作成・公表※	国土交通省ハザードマップポータルサイトに掲載 ※防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づき実施	
Step2 安全性の把握調査 地盤調査等により宅地ごとの安全性を把握する  地盤調査	○調査の国費率を 高上げ (1/3→ <u>1/2</u>) [令和2年度まで]	造成年代調査は100%完了予定※ 完了していない場合、都市局所管事業の重点配分から除外 (防災・安全交付金) [令和3年度以降]	拡充① ○調査実施主体を追加 地方公共団体 ⇨ +宅地所有者等
Step3 対策工事の実施 危険な宅地がある場合、対策工事を実施する  対策工事のイメージ		拡充② ○優先すべき地域における 国費率を高上げ (1/4・1/3→ <u>1/2</u>) 実施主体：地方公共団体 ①立地適正化計画において宅地の防災対策が定められる場合 ②滑動崩落により人家10戸（避難路を有する場合は5戸）以上へ流出する場合 ③震度5弱相当で滑動崩落する場合	

④密集市街地の整備改善

「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」（R元.9 文化庁）を踏まえ、文化財周辺の防火対策も含めた密集市街地の整備改善の促進

2. 防災・減災を主流化したコンパクトシティを推進します。

(4) 中小都市への支援強化と広域連携の促進

コンパクトシティ形成支援事業 補助 **5.0億円(1.02倍)**
 都市構造再編集中支援事業 補助 **700.0億円(皆増)**

中小都市におけるコンパクトシティの取組を充実させるため、人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市に対する計画策定への支援を強化するとともに中枢・中核都市と周辺市町村の連携を促進するため、支援制度の拡充を図ります。

コンパクトシティ形成支援事業の拡充

現行制度

- **計画策定支援** 立地適正化計画等の策定支援
- **コーディネート支援** 計画策定の合意形成の支援
- **誘導施設等の移転促進支援**
 誘導施設(延床面積1,000㎡以上)の跡地の除却処分等への支援
- **建築物跡地等の適正管理支援**
 立地適正化計画に位置付けた跡地等管理区域における適正管理を支援



事業メニュー	現行	拡充
立地適正化計画策定支援	1/2補助	定額補助(上限550万円)を追加 ※人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市
	地方公共団体	市町村都市再生協議会 を追加
誘導施設の移転促進支援	延べ床面積要件 1,000㎡以上	500㎡以上 ※に緩和 ※人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市
<新規メニュー>	—	居住機能の移転促進に向けた調査支援 (P14参照)

都市構造再編集中支援事業の創設

○ **中枢中核都市と複数市町村による広域連携の促進**

中枢中核都市の機能強化のため、中枢中核都市が周辺市町村と連携した立地適正化計画を策定した場合、両者が共同で活用・整備する誘導施設を支援対象に追加。

【誘導施設整備の支援対象】

現行

三大都市圏域の政令市及び特別区を除く市町村及び当該都市の民間事業者等

拡充

周辺市町村と連携した立地適正化計画を策定した中枢中核都市及び当該都市の民間事業者等を追加。



2. 防災・減災を主流化したコンパクトシティを推進します。

(5) 民間資金・ノウハウの活用

都市構造再編集中支援事業 補助 **700.0億円(皆増)**

※令和元年度補正予算

まち再生出資事業 補助 55.0億円

立地適正化計画等において行われる民間都市開発事業等において、民間ノウハウの活用や金融支援の強化を図ることにより、都市の成長力強化に資する拠点形成を図ります。

① 民間ノウハウを活用した機能誘導

都市構造再編集中支援事業の創設

官民連携による効果的な誘導施設の整備を推進するため、施設の計画・設計段階における民間ノウハウの活用等を要件化



② 民間事業者による民間都市開発事業の推進

まち再生出資事業

市町村が定める立地適正化計画（都市機能誘導区域）等において行われる優良な民間都市開発事業（大臣認定事業）に対し、（一財）民間都市開発推進機構が出資を行うことにより事業の立ち上げを支援【継続】

<支援概要>

- ・支援対象：民間事業者
- ・支援限度額：①公共施設等の整備費、②総事業費の50%、③資本の額の50%のうち最も少ない額

地域に必要な商業施設等の整備について、民都機構のノウハウを活用し、金融支援を行うことにより、民間都市開発事業を推進

<支援事例> ※ 案件組成にあたっては、UR（都市再生機構）、DBJ（日本政策投資銀行）との連携を強化



オガールプラザ（岩手県紫波町）



（図書館）



（子育て支援センター）



（カフェ）

地域に必要な施設等の整備

MEMO

Lined area for writing the memo content.

3. 車中心から人中心へ、「歩きたくなる」まちづくりを応援します。

「居心地が良く歩きたくなる」空間



官民の人材が集うまちづくり⁺コミュニティ

ウォーカブル都市

(内外の人材・様々な投資を惹きつけ、人間中心の豊かな生活を実現する交流滞在都市)

○「居心地が良く歩きたくなる」空間のイメージ

Walkable

歩きたくなる

Eye level

まちに開かれた1階

Diversity

多様な人の
多様な用途、使い方

Open

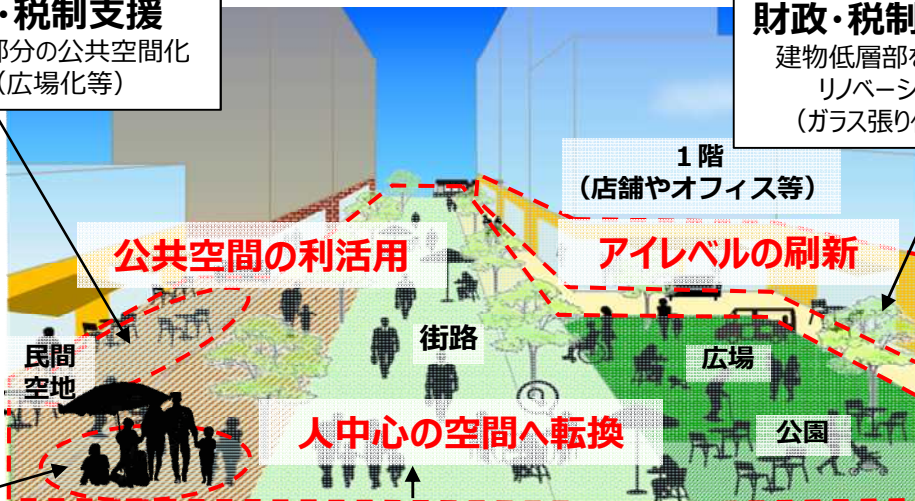
開かれた空間が
心地よい

財政・税制支援

民地部分の公共空間化
(広場化等)

財政・税制支援

建物低層部を開放・
リノベーション
(ガラス張り化等)



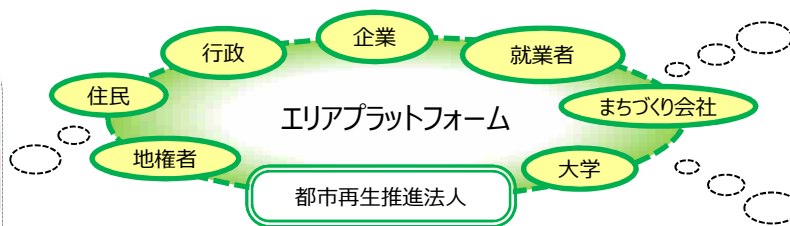
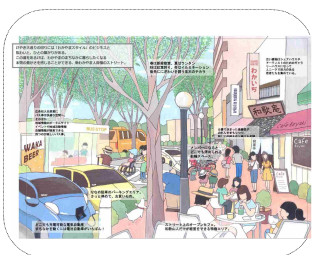
金融支援

公共空間の利活用促進
(デッキを活用した賑わい創出等)

財政支援

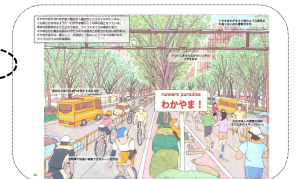
- ・ウォーカブルな空間整備、滞在環境の向上、景観の向上
(街路の広場化、滞在環境の向上のための施設整備や社会実験、道路の美装化等)
- ・上記を下支えする周辺環境整備 (環状街路、公共交通基盤)

○「官民の人材が集うまちづくり⁺コミュニティ」のイメージ



中間支援組織・専門人材を活用

未来ビジョンの策定と自立・自走型システムの構築



3. 車中心から人中心へ、「歩きたくなる」まちづくりを応援します。

(1) 「居心地が良く歩きたくなる」空間の整備

まちなかウォーカブル推進事業 補助 **1.5億円(皆増)**
社総交 **7,627億円の内数**

都市再生整備計画事業（社総交）等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援する「まちなかウォーカブル推進事業」を新たに創設します。

制度概要

○対象事業：以下のメニューを基幹事業とする新たな支援制度を創設

ウォーカブルな空間整備

- ・ 道路、公園、広場等既存ストックの修復・改変
- ・ 上記を下支えする周辺環境整備（通過交通を排除する環状街路、公共交通基盤の整備 等）に対して限定的かつ重点的に支援

アイレベルの刷新

拡充

- ・ 沿道施設の1階部分をリノベーションし、市民に開かれた民間による公共空間を提供する取組や、1階部分の透明化等の修景整備などを支援対象化

滞在環境の向上

新規

- ・ 『滞在環境整備事業』を新たに基幹事業として創設し、滞在者の快適性の向上に資する屋根やトランジットモール化に必要な施設等の整備、社会実験・コーディネート等を支援対象化

景観の向上

- ・ 外観修景や歴史的建造物の修理、照明施設の整備、道路の美装化等の景観資源の活用を図る取組を重点的に支援

支援の明確化

- ・ 上記の他、荷さばき駐車場や駐車場出入口付替、給電・給排水施設の整備について支援を明確化

○対象区域：都市再生整備計画区域内のまちなかウォーカブル区域※（周辺環境整備に係る事業を含む）

※概ね1km程度以内の区域を想定

○国費率：40%（45%）⇒1/2 **拡充**

○事業主体：【交付金】市町村等
【補助金】都道府県、民間事業者等

支援イメージ



まちなかウォーカブル区域

※歩ける範囲のエリア（概ね 1 km 程度以内の区域を想定）であって賑わい溢れるまちなかづくりに必要な施策を重点的・集中的に講じる区域

都市再生整備計画区域

※まちなかウォーカブル区域を下支えする周辺環境の整備を図る区域

ウォーカブルな空間整備

○街路の広場化、バリアフリー環境の創出



○公共空間の芝生化・高質化



アイレベルの刷新

○沿道施設の 1 階部分の開放



○市民に開かれた公共空間の提供



滞在環境の向上

○社会実験の実施



○デザイン検討・利活用施設の導入



景観の向上

○外観修景



○照明施設の整備



○道路の美装化



3. 車中心から人中心へ、「歩きたくなる」まちづくりを応援します。

(2) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出のための特例措置

税制特例（～令和4年3月31日）を創設
固定資産税等を5年間1/2に軽減

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出のため、官民一体となってまちの魅力向上を図るための新たな制度に基づき、公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修等に関する特例措置を創設します。

制度概要

- 市町村が、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかへの転換を図るべき区域を設定し、まちの魅力向上のため、官民一体となった公共空間の拡大・質の向上への取組を推進する新たな制度を創設します。
- この制度に基づき、行政による公共施設の改修・利活用と併せて行われる周辺の土地所有者等による以下の取組に対し、税制特例を適用します。

①公共空間の拡大を図るため公共施設等の用に供した土地及び当該土地の上に設置した償却資産に係る課税の特例

【固定資産税（土地・償却資産）・都市計画税（土地）】

道路、広場等の用に供する土地及びこれらの上に設置された芝生、ベンチ等の償却資産の課税標準額を5年間1/2に軽減

②公共空間の充実を図るために改修した家屋（原則として1階部分）に係る課税の特例

【固定資産税・都市計画税】

オープン化（ガラス張り化等）した改修後の家屋※のうち市町村の認める範囲（不特定多数の者が自由に交流・滞在できるスペースに限る）の課税標準額を5年間1/2に軽減

※食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するものに該当するもの

支援イメージ

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかのイメージ



税制特例適用箇所
<適用イメージ>
民地部分を開放（広場化）し、
公共空間を拡大



税制特例適用箇所
<適用イメージ>
建物低層部をオープン化（ガラス張り化等）
し、公共空間を充実

3. 車中心から人中心へ、「歩きたくなる」まちづくりを応援します。

(3) 官民連携によるまちづくり+コミュニティの活性化

官民連携まちなか再生推進事業 補助 **5.0億円(皆 増)**

官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図ります。

制度概要

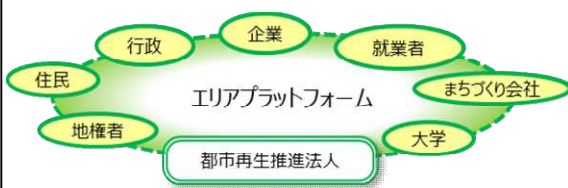
対象事業	対象地域	対象事業者	補助率
①エリアプラットフォーム構築	全国	エリアプラットフォーム ^{※1}	新規：定額 ^{※2}
②未来ビジョン等策定	全国	エリアプラットフォーム ^{※1}	新規：定額 ^{※2} 、改定：1/2
③シティプロモーション・情報発信	全国	エリアプラットフォーム	1/2
④社会実験・データ活用	全国	エリアプラットフォーム	1/2
⑤交流拠点等整備	特定都市再生 緊急整備地域等	エリアプラットフォーム	1/3等
⑥普及啓発	全国	都市再生推進法人 民間事業者等	定額

※1：エリアプラットフォーム形成の準備段階においては、地方公共団体を補助対象とすることができる。

※2：新規に取り組む「エリアプラットフォーム構築」と「未来ビジョン等策定」については、合計年額1,000万円を上限とする（最大2年間）

事業イメージ

エリアプラットフォームの構築・未来ビジョン等の策定



①まちなか再生を支えるエリアプラットフォーム構築

②未来ビジョン等の策定

ビジョン実現に向けた自立・自走型システム構築に資する取組



③国内外へのシティプロモーション
情報発信



④コンテンツ発掘のための
社会実験・データ活用



⑤交流拠点等整備

先導的手法の水平展開



⑥普及啓発

3. 車中心から人中心へ、「歩きたくなる」まちづくりを応援します。

(4) 公共空間の利活用等への金融支援

まちなか公共空間等活用支援事業 補助 0.6億円(皆増)
 まちづくりファンド支援事業 補助 4.2億円(1.00倍)

(一財) 民間都市開発推進機構による金融支援制度を強化し、「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出や多様な資金循環を促進します。

都市再生推進法人による公共空間の利活用を促進
 (まちなか公共空間等活用支援事業)

■ 事業概要

公共空間を利活用する事業を行う都市再生推進法人に対する低利貸付制度を創設し、「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出につながる広場の高質化による賑わい創出などの持続的なまちづくり活動を支援します。

■ 主な要件

- 支援対象 : 都市再生推進法人
- 支援限度額 : 総事業費の1/2
- 貸付期間 : 最長20年
- その他要件 : ・都市再生整備計画の区域内に定められるまちなかウォーカブル区域内で行われる事業であること
 ・公共空間を活用する事業であること 等



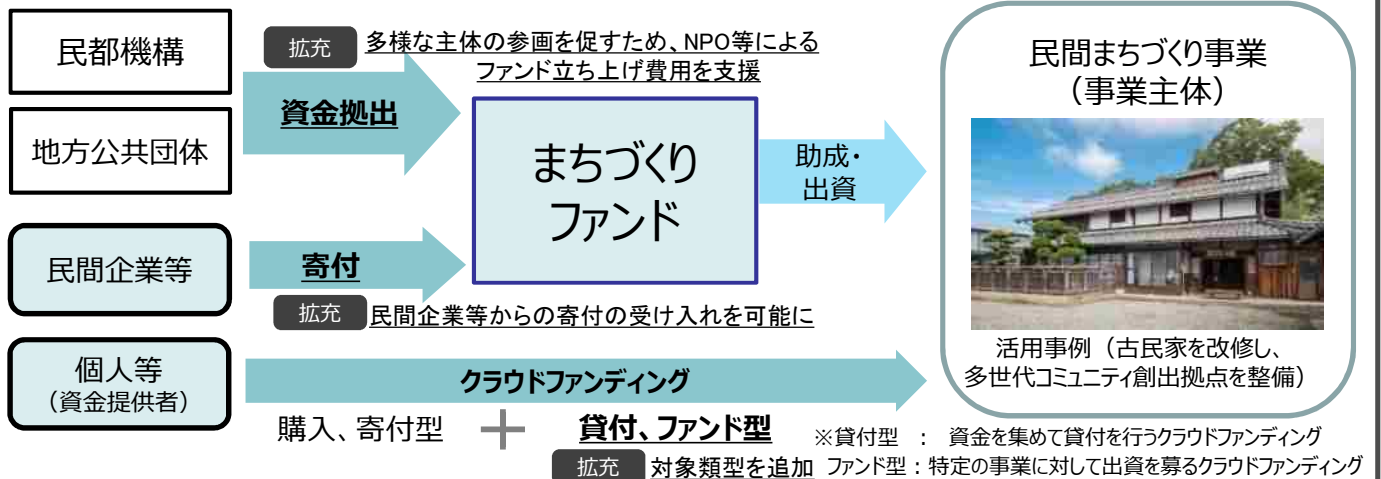
活用事例
 (デッキを活用した賑わい創出事業)

まちづくりにおける多様な資金循環の促進
 (クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援事業)

■ 事業概要

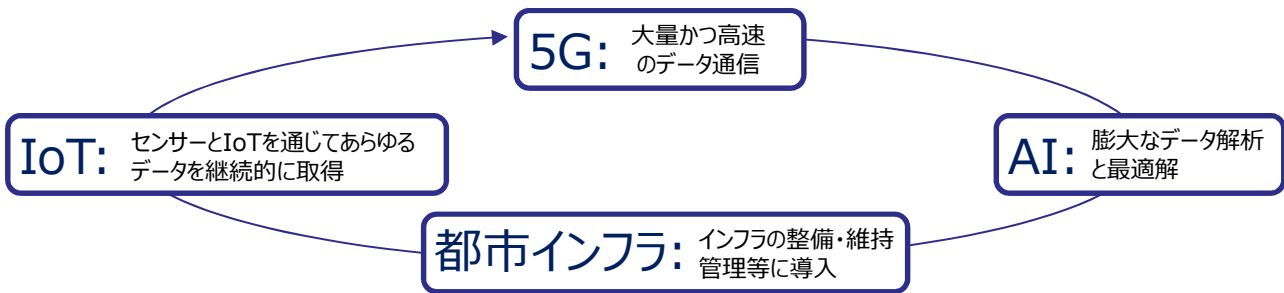
クラウドファンディングなどの「志ある資金」を活用した観光振興や歴史的施設の保全等のまちづくりを、まちづくりファンドを通じて支援し、地域内の資金循環を促進します。

< 拡充内容 (下線) >



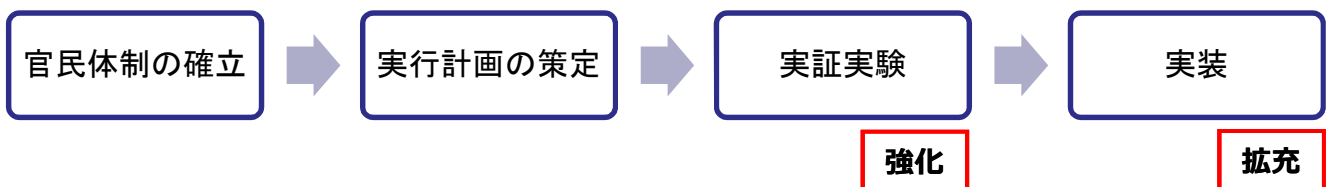
4. 地域主導・民間主導のスマートシティの構築を進めます。

デジタル技術の急速な進展とまちづくりへの活用

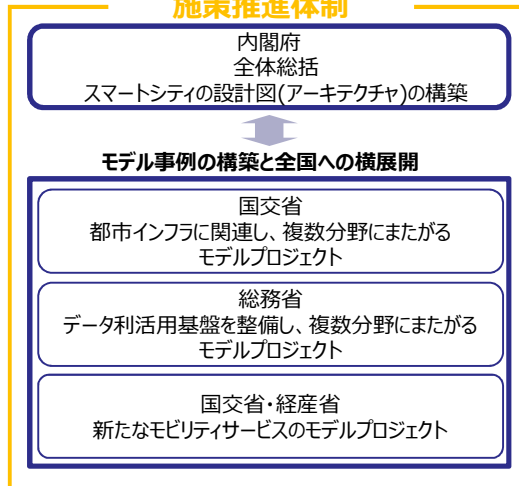


サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合した「Society 5.0」の実現に向け、官民関係者の連携のもと、世界の先導役となる取組を展開するとともに、スマートシティをまちづくりの基本コンセプトとして位置付け、AI、IoTなどの新技術やデータの活用と都市インフラを一体として戦略的・集中的に整備します。

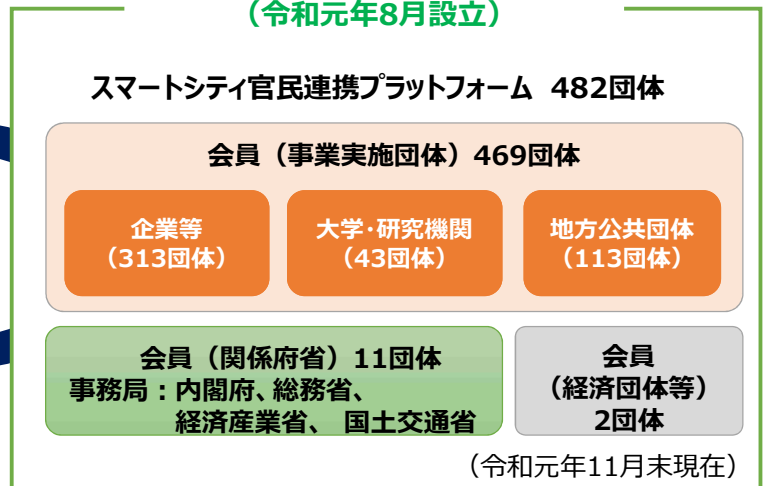
国土交通省におけるスマートシティの展開



関係府省連携による 施策推進体制



官民連携によるプロジェクト推進体制 (令和元年8月設立)



4. 地域主導・民間主導のスマートシティの構築を進めます。

(1) スマートシティモデルプロジェクトの推進

スマートシティ実証調査 調査 **2.3 億円(2.01倍)**

※令和元年度補正予算 2.0億円

スマートシティの分野で、世界の先導役となることを目指し、「官民コンソーシアム」の体制とビジネスモデル構築を図るため、官民体制の確立、実行計画の策定、実証実験等を実施します。

スマートシティモデルプロジェクト

全国の牽引役となる「官民コンソーシアム」を対象に、実行計画策定及び優れたプロジェクトの実証実験を実施。

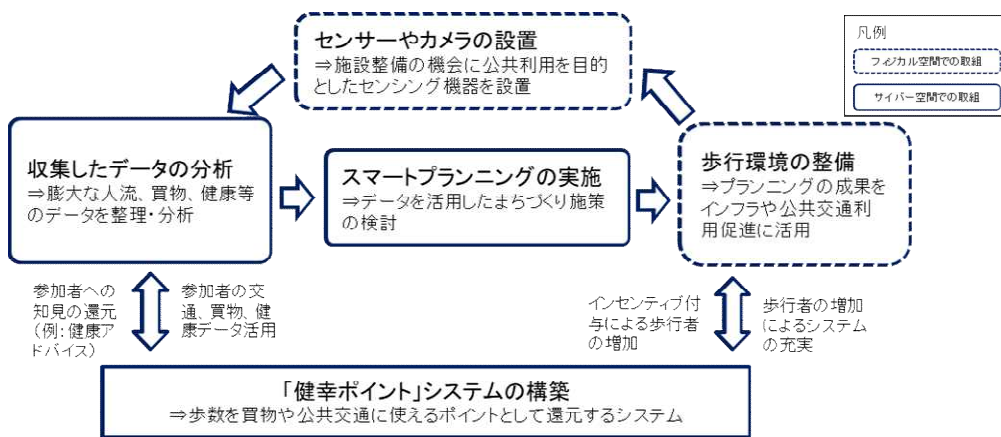
※ 1事業あたり2,000万円を上限とし、同額以上の負担をコンソーシアムが行う場合に限る

※ 先進性、効率性、継続性、汎用性に基づき、有識者委員会の審査を経て選定

実行計画のイメージ

○スマートシティの取組

センサー等による人流データや「健幸ポイント」を活用した健康データ等のビッグデータをまちづくりの検討に活用（スマートプランニング）し、歩行を促進する環境整備を行うとともに、歩行者の増加による市民の健康増進を図る。



○事業実施体制の確立

公共団体
+
民間企業
+
学識
による推進体制



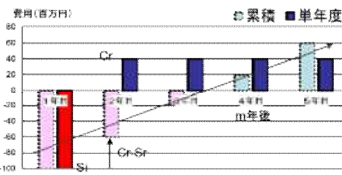
○ビジネスモデルの構築

例：スマートウェルネスシティ協議会（札幌市） 例：松山スマートシティコンソーシアム

・継続的な取組につながる経費削減効果

$$S_i + \sum_{r=1}^m S_r < \sum_{r=1}^m C_r$$

S_i : スマートシティの導入による初期投資
 S_r : スマートシティの導入によるランニングコスト($r=1,2,\dots$)
 C_r : スマートシティの取組によるコスト削減額($r=1,2,\dots$)



経費削減効果のイメージ

・地域全体での価値・収益向上効果

$$C_{total} < V_{total}$$

V_{total} : n の分野における価値・収益の向上の合計
 C_{total} : n の分野におけるコストの合計
 (n →医療、健康、観光、地域活性化、安全…)

	価値・収益向上	コスト	差分
健康	40	100	▲60
観光	200	100	100
安全	10	40	▲30
合計	$V_{total}=250$	$C_{total}=240$	10

地域の価値・向上効果のイメージ

※ 具体的なKPIとして、経費削減効果や地域の価値・収益向上効果を設定することを実証実験の実施の要件とする。

スマートシティの全国展開

スマートシティに意欲的に取り組む官民コンソーシアムを対象に、官民連携プラットフォームを活用したマッチングや、モデルプロジェクトの課題や成果等の横展開を図るためのガイドラインの策定等によるスマートシティの取組を拡大。

4. 地域主導・民間主導のスマートシティの構築を進めます。

(2) IoT等のセンシング型スマートシティの実装支援

国際競争拠点都市整備事業	補助	127.5億円(1.25倍)
都市・地域交通戦略推進事業	補助	6.9億円(1.00倍)
都市再生整備計画事業	社総交	7,627億円の内数
都市・地域交通戦略推進事業		
メゾン支援事業	政府保証	400.0億円(1.14倍)

スマートシティの推進にあたり、IoT等のセンシング技術等の都市インフラへの内装化を推進するため、都市インフラ関係の主要事業において、データの公共的利活用を前提に、公共施設等と情報化基盤施設※の一体整備等に対する支援を実施します。

※情報化基盤施設:センサー、ビーコン、画像解析カメラその他先端的な技術を活用した施設等

拡充内容等

	対象事業※1	対象事業者※2	補助率等
	都市再生整備計画事業	市町村 市町村都市再生協議会	概ね4割
拡充 国際競争拠点都市整備事業	道路・鉄道施設等の重要インフラの整備、市街地開発事業 + <u>一体的に行われる情報化基盤施設の整備を追加</u>	地方公共団体 都市再生機構 法律に基づく協議会	1/3 (市街地再開発事業) 1/2 (市街地再開発事業以外)
拡充 都市・地域交通戦略推進事業	都市交通システム整備 (公共交通、交通結節点等) + <u>一体的に行われる情報化基盤施設整備、自動運転バスの社会実装に向けた社会実験等を追加</u>	地方公共団体 法律に基づく協議会 都市再生機構 都市再生推進法人 等	1/3 (立地適正化計画に位置付けられた事業は1/2)
拡充 メゾン支援事業	<支援限度額> 公共施設等の整備費 + <u>情報化基盤施設の整備費用を追加</u>	民間事業者 (国土交通大臣の認定を受けた民間都市開発事業に限る)	「公共施設等整備費」または「総事業費の50%」のいずれか少ない額

※1 情報化基盤施設を通じて取得される情報を、公共の取組等の用に供することが要件

※2 スマートシティ官民連携プラットフォーム加入者に限る

海外の事例（バルセロナ）

市内広域をカバーする公衆Wi-Fiを整備し、市内各所に設置されたセンサーから集約されたデータを一元管理。ゴミ収集管理やスマートパーキングなど、様々なスマートサービスに活用。

バルセロナ市のWi-Fiを活用したスマートサービス



出典：総務省 ICT街づくり推進会議 スマートシティ検討ワーキンググループ資料

国内の事例（愛知県岡崎市）（予定）

公園整備等に併せて、公園内及び東岡崎駅からのアクセス道路等に画像解析カメラを一体的に整備。時期・時間を限定せず人流データを収集し、分析することで、公園の整備効果等をより精緻に把握するとともに、中心市街地活性化に資する公共空間での民間イベントの検討等に活用。



5. 東京五輪後も見据え、都市の国際競争力強化に取り組みます。

(1) 民間事業者による優良都市再生プロジェクトの推進

メザニン支援事業 政府保証 **400.0億円(1.14倍)**

※令和元年度補正予算 50.0億円

2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会後も我が国経済の牽引役として期待される拠点都市において、内外の人材・投資を惹きつける魅力・磁力をさらに高めるため、民間の都市開発事業を強力に推進します。

事業概要

◆ 国土交通大臣認定制度

都市再生緊急整備地域内における優良な民間都市開発事業（大臣認定事業）に対し、金融・税制支援を行うことにより、民間の都市開発事業を推進します。

< 支援内容 >

○ 金融支援

・民都機構によるメザニン支援※

※ミドルリスク資金を供給するために貸付等を行うもの

○ 税制支援

・法人税等の割増償却、登録免許税等の軽減措置

メザニン支援事業

防災や環境に配慮した優良な民間都市開発事業に対して、（一財）民間都市開発推進機構によるメザニン資金を提供することで、融資（ローン）と出資の間に位置し、一般に調達が難しいとされる「ミドルリスク資金」を長期安定的に供給します（貸付・社債取得）。

< 支援概要 >

- ・支援対象 : 民間事業者
- ・対象区域 : ① (特定)都市再生緊急整備地域又は② 都市再生整備計画の区域
- ・規模要件 : ① 原則1ha以上（申請事業と隣接・近接する事業が一体的に行われる場合、0.5ha以上）
② 原則0.5ha以上（政令指定都市等の場合、0.2ha以上）
- ・支援限度額 : 「公共施設等の整備費」または「総事業費の50%」いずれか少ない額

経済波及効果の高い民間都市開発事業を推進することにより、国際競争力の強化等、都市の再生を強力に推進します。

< 支援事例 >



虎ノ門ヒルズ 森タワー
(東京都港区)



赤坂インターシティAIR
(東京都港区)



天神ビジネスセンター
(福岡県福岡市)

5. 東京五輪後も見据え、都市の国際競争力強化に取り組みます。

(2) 国際競争力強化のための重要インフラの整備

国際競争拠点都市整備事業 補助 **127.5億円 (1.25倍)**

※令和元年度補正予算 56.4億円

2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会後も成長が期待される都市の中核拠点において、民間投資の誘発や国際的な人材の誘致を図り、都市の国際競争力を強化するため、道路や鉄道施設等の重要インフラや市街地開発事業の都市基盤整備を重点的かつ集中的に推進します。

事業概要 (国際競争拠点都市整備事業 (公共公益施設型))

支援内容

- 道路の新設又は改築
- 鉄道施設の建設又は改良
- バスターミナルの整備
- 鉄道駅周辺施設の整備
- 市街地再開発事業
- 土地区画整理事業
- BRTの整備

対象地域

特定都市再生緊急整備地域

対象者

地方公共団体、都市再生機構、
法律に基づく協議会

補助率

- 市街地再開発事業 1/3
- 市街地再開発事業以外 1/2

〈整備例〉 大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域 (うめきた地区)



大規模低未利用地 (貨物駅跡地) において、道路、公園、広場、交通結節機能等の都市基盤を整備することで、民間事業者による都市開発事業を促進



開発事業者提供イメージパース

国際的なビジネス拠点・世界水準の居住空間の形成

6. 緑・公園・景観を活かした魅力ある都市空間をつくります。

(1) グリーンインフラの創出

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 補助 **1.0億円(皆増)**
 都市公園・緑地等事業 社総交 **7,627億円の内数**
 防安交 **10,388億円の内数**

官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水の厚みやつながりを向上させるため、緑地関連事業の統合等により、グリーンインフラの整備事業を創設し、都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上等を推進します。

■ 事業内容（グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の創設）

◆ 事業目的

- ① 公園緑地が有する多様な機能を引き出し、戦略的に**複数の地域課題の解決を目指す**
- ② **官民連携**による都市公園の整備や民間建築物又は公共公益施設の緑化を総合的に支援

◆ 事業スキーム

緑の基本計画等に基づいた**目標達成に必要なグリーンインフラの導入計画を策定**

■ 目標と具体的に必要なグリーンインフラのイメージ

目標（例）	目標の具体的な内容	目標達成に必要な内容
雨水流出の抑制	下水道施設への負荷軽減量	都市公園の整備 レインガーデンの整備
都市の賑わいある空間づくり	事業実施区域内の店舗出店数・歩行者数	建築物の緑化 芝生広場の整備
暑熱対策による都市環境改善	夏季における事業実施区域内の気温低減	公共公益施設の緑化 建築物のミスト付き緑化

グリーンインフラの導入計画に基づく**官民連携の取組をハード・ソフト両面から支援**

■ 支援対象

- ◆ 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標であること
- ◆ ①～⑤のうち2つ以上の事業、又は複数の事業主体で取り組むグリーンインフラ導入を支援
- ♣ **グリーンインフラ活用型都市構築支援事業**：民間事業者等へ補助（直接補助：1/2）
- ♣ **都市公園・緑地等事業**：地方公共団体へ補助（直接補助：1/2、間接補助：1/3）

ハード

- ① 公園緑地の整備
- ② 公共公益施設の緑化
- ③ 民間建築物の緑化（公開性があるものに限る）
- ④ 市民農園の整備
- ⑤ 緑化施設の整備（①～④の整備を併せて行うことで目標達成に資するものに限る）



ソフト

- ⑥ グリーンインフラに関する計画策定
- ⑦ 整備効果の検証

◆事業実施イメージ

【拠点的な市街地における事業イメージ】

✓働きやすく、多様な人材を呼び込む空間を創出

対象エリアのイメージ



民 民間建築物の緑化

官&民 緑化施設
(ミスト)の整備

官 公共公益施設
(街路空間)の緑化

官&民 雨水を貯留しやすい
土壌を使用したレインガーデンの整備



官&民

雨水貯留浸透施設を備えた公園緑地の整備



局地的な大雨に強いまちづくりの一環として
都市公園に雨水貯留浸透施設を整備



雨水を保水・浸透させると共に、植栽の成長を助け、
晴天時は蒸発散効果で、ヒートアイランド対策にも寄与

自然環境が持つ多様な機能を発揮
+ 雨水の一時的な流出抑制
+ 蒸発散による路面温度上昇抑制
+ 緑陰の形成による夏でも涼しく、
賑わいある都市空間の形成

【都市郊外部における事業イメージ】

✓環境に配慮し、潤いある豊かな生活・交流空間の創出



民間建築物の緑化

©Futakotamagawa Rise

公園緑地の整備



都市空間と河川空間の連動による
相乗効果により都市環境が向上

©Futakotamagawa Rise

グリーンインフラを活用することで、より効果的・効率的に、持続可能で魅力的な都市づくりを推進

※グリーンインフラとは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」をいう（国土形成計画より）

6. 緑・公園・景観を活かした魅力ある都市空間をつくります。

(2) 国営公園等の整備推進

国営公園等事業 直轄 **238.7億円(1.01倍)**等
 国営追悼・祈念施設整備事業 直轄 **14.3億円(0.60倍)**
 ※令和元年度補正予算
 国営公園等事業 直轄 11.6億円

国営公園等において、地域活性化や観光振興等をより一層推進するため、我が国固有の優れた歴史文化資産や豊かな自然を活かした施設整備とともに、誰もが利用しやすい環境の整備の推進や公園施設の防火対策を実施します。

また、我が国の震災や歴史・文化を後世に伝えるための施設整備を推進します。

地域活性化や観光振興

国営公園のハード・ソフト両面の魅力向上
 ・歴史文化資産や自然を活かした魅力的な施設整備等
 ・魅力的な体験プログラムの展開
 ・入園料等の柔軟な設定の検討

国営常陸海浜公園（茨城県）



一面のネモフィラが絶景として注目され、地域の観光拠点に

公園施設の防火対策

歴史的・文化的資源となる公園施設の防火対策
 ・復元施設等における消火施設の設置等

国営吉野ヶ里歴史公園（佐賀県）



弥生時代の建物等を復元した園内

〈対策イメージ〉



スプリンクラーの設置



煙感知器の設置

震災の記憶や歴史・文化の伝承

国営追悼・祈念施設
 （岩手県・宮城県・福島県）

国営の追悼・祈念施設※の整備を推進
 ※地方公共団体が設置する復興祈念公園の中に、国が設置する中核的施設となる丘や広場等

【整備目標】

- 岩手県・宮城県
令和2年度末完成予定
- 福島県
令和2年度中の一部利用

高田松原津波復興祈念公園（岩手県）



令和元年9月の一部利用開始後の様子

明治記念大磯邸園
 （神奈川県大磯町）

地方公共団体との連携の下、旧滄浪閣等の建物群及び緑地の一体的な保存・活用に向けて整備を推進

【整備目標】

- 令和2年夏頃を目途に、旧大隈別邸及び陸奥別邸跡の庭園等の一部区域を公開



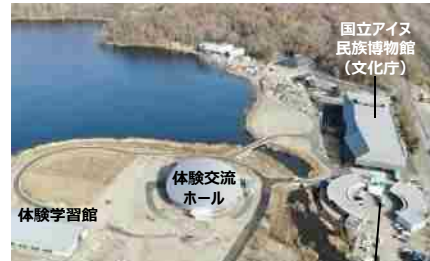
平成30年秋の記念公開の様子

民族共生象徴空間（ウポポイ）
 （北海道白老町）

国立民族共生公園の夜間公開等に対応可能な施設整備を実施

【整備目標】

- 令和2年4月24日一般公開予定



体験学習館

体験交流ホール

国立アイヌ民族博物館（文化庁）

令和元年11月の整備状況

エントランス棟

※ 首里城の復元に向けた取組については、P 7 参照

6. 緑・公園・景観を活かした魅力ある都市空間をつくります。

(3) 官民連携の活用や子育てしやすい都市公園の整備推進

都市公園・緑地等事業 社総交 **7,627** 億円の内数

※令和元年度補正予算

国営公園等事業 直轄 10.2億円

都市公園・緑地等事業 社総交 633億円の内数

平成29年度の都市公園法改正により創設された公募設置管理制度（Park-PFI）を活用する都市公園に対して、官民整備の協調に向けて引き続き重点的な支援を行います。また、子どもの遊び場や親子で休息できる芝生広場、子育て世代に必要な利用環境（授乳室、洋式トイレ等）の整備を行います。

Park-PFIを活用した都市公園整備（イメージ）

カフェ等の収益施設（公募対象公園施設）

収益の一定割合を整備の一部に充当

広場、園路等の公共部分（特定公園施設）

民間が一体的に整備

特定公園施設の整備に対して地方公共団体が負担する費用の一部を交付金で支援（国費率：1/2）

■ 取り組みが進むPark-PFI（整備事例）

<p>収益施設（遊戯施設） 【横浜動物の森公園：横浜市】</p>	<p>収益施設（カフェ） 【勝山公園：北九州市】</p>	<p>特定公園施設（ベンチやパーゴラ） 【勝山公園：北九州市】</p>
--------------------------------------	----------------------------------	---

重点的支援によりPark-PFIの活用を加速化し、都市公園を活性化

子どもと一緒に訪れたい公園緑地の整備（イメージ）

事業主体：地方公共団体
国費率：1/2

<p>子どもの遊び場の整備</p>	<p>親子で休息できる芝生広場</p>	<p>子育て環境（授乳室、洋式トイレ等）</p>
-------------------	---------------------	--------------------------

6. 緑・公園・景観を活かした魅力ある都市空間をつくります。

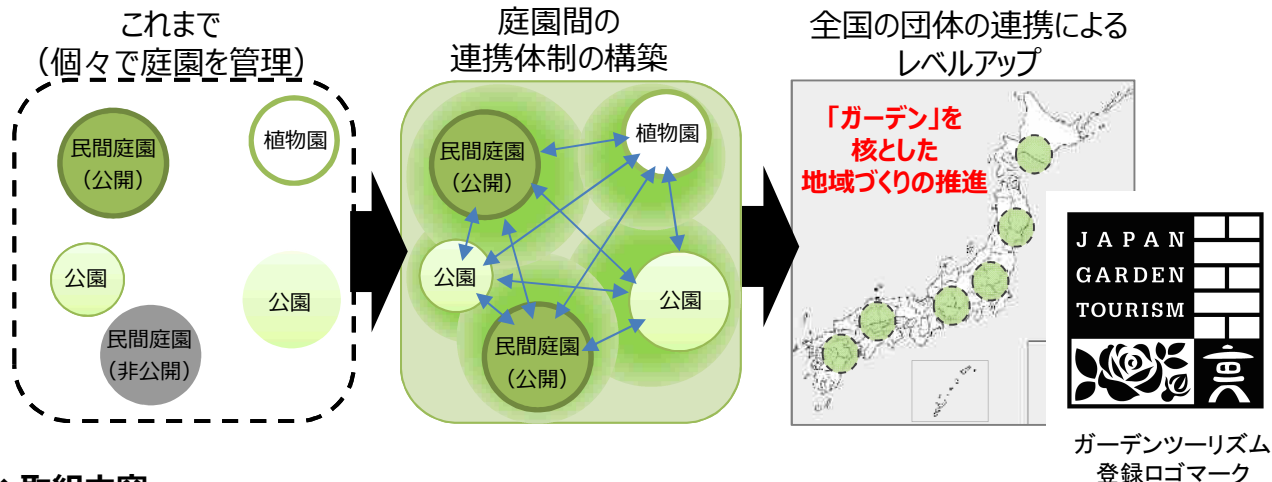
(4) 特色ある庭園を活かした訪れたい地域づくり

庭園間交流連携促進調査 調査 0.3億円(1.00倍)

平成31年4月「ガーデンツーリズム登録制度」を創設し、全国各地の8計画が登録され、また多くの地域で登録に向けた動きがあります。先行事例の横展開や幅広いニーズに応じたPRを実施し、「ガーデン」を核とした地域づくりを推進します。

庭園間交流連携促進調査

◆ガーデンツーリズム推進の狙い



◆取組内容

- ・先行事例・ノウハウを横展開し、計画策定・実施取組の検討を支援
- ・国登録「庭園間交流連携促進計画」に基づくモデル事業の実施、幅広いニーズに応じたPRを実施

宮崎花旅365の事例

取組内容の検討



全国団体・民間ノウハウの横展開

実践



モデルツアーの先行実施

効果



旅行会社によるツアーの構築
提供：クラブツーリズム株式会社

◆登録計画一覧 (令和元年12月時点：8計画)

	計画名	所在地
第1回	北海道ガーデン街道	北海道 旭川市、富良野市、帯広市ほか
	ガーデンネックレス横浜	神奈川県 横浜市
	富士・箱根・伊豆「皇室ゆかりの庭園」ツーリズム	神奈川県 箱根町、静岡県 沼津市、三島市ほか
	にいがた庭園街道	新潟県 新潟市、村上市、新発田市ほか
	アメイジングガーデン・浜名湖	静岡県 浜松市、湖西市、袋井市、掛川市
	宮崎花旅365	宮崎県 宮崎市
第2回	いばらきガーデン&オーチャードツーリズム	茨城県 水戸市、ひたちなか市、笠間市ほか
	湘南邸園文化ツーリズム	神奈川県 小田原市、茅ヶ崎市、大磯町ほか

6. 緑・公園・景観を活かした魅力ある都市空間をつくります。

(5) 地域の景観を活かした魅力あるまちづくりの推進

景観改善推進事業

補助 1.3億円(皆増)

明日香村歴史的風土創造的活用事業

交付金 1.6億円(1.05倍)

地域住民にとって住みよい環境を整備するとともに、内外からの観光客の訪問先となる魅力あるまちづくりを推進するためには、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図ることが重要です。

このため、景観計画を策定する市区町村に対する支援や景観規制上の既存不適格物件の是正措置等を支援するための補助制度を創設し、地域の活性化や観光立国の実現等を図ります。

景観改善推進事業の創設

- 補助対象：・景観計画の策定・改定
 ・外部専門家登用やコーディネート活動
 ・景観規制上の既存不適格となる建築物等への是正措置

- 補助事業者：・立地適正化計画を策定または策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市区町村
 ・景観に関連のある計画等^{*}を定めている市区町村

補助率：1/2、1/3

※景観に関連のある計画等

- ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
 ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画 等



景観規制に不適合となる派手な色



周囲と調和した薄いベージュ色

景観規制上の既存不適格となった建築物の外観の塗り替え

明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金

「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」に基づく第5次明日香村整備計画（計画期間：R2～11）を踏まえ、民間等との連携・協働の取組をはじめとした、明日香村による歴史的風土の創造的活用を支援する。



屋根瓦を改修し歴史的風土に調和した景観を創出



古民家を店舗に改修し賑わいを創出

7. 都市分野の海外展開を進めます。

(1) 都市開発の海外展開

都市開発海外展開支援事業、都市開発の海外展開に向けた調査 **2.1億円(1.02倍)**

政府の「インフラシステム輸出戦略」等において掲げられた「2020年に約30兆円」の目標を達成するため、大規模開発に関するノウハウを有するUR（都市再生機構）等との連携を強化し、官民一体となった取組を推進します。

また、中間所得層を含めた相手国のニーズに対応した都市開発案件の形成・発掘や、SDGs・スマートシティ等の新分野における我が国のプレゼンス向上等を図ることで、日本企業による都市開発プロジェクト受注を加速化します。

取組イメージ

大規模開発のノウハウを有するUR等との連携強化

セミナー・ワークショップ

・開発構想・計画の予備的調査
・案件のフィージビリティ調査

我が国の
強みの発信

現地政府・企業
との関係構築

案件
発掘

開発計画
策定支援

日本企業による受注・投資の促進

許認可
取得支援

JOINによる
出資等

SDGs・スマートシティ
等に関する国際機関等
との共同研究・セミナー

案件発掘・形成調査

・中間所得層を含む相手国ニーズに対応した
都市開発
・スマートシティ関連産業等と連携した都市開発

JOINによる出資案件21件
のうち都市開発案件9件
(総額約389億円)
※令和元年12月時点



相手国のニーズに対応した大規模開発
(インドネシア ジャカルタ郊外複合都市開発事業 イメージ図)



スマートコンテンツを活用した都市開発
(タイ バンスー駅周辺地区開発 イメージ図)
※2019年JICAスマートシティ開発セミナー資料より

7. 都市分野の海外展開を進めます。

(2) 日本庭園などの造園緑化技術や文化の海外展開の強化

海外日本庭園保全再生方策検討調査 調査 **0.5億円(1.10倍)**
 ドー八国際園芸博覧会出展調査 調査 **0.1億円(皆増)**

海外の日本庭園は、日本の魅力を発信する拠点として活用されています。しかし、その多くは適切な維持管理が行われていません。そこで、日本から造園技術者を派遣し、日本庭園を修復することで造園緑化技術や文化の海外展開を促進します。

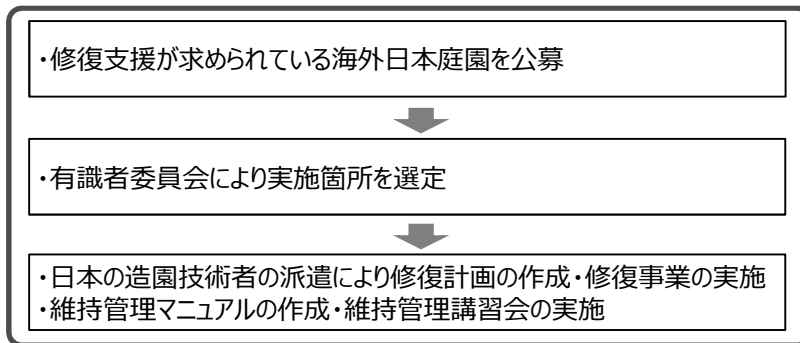
また、2021年にカタルドールで開催される国際園芸博覧会に日本国出展するために必要な調査を実施します。

海外日本庭園の再生

<修復支援の内容>

平成29年度から5年間で50箇所程度の庭園の修復を目標として、より効率的な修復支援を実施。
 (令和元年度までに15箇所修復予定)

【修復支援の流れ】



【ルーマニア（ブカレスト市）ヘラストラウ公園】
修復後の日本庭園で開かれた桜祭り



(カリフォルニア州グレンデル市日本庭園の例)



修復前



H30.1 修復作業実施



表彰される総領事

ドー八国際園芸博覧会への出展

2021年にカタルドールで開催予定のドー八国際園芸博覧会において、農林水産省と連携し、日本国出展を通じた日本の造園緑化技術・文化の対外発信及び海外展開の方策を検討する。

(前回：北京園芸博 日本国出展に並ぶ来場者)

- 【名 称】 EXPO 2021 DOHA
- 【テーマ】 GREEN DESERT, BETTER ENVIRONMENT
- 【開催期間】 2021年10月14日～2022年3月17日



IV. 令和2年度 都市局関係予算 新規・拡充事項一覧

事業名	ページ
【公共、補助】都市構造再編集中支援事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生整備計画事業の立地適正化計画に基づく事業を個別支援制度化 ・居住誘導区域外の一部の区域において緑地化等の最低限の整備を支援対象に追加 ・都市機能誘導区域・居住誘導区域に隣接する水辺の空間を支援対象に追加（災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な施設は除く） ・防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく、民間による「災害弱者施設（病院、老人デイサービスセンター、乳幼児一時預かり施設等）」の災害ハザードエリアから都市機能誘導区域への誘導整備にかかる補助対象事業費を1.2倍に嵩上げ ・中枢中核都市が周辺市町村と連携した立地適正化計画を作成した場合、両者が共同で活用・整備する誘導施設を支援対象に追加 ・誘導施設の計画・設計段階における民間ノウハウの活用等を要件化 <ul style="list-style-type: none"> ※郊外のにじみ出し的な開発の抑止（都市計画法第34条第11号に基づく条例の運用厳格化）のため、不適切な運用を行っているものは支援対象から除外 ※居住誘導区域から災害レッドゾーンの除外を徹底するため、都市計画運用指針に反しているものは支援対象から除外 	11、12、 14、17、18
【非公共、補助】防災集団移転促進事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・移転先の住宅団地の規模要件を10戸から5戸に緩和（災害危険区域からの事前移転にあたり、災害ハザードエリアであつて、治水事業が及んでいない地域に限る） ・移転元地の買取要件を所有者不明等の買取が困難な場合は買取不要に緩和 ・計画策定経費を新たに支援対象に追加（補助率：1/2） 	13
【非公共、補助】コンパクトシティ形成支援事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく、居住誘導区域外の災害ハザードエリアから居住誘導区域内への居住機能移転促進に向けた調査を支援対象に追加 ・人口10万人未満かつ人口減少率20%以上の都市について、計画策定支援を1/2補助から定額補助（上限550万円）に拡充 ・計画策定支援の補助対象事業者に「市町村都市再生協議会」を追加 ・人口10万人未満かつ人口減少率20%以上の都市について、誘導施設移転に係る除却対象の移転後の延べ床面積要件を緩和（1000㎡→500㎡） 	14、17
【公共、交付金】都市再生区画整理事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・土地の高上げ費用を補助限度額の算定項目に追加（立地適正化計画に位置付けた防災対策として実施する場合に限る） 	15
【公共、交付金】都市防災総合推進事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・従前の地域要件を見直し、洪水浸水想定や土砂・津波災害警戒区域等を新たに支援対象に追加 ・避難施設の整備、避難施設への必要な機能整備及び用地費を支援対象に追加 	15
【公共、交付金】宅地耐震化推進事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・変動予測調査等において支援対象者に宅地所有者等（間接補助）を追加 ・対策工事において優先すべき地域における国費率[※]の嵩上げ（1/4・1/3→1/2） <ul style="list-style-type: none"> ※立地適正化計画において宅地の防災対策が定められる場合、滑動崩落により人家10戸（避難路を有する場合は5戸）以上流出する場合、震度5弱相当で滑動崩落する場合 	16
【公共、補助・交付金】まちなかウォークアブル推進事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生整備計画事業等において、まちなかの歩ける範囲の区域における、街路、公園、広場等の既存ストックを重点的に一体的に支援する事業を創設 ・国費率の嵩上げ（40%、45%→1/2） ・都道府県、民間事業者等を支援対象に追加（補助） 	21、22
【非公共、補助】官民連携まちなか再生推進事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・エリアプラットフォーム構築、未来ビジョン等策定、シティプロモーション、社会実験等に対する補助制度を創設 	24
【公共、補助】まちなか公共空間等活用支援事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出につながる賑わい創出などの都市再生推進法人に対する低利子貸付制度の創設 	25
【公共、補助】まちづくりファンド支援事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・NPO等によるファンド立ち上げ費用を支援を追加 ・寄付の受け入れを民間企業からも可能となるよう措置 ・資金提供者の対象類型に貸付型、ファンド型を追加 	25

事業名	ページ
【公共、交付金】都市再生整備計画事業	
・公共公益施設と一体的に整備する情報化整備について、取得される情報を公共の取組等の用に供すること及びスマートシティ官民連携プラットフォームの加入者に限ることを要件化	28
【公共、補助】国際競争拠点都市整備事業	
・インフラ整備と一体的に行われる情報化基盤施設整備について、支援対象に追加 (取得される情報を公共の取組等の用に供すること及びスマートシティ官民連携プラットフォームの加入者に限る)	28
【公共、補助・交付金】都市・地域交通戦略推進事業	
・情報化基盤施設整備や自動運転バスの実装に向けた社会実験等を支援対象に追加 (取得される情報を公共の取組等の用に供すること及びスマートシティ官民連携プラットフォームの加入者に限る)	28
【政府保証】メザニン支援事業	
・支援限度額の公共施設等整備費用に情報化基盤施設の整備費用を追加 (取得される情報を公共の取組等の用に供すること及びスマートシティ官民連携プラットフォームの加入者に限る)	28
【公共、交付金・補助】グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	
・都市公園・緑地等事業（交付金）の緑化重点地区総合整備事業、吸収源対策公園緑地事業、ストック再生緑化事業を統合し、新たに計画策定・測定調査、公共公益施設の緑化、民間建築物の緑化、緑化施設の整備等の支援制度を創設	32
【公共、交付金】市民農園等整備事業	
・支援対象に生産緑地を貸借し、開設する市民農園を追加	-
【公共、直轄】国営公園等維持管理費	
・令和2年4月24日に開園する国立民族共生公園の維持管理費を新規に計上	34
【非公共、補助】景観改善推進事業	
・景観計画の策定・改定、景観規制上の既存不適格となる建築物の是正措置等に対する補助制度を創設	37
【非公共、補助】明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金	
・民間企業等と連携した地域活性化に関する事業を支援対象に追加	37
【公共、交付金】都市再開発支援事業	
・リノベーション及び空地の暫定利用を支援対象に追加 (まちづくりの計画において、リノベーション等を位置付けてから3年間を限度) ・計画コーディネート業務の支援期間を「交付決定のあった年度から10年間」に「工事完了時点を含めた5年間」を新たに追加 ・計画コーディネート業務の支援対象にまちづくり活動を行う都市再生推進法人等を追加	-
【公共、補助】地下街防災推進事業	
・支援対象に漏水対策を追加（防災性向上に資する施設の整備と併せて行うもの）	-
【公共、交付金】市街地再開発事業	
・熊本地震に関連して実施される国費率高上げ（1/3→2/5）について、令和3年3月31日まで延長	-
【公共、補助・交付金】防災・省エネまちづくり緊急促進事業	
・必須要件、選択要件ついて、要件の引き上げ等の見直しをしつつ、事業の期限を5年間延長	-

V. 令和2年度 税制改正概要

※◎：新規項目 ○：延長項目

まちなかの魅力の向上

◎居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置の創設

居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための制度を創設し、公共空間の拡大につながる民地の開放及び公共施設との一体性を高めるための施設の改修等について税を減免する。

【固定資産税・都市計画税：課税標準5年間 1/2に軽減】

農地保全による良好な環境形成

◎農と住の調和したまちづくりの推進のための特例措置の創設

より小さなエリアでの機動的な都市農地の保全を促進し、良好な都市環境の形成と営農環境の保全の両立を図るため、新たな地区計画制度を創設し、地区内の農地について一定の規制を行ったうえ、税を猶予する。

【相続税・贈与税：納税猶予、不動産取得税：徴収猶予】

都市のスポンジ化対策

○低未利用土地権利設定等促進計画に係る特例措置の延長

○立地誘導促進施設協定に係る課税標準の特例措置の延長

「都市のスポンジ化」対策として、空き地・空き家等の低未利用土地の利用促進を図るため、計画に基づく土地の取得等について税を減免する。また地域の利便の確保・維持に不可欠な施設について、一定の条件のもと、税を減免する。

<低未利用土地権利設定等促進計画> 【登録免許税：地上権設定等の登記（本則1%→0.5%）、
所有権移転登記（本則2%→1%）、不動産取得税：課税標準1/5控除】

<立地誘導促進施設協定> 【固定資産税・都市計画税：課税標準2/3に軽減】

市街地再開発の推進等

○市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長

市街地再開発事業の推進を図るにあたり保留床処分を円滑化するため、事業用資産を譲渡し市街地再開発事業の保留床へと買換えた場合に、譲渡益への課税を繰り延べる。

【所得税・法人税：課税の繰延べ（譲渡益の80%）】

○三大都市圏における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長

人口・産業の過度な集中による環境悪化・交通混雑の解消を目指すため、既成市街地内から特定の地域内に資産を買換えた場合に、譲渡益への課税を繰り延べる。

【所得税・法人税：課税の繰延べ（譲渡益の80%）】

他局主管項目

○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長

○認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置の延長

○防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の拡充・延長

※その他、都市再生特別措置法の改正に伴う税制上の所要の措置及び配偶者居住権の創設を踏まえた所要の措置を講ずる。

● 都市局施策集

●目次

I. 都市行政に係る最近のトピックス

1. 災害からの復旧・復興

①都市防災対策、災害復旧	4 7
②災害対応(平成 28 年熊本地震、平成 23 年度東日本大震災)	4 8
③首里城の復元に向けた取組	4 9

2. コンパクトシティの更なる進化・防災施策との連携等

①都市計画基本問題小委員会中間とりまとめ概要(令和元年7月30日)	5 0
②「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会について	5 1
③台風 19 号で活用された都市局関係施設	5 2

3. 居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成

①「居心地が良く歩きたくなる」まちなかからはじまる都市の再生	5 3
②まちなかウォーク・カブ推進プログラム(令和 2 年度予算決定時点版)	5 4
③ウォーク・カブ推進都市一覧(令和元年 12 月 13 日時点)	5 7
④各種検討会・懇談会	5 8
⑤環状道路の整備等とあわせたまちなか空間再編	5 9
⑥都市再生推進法人の活躍事例(道路、公園の占用特例)	6 0
⑦Park-PFI の概要と活用状況	6 1
⑧民間都市開発推進機構によるまちづくり支援	6 2
⑨都市再生機構によるまちづくり支援	6 3

4. スマートシティ

①スマートシティの推進	6 4
②スマートシティにかかる官民連携体制の構築	6 5

5. 都市の国際競争力の強化

①全国の都市再生緊急整備地域等	6 7
②都市再生緊急整備地域等に係る支援措置	6 8
③民間都市再生事業の推進(国土交通大臣認定制度)	6 9
④話題のプロジェクトへの支援	7 0
6. グリーンインフラ	7 2

II. 都市行政の主な施策ツール

1. 都市計画制度

①都市計画法の概要	7 4
②「用途地域」に人口の 3 / 4 が居住	7 5
③コンパクト・プラス・ネットワークの推進	7 6
④立地適正化計画の作成状況	7 7
⑤地方都市では市街地が拡散し、低密度に	7 8
⑥コンパクト・プラス・ネットワークにより生産性を向上	7 9

2. 都市再生制度

①都市再生制度の概要	8 0
②追い上げられる「東京」、求められる「総合力」	8 1
③進む建築物ストックの老朽化、多様なオフィス空間の創出	8 2
④民間都市開発推進機構によるまちづくり支援	8 3

3. 市街地整備

①土地区画整理事業の概要	8 4
②土地区画整理事業は「コンパクト」かつ「スピーディー」に	8 5
③市街地再開発事業の概要	8 6
④市街地再開発は地域のニーズに応じて用途が変化	8 7

4. 街路事業・交通施設整備

①幹線道路の整備・踏切対策の推進	8 8
②交通結節点の整備・都市内公共交通の整備	8 9
③公共交通の整備による都市の再生	9 0

5. 公園緑地・景観関係事業

①都市公園の種類と現況・都市公園の整備等	9 1
②都市公園ストックの再編・公園施設(遊具等)の老朽化対策	9 2
③民間による緑化が公共に匹敵する「都市の緑」を創出	9 3
④景観・歴史まちづくりによる地域活性化	9 4

6. 安全・安心なまちづくり

①盛土の崩落や宅地の液状化の事前対策の推進	9 6
②地震の度に発生する宅地被害、事前対策の推進が必要	9 7
③差し迫る巨大地震と津波のリスク	9 8
④危ない場所からの住宅の集団移転の促進	9 9

7. 都市分野の海外展開

①都市開発の海外展開	100
②海外日本庭園再生プロジェクト	101

●都市局施策集

I. 都市行政に係る最近のトピックス

1. 災害からの復旧・復興

I. 都市行政に係る最近のトピックス

① 都市防災対策、災害復旧

- 切迫性の高い大規模災害に対し、先手を打った事前対策を実施するとともに、復興まちづくりへの支援により安全・安心なまちづくりを推進します。

○地震や水害に強いまちづくり、逃げられるまちづくりの推進

- 災害の危険性が高い区域等における避難路、避難施設などの身近な逃げ場所の整備や、ハザードマップの作成など災害リスクの見える化、住民による自主的な防災まちづくりを支援



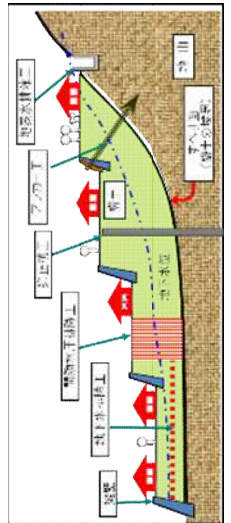
津波避難タワー

- ↳ 都市防災総合推進事業
- 都市部における危険な密集市街地の改善
- ↳ 密集市街地総合防災事業
- ↳ 都市防災総合推進事業

○盛土の崩落や宅地の液状化への対策の推進

- 盛土マップや液状化マップの作成、危険な盛土の崩落対策工事の実施を支援

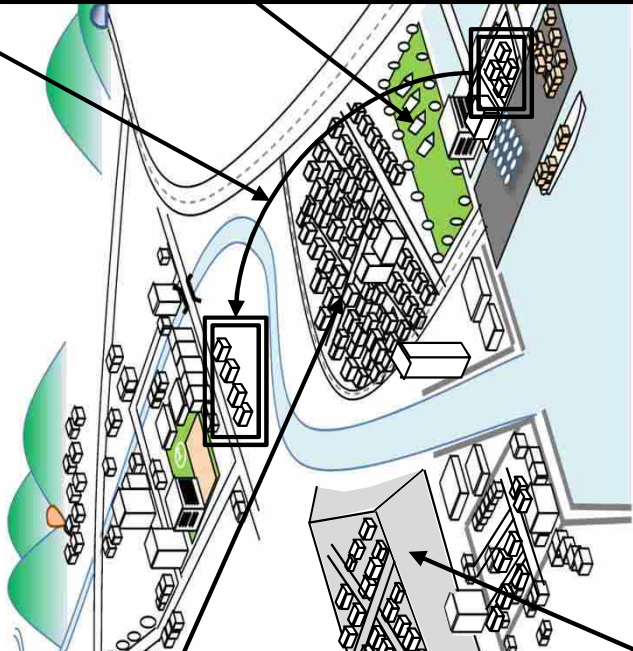
- ↳ 宅地耐震化推進事業



崩落対策工事のイメージ

○復興事前準備の推進

- 地方公共団体における復興に関する体制や手順の検討などの復興まちづくりの事前準備の推進



○防災のための集団移転の促進

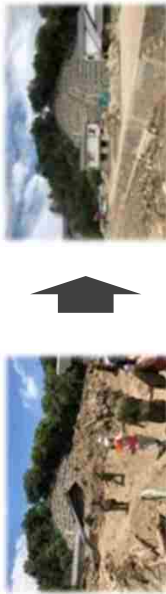
- 災害の危険性が高い地域から安全な地域への集団移転を支援。特に、災害前の集団移転を促進

- ↳ 防災集団移転促進事業

○災害からの復旧・復興まちづくり

- 被災した公園の災害復旧やまちなかに堆積した土砂の排除を支援

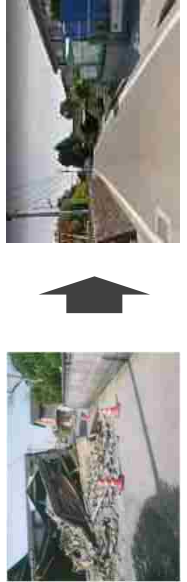
- ↳ 都市災害復旧事業



堆積した土砂の排除

- 被災地における復興まちづくり計画の策定や再度災害防止のための避難路や避難施設の整備を支援

- ↳ 都市防災総合推進事業



避難路整備のイメージ

② 災害対応（平成28年熊本地震、平成23年東日本大震災）

●平成28年熊本地震

熊本城公園の復旧



熊本城公園の被害
(H28.12.6撮影)

熊本城公園は、熊本のシンボルである天守閣を含む公園施設が被災。

熊本市や文化庁等と連携し、令和元年10月から大天守外観の公開を開始。令和3年春頃には天守閣全体の復旧を完了する予定。

被災宅地の復旧・耐震化



小規模造成宅地の被害
(熊本県益城町)

熊本県内では地すべり・液状化等により、約1万5千件の宅地被害が発生。

宅地耐震化推進事業の拡充等を実施。令和2年度までに大規模盛土造成地等の復旧完了予定、液状化対策の実施による復興を推進。

被災市街地の復興



住宅地の被害
(熊本県益城町)

益城町では活断層により面的に甚大な被害が発生。

土地区画整理事業等により市街地の復興を推進。

主な事業

- 土地区画整理事業 1地区 約28ha
- 街路事業(都市計画道路益城中央線外1線) L=約3.2km W=約27m(4車線) 12地区
- 都市防災総合推進事業

●平成23年東日本大震災

津波災害からの復興まちづくり



東矢本町北地区における復興状況(宮城県東松島市)

主な事業

- 土地区画整理事業 65地区 約1,890ha (民間住宅等用地:9,348戸)
- 津波復興拠点整備事業 24地区 約289ha
- 防災集団移転促進事業 332地区 約840ha (民間住宅等用地:8,389戸)

被災3県(岩手県・宮城県・福島県)において、土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業等により復興まちづくりを推進。

令和元年12月末までに、民間住宅等用地1.8万戸のうち約99%の造成が概ね完了。

原子力災害からの復興まちづくり



大川原地区における復興状況(福島県大熊町)

主な事業

- 福島復興再生拠点整備事業 3地区 約92ha

福島県の原子力災害被災市町村において、まちの復興・再生の拠点となる市街地を、福島復興再生拠点整備事業により整備。

大熊町、双葉町において、造成工事等を実施中。

1. 災害からの復旧・復興

③ 首里城の復元に向けた取組

令和元年10月の火災により焼失した首里城について、首里城復元のための関係閣僚会議において策定された「首里城復元に向けた基本的な方針」に基づき、復元に向けた取組を進めます。

首里城火災の状況

本造で復元を行った正殿を含む、計9施設が焼損（一部焼損含む）



(11月1日14時頃撮影)

首里城復元のための関係閣僚会議

令和元年10月31日に発生した火災により焼失した首里城正殿等の復元のための計画策定等に向け、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって対応するため、首里城復元のための関係閣僚会議を開催。

<構成員>

議長 内閣官房長官
副議長 内閣府特命担当大臣
(沖縄及び北方対策)

構成員 国土交通大臣 財務大臣
総務大臣 文部科学大臣 農林水産大臣



I. 都市行政に係る最近のトピックス

首里城の復元に向けた取組

首里城復元に向けた基本的な方針

○第3回「首里城復元のための関係閣僚会議」（令和元年12月11日）において「首里城復元に向けた基本的な方針」を決定。

首里城復元に向けた基本的な方針

〔2019年12月11日 首里城復元のための関係閣僚会議〕

今般焼失した首里城は、沖縄県民のアイデンティティの拠り所として大切にされてきた。沖縄の方々の中には、日本の城郭文化の概念を広げる国民的な歴史・文化遺産である、極めて重要な建造物である。

政府は、首里城の早期の復元に向けて、首里城復元のための関係閣僚会議及び幹事会を開催し、沖縄県やこれまで復元に携わってきた有識者の参画を頂きながら議論を進めてきた。これまでの議論を踏まえて、一日も早い首里城の復元に向けて、以下の基本的な方針に基づき、取組を進めていくこととする。

- (1) 首里城の今般の復元に向け、詳細な時代考証に基づく前回復元時の基本的な考え方を踏襲して首里城を復元していくこととする。すなわち、首里城正殿について、1712年に再建され、1925年に国宝指定されたものに復元することを原則とする。
- (2) その上で、前回復元後に確認された資料や材料調達状況の変化等を反映するとともに、今般の火災を踏まえた防火対策の強化等を行う。
- (3) 前回の復元計画にできる限り沿って復元できるよう、政府一丸となった木材や漆などの資材調達に取り組むとともに、沖縄独特の赤瓦の製造や施工等について、前回復元時から沖縄県内に蓄積、継承されている伝統技術を活用するための支援を行う。
- (4) これまで復元に携わってきた沖縄の有識者の方を含めた技術的な検討の場を内閣府沖縄総合事務局に設け、国土交通省等の関係省庁と連携しつつ、沖縄県民の意見を十分に反映できるように沖縄県の参画を得ながら検討を進める。
- (5) 首里城跡の世界遺産登録に悪影響が及ばないよう、政府として、引き続き、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）と緊密に連携しなから進める。

政府は、上記の基本的な方針の下、関係省庁における検討を進め、**技術的な検討の場における議論も踏まえて、本年度内を目途に、首里城正殿等の復元に向けた工程表の策定を目指す。**

政府として、引き続き、沖縄県や地元の関係者、有識者の方々と共に、国営公園事業である首里城の復元に向けて、予算措置を含め、必要な措置を講じていくとともに、観光振興や復元過程の公開等の地元のニーズに対応した施策を推進するなど、責任を持って取り組むこととする。

首里城復元に向けた技術検討委員会

○基本的な方針に基づき、首里城復元に向けた技術的な検討を行うことを目的として、**沖繩総合事務局に、「首里城復元に向けた技術検討委員会」(委員長：高良倉吉琉球大学名誉教授)を設置し、令和元年12月27日に第1回委員会を開催。**

2. コンパクトシティの更なる進化・防災施策との連携等

I. 都市行政に係る最近のトピックス

都市計画基本問題小委員会中間とりまとめ概要（令和元年7月30日）

① ～安全で豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりの更なる推進を目指して～

<中間とりまとめのポイント>

- コンパクトシティの多岐にわたる意義等をわかりやすく再整理し、住民・行政等で共有。
- まちなか等の魅力の向上、市街地の拡散の抑制を車の両輪として各々の取組を強化。
- 分野や市町村域を超えた連携を進め、コンパクトシティを効果的に推進。新たに防災対策との連携強化も開始。

コンパクトシティの意義等を改めてわかりやすく整理・共有すること（中間とりまとめ1）

- コンパクトシティの意義は、生活サービスの維持、域内投資・消費の持続的確保、生産性向上、健康増進、財政健全化、環境保全、防災力強化など多岐にわたるもの。その価値観・ビジョンをわかりやすく整理し、住民、民間事業者、行政で共有。
- 今後のまちの見直し、実施すべき政策等の可視化や効果の把握、わかりやすい形での発信により、住民等の理解を促進。

立地適正化計画の制度・運用を不断に改善し、実効性を高めること（中間とりまとめ2）

- 客観的なデータ等に基づき、目標値や居住誘導区域の範囲を適切に設定し、住民へのアカウンタビリティを確保。
- 居住誘導区域において、日常生活に必要な病院等の適切な立地を促進する等により、その魅力を向上。

市街地の拡散を抑制すること（中間とりまとめ5）

- 11号条例等について、廃止や開発許可区域の限定、地区計画の活用など、コンパクトシティや開発許可制度の趣旨に則った運用に適正化。

分野や市町村域を超えた連携を進めること（中間とりまとめ3）

- 総合的なまちづくりのビジョン、様々な分野の政策の推進基盤として、関連する計画や政策分野（公共交通、住宅、健康・医療等）との連携を強化。
- 市町村の単位を超えた広域連携を促進する仕組みを整備。
- 小規模市町村に対し、都市圏全体のコンパクトシティ政策への協力の働きかけや人的支援等を実施。

居住誘導区域外に目配りすること（中間とりまとめ4）

- あるべき将来像を構築し、住民と共有。
- 新たなライフスタイルなど多様なニーズを取り入れた地域づくりを促進。
- 空き地等の発生による居住環境の悪化等を経過措置的に防止する仕組みを整備。
- 地域特性に応じよきめ細やかに緑地や農地の保全に活用できる仕組みも検討。

立地適正化計画等と防災対策を連携させること（中間とりまとめ6）

- 災害リスク評価の環境整備等により、土砂災害特別警戒区域等の居住誘導区域からの除外を徹底。
- 防災部局と連携し、居住誘導区域の内・外で、地域特性に応じた安全確保対策や優先順位の考え方等を立地適正化計画へ位置付け。
- ハザードエリアから居住誘導区域への自主的な移転を支援。
- 災害リスク情報の提供等により、不特定多数の者が利用する自己業務用建築物等の開発を抑制。

② 「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会について

背景・必要性

○ 近年、各地で大水害が発生しており、今後、気候変動の影響により、さらに降雨量の増加や海面水位の上昇により、水災害が頻発化・激甚化することが懸念。

○ このような気候変動により増大する水災害リスクに対して、堤防整備等の水災害対策の推進に加えて、土地利用や建築物の構造の工夫、避難体制の構築など、防災の視点を取り込んだまちづくりの推進が必要。

○ このため、治水・防災部局とまちづくり部局が連携して、専門家、有識者の意見を伺いながら、水災害に対するリスクの評価及び防災・減災の方向性について検討。

検討項目

(1) 水災害に関する各種ハザード情報のあり方の検討

水災害に関する各種ハザード情報について、まちづくり等に活用するためのあり方の検討

- ① 水災害対策や、災害の発生頻度に応じたリスク情報の整備
- ② 各種ハザード情報の統合手法の検討 など

(2) 各種ハザード情報の具体的なまちづくりへの反映手法の検討

各種ハザード情報を踏まえた土地利用方策の検討

- ① ハザード情報を踏まえた開発規制の検討
- ② ハザード情報を踏まえた立地誘導の基本的な考え方の検討 など

(3) 水災害対策とまちづくりの連携によるリスク軽減手法の検討

水災害対策とまちづくりの連携による有効なリスク軽減手法の検討

- ① 氾濫の防止や制御のための水災害対策
- ② 建物構造の工夫（高上げ等）
- ③ 高台や民間ビル等を活用した警戒避難体制 など

・ 連携強化策について
議論、整理

・ 水災害対策とまちづくりの連携促進のため
のガイドラインをとり
まとめ

委員一覧

「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会

岡安 草夫 東京海洋大学海洋資源エネルギー学部専門教授
 小山内 信智 政策研究大学院大学教授
 加藤 孝明 東京大学生産技術研究所教授
 木内 望 建築研究所首席研究員

【事務局】 国土交通省 都市局、 水管理・国土保全局、 住宅局

○ 立川 康人 京都大学大学院工学研究科教授
 ◎ 中井 檢裕 東京工業大学環境・社会理工学院教授
 中村 英夫 日本大学理工学部教授 ◎：座長、○：副座長
 藤田 光一 河川財団河川総合研究所長 (敬称略、五十音順)

スケジュール案

令和2年1月8日 第一回検討会
 令和2年2月頃 第二回検討会
 令和2年4月頃 第三回検討会
 令和2年6月頃 第四回検討会 (とりまとめ(案))

2. コンパクトシティの更なる進化・防災施策との連携等

I. 都市行政に係る最近のトピックス

③ 台風19号で活用された都市局関係施設

長野運動公園（長野市千曲川流域・広域避難地）

避難所として利用される屋内施設



避難所として機能

(写真提供) 長野市

自衛隊の災害派遣拠点として活用



入浴支援の場として機能

(写真引用) 陸上自衛隊西部方面隊 公式ツイッター

新横浜公園（横浜市鶴見川流域・鶴見川多目的遊水地）



平常時はスポーツレクリエーションに親しむ運動公園として、
鶴見川の増水時には遊水地として多面的に機能



10月13日 6時30分頃
約94万m³の洪水を一時的に貯留

- 遊水地が無かった場合、鶴見川の水位がさらに約0.3m上昇し、氾濫危険水位を超過
- 台風翌日(10/13)のラグビーワールドカップ「日本対スコットランド」戦は無事開催

(写真)「関東地方整備局 京浜河川事務所 10月16日(水)記者発表資料」(都市局で一部追記)

3. 居心地が良く歩きたくなくなるまちなかの形成

I. 都市行政に係る最近のトピックス

① 「居心地が良く歩きたくなくなる」まちなかからはじまる都市の再生

- 官民のパブリック空間（街路、公園、広場、民間空地等）をウォーカブルな人中心の空間へ転換・先導し、民間投資と共鳴しながら「居心地が良く歩きたくなくなる」まちなかを形成
- これにより、多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活を実現し、まちの魅力・磁石・国際競争力の向上が内外の多様な人材、関係人口を更に惹きつける好循環が確立された都市を構築

※地域特性に応じた取組を、歩ける範囲のエリアで集中的あるいは段階的に推進
 ※人口規模の大小等を問わず、その特性に応じた手法で実施可能



居心地が良く歩きたくなくなるまちなか（イメージ）

Walkable 歩きたくなくなる

居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちに出かけたくなくなる。

Eye level まちに開かれた1階

歩行者目線の1階部分等に店舗やラベがあり、ガラス張りで見え、人は歩いて楽しくなる。

Diversity 多様な人の多様な用途、使い方

多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。

Open 開かれた空間が心地良い

歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなくなる、留まりたくなくなる。



2つの開発の調整により一体整備された神社と森（東京都中央区）



都市構造の改変等

- 都市構造の改変（通過交通をまちなか外へ誘導するための外周道路整備等）
- 都市機能や居住機能の戦略的誘導と地域公共交通ネットワークの形成
- 拠点と周辺エリアの有機的連携
- データ基盤の整備（人流・交通流、都市活動等に係るデータプラットフォームの構築等）等

3. 居心地が良く歩きたくなくなるまちなかの形成

I. 都市行政に係る最近のトピックス

② まちなかウォークアブル推進プログラム (令和2年度予算決定時点版)

○令和元年6月26日、「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」の提言として、『**「居心地が良く歩きたくなくなるまちなか」**から**「はじまる都市の再生」**がとりまとめられました。

※報告書は右サイト参照 http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05_hh_000249.html

○これを受け、国土交通省では、「**まちなかウォークアブル推進プログラム (令和2年度予算決定時点版)**」として、関連する令和2年度予算や税制改正、検討会・懇談会、作成予定の事例集等を取りまとめました。

○また、今回の提言に共鳴し、ともに取組を進める「**ウォークアブル推進都市**」に、**202団体の賛同** (12月13日現在) がありました。ウォークアブル推進都市をパートナーとして、強力に施策を推進していきます。

令和2年度税制改正

公共空間の拡大につながる民地の開放・施設の改修等を推進 ○ 居心地が良く歩きたくなくなるまちなか創出のための特例措置の創設

① 公共空間の拡大を図るため公共施設等の用に供した土地及び当該土地の上に設置した償却資産に係る課税の特例
【固定資産税 (土地・償却資産) ・都市計画税 (土地) 】
道路、広場等の用に供する土地及びこれらの上に設置された芝生、ベンチ等の償却資産の課税標準額を5年間1/2に軽減

② 公共空間の充実に図るために改修した家屋 (原則として1階部分) に係る課税の特例

【固定資産税・都市計画税】

オープン化 (ガラス張り化等) した改修後の家屋 (※) のうち市町村の認める範囲 (不特定多数の者が自由に交流・滞在できるスペースに限る) の課税標準額を5年間1/2に軽減

(※) 食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するものに該当するもの

→ (1) 人中心のまちなかの修復・改変 (リノベーション)

※「→」は懇談会の提言としてまとめられた～国による「10の施策」～における関連項目

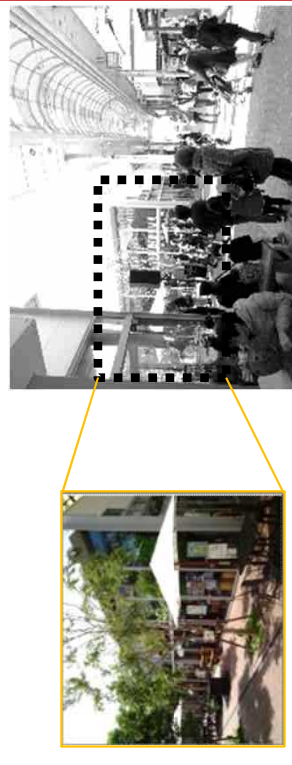
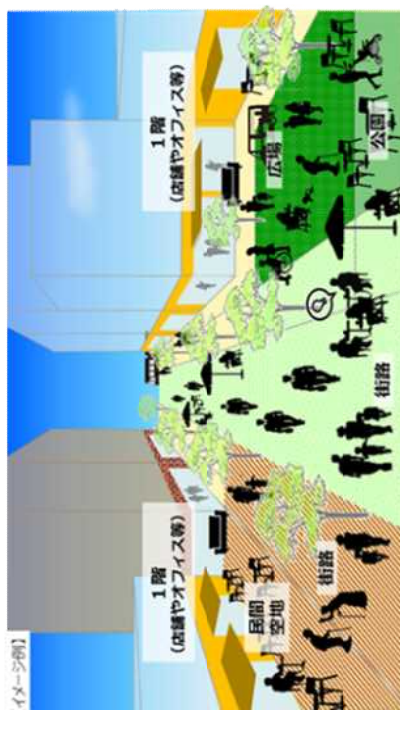
「居心地が良く歩きたくなくなるまちなか」づくりのキーワード

Walkable 歩きたくなる
まちに開かれた1階
多様な人の
多様な用途、使い方
開かれた空間が
心地良い

Eye level 目線レベル
多様な人の
多様な用途、使い方

Diversity 多様性
多様な人の
多様な用途、使い方

Open 開放的
開かれた空間が
心地良い



1階をガラス張りの店舗にリノベーションするとともに、民間敷地の一部を広場化 (宮崎県日南市)

3. 居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成

I. 都市行政に係る最近のトピックス

② まちなかウォーカーカブル推進プログラム（令和2年度予算決定時点版）

令和2年度予算

～ウォーカーカブルなまちなか形成に対する一括支援～

まちなかの官民のパブリック空間をエリア一体的に捉え、居心地が良く歩きたくなるまちなかの修復・改変を一括で推進

○ まちなかウォーカーカブル推進事業【新規】 補助：1.5億円、社総交：7,627億円の内数

- ・ 人中心のウォーカーカブルな空間に転換すべきまちなかの区域において、既存ストックを最大限活用した修復・利活用を重点的・一体的に支援
→ (1)人中心のまちなかの修復・改変（リノベーション）

○ 都市構造再編集中支援事業【新規】 補助：700.0億円

- ・ 水辺空間とまちが融合した良好な空間形成を推進するため、都市機能誘導区域・居住誘導区域に隣接する水辺の区域を支援（災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な施設を除く）
→ (1)人中心のまちなかの修復・改変（リノベーション）

～都市の魅力を高めるオンリーワン都市再生への支援～

Society5.0の実現に向けたエリア全体の価値向上につながる取組や、民間の都市再生事業等、エリアの個性を高めるオンリーワン都市再生を推進

○ スマートシティ実証調査【拡充】 調査：2.3億円 令和元年度補正予算：2.0億円

- ・ 先進的な取組で全国の牽引役となる官民コンソーシアムを対象に、計画策定及び新規性や継続性等に優れたプロジェクトの実証実験への重点的な支援
→ (4)オンリーワン都市再生の推進

補助：合計134.4億円
社総交：7,627億円の内数
政府保証：400.0億円

○ IoT等のセンシング型スマートシティの実装支援【拡充】

- ・ 都市インフラ関係の主要事業において、データの公共的利活用を前提に、公共施設等と情報化基盤施設の一体整備等を支援
→ (4)オンリーワン都市再生の推進、(5)官民プラットフォーム等の育成・充実

～官民連携まちづくり活動への支援～

官民関係者（自治体、地権者に加え、就業者、住民等）が幅広く集結した「エリアプラットフォーム・エコシステム」の形成・充実に向けた取組を推進

○ 官民連携まちなか再生推進事業【新規】 補助：5.0億円

- ・ 官民の人材が集うエリアプラットフォームの形成やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を支援
→ (1)人中心のまちなかの修復・改変（リノベーション）、
(3)オープンイノベーション、イノベーション・エコシステムの形成、
(5)官民プラットフォーム等の育成・充実、(8)老朽化・陳腐化した市街地再生の検討

地域の多様な主体からの大小様々な形の「志ある資金」の活用等、まちづくりにおける支援供給の仕組みの活用を推進

○ 共同型都市再構築事業【継続】 貸付：41.8億円

- ・ 長期安定的な資金を提供することで、緑地・広場・デッキ等
の公共施設の整備を伴う事業を支援
→ (6)多様な資金の循環の促進

令和元年度補正予算 補助：55.0億円

○ まち再生出資事業【継続】

- ・ 民間事業者による、まちの賑わいや活力を生み出す施設等の整備を伴う事業を支援
→ (6)多様な資金の循環の促進

○ まちづくりファンド支援事業【拡充】 補助：4.2億円

- ・ クラウドファンディングなどの「志ある資金」を活用した観光振興や歴史的施設の保全等のまちづくりを、まちづくりファンドを通じて支援
→ (6)多様な資金の循環の促進

※「→」は懇談会の提言としてまとめられた～国による「10の施策」～における関連項目

3. 居心地が良く歩きたくなくなるまちなかの形成

I. 都市行政に係る最近のトピックス

② まちなかウオーカブル推進プログラム（令和2年度予算決定時点版）

検討会・懇談会

（今後の予定）

○ ストリートデザイン懇談会

- ・ ストリートの改変の必要性や空間デザイン・交通再配分の考え方等の指針を「ガイドライン」としてとりまとめるため、有識者懇談会を令和元年8月に立ち上げ、年度内に中間とりまとめ
→ (1)人中心のまちなかの修復・改善（リノベーション）、(10)ウオーカブル・シティの形成

○ 今後の市街地整備のあり方に関する検討会

- ・ 人口減少社会における持続可能な市街地のあり方、今後の都市政策上の課題等に対応した市街地整備のあり方等の検討を行うため、有識者検討会を令和元年9月に立ち上げ、年度内に中間とりまとめ
→ (8)老朽化・陳腐化した市街地再生の検討



ポートランド（PEARL DISTRICT/パール地区）

ニューヨーク（ブライアント・パーク）



○ まちなか公共空間等における「芝生地の造成・管理」に関する懇談会

- ・ 芝生地の持つ可能性とその整備・管理のあり方を整理するため、有識者懇談会を令和元年7月に立ち上げ、年度内に中間とりまとめ
→ (9)芝生のチカラの活用

事例集

（今後の予定）

○ 市街地整備と合わせパブリック空間を整備・活用した好事例集を作成

- ・ 人中心、居心地のよさ等の観点で踏まえたまちなか空間の創出を推進
→ (1)人中心のまちなかの修復・改善（リノベーション）
- ・ エリア単位でグラウンドレベルやオーブンスペースの充実に関する取組を推進
→ (1)人中心のまちなかの修復・改善（リノベーション）
- 民間空地等の活用に対する好事例集を作成（年度内）
 - ・ 関連諸制度の目的・範囲内で、互いに連携し、民間空地等の面的で多様な活用を推進
→ (2)まちなか空間の多様な利活用の促進

○ 公共空間活用等のためのワンストップ窓口の好事例集を作成（年度内）

- ・ 公共空間等の活用や民間によるまちづくり活動を推進
→ (2)まちなか空間の多様な利活用の促進
- オフィス等におけるバイオフィリックデザインの事例集を作成
 - ・ 都市で活躍する人材の幸福度・生産性・創造性を高める空間の導入を推進
→ (3)オーブンイノベーション、イノベーション・エコシステムの形成、(9)芝生のチカラの活用

○ 大都市圏周辺や地方部における共同利用型オフィス等の事例集を作成

- ・ ワークライフバランスの実現や労働力人口の確保等へ寄与する働き方改革を推進
→ (3)オーブンイノベーション、イノベーション・エコシステムの形成

○ 都市再生推進法人における取組事例等を掲載した普及啓発資料を作成（年度内）

- ・ まちづくりの担い手となる都市再生推進法人の指定を推進
→ (5)官民フラットフォーム等の育成・充実

※「→」は懇談会の提言としてまとめられた～国による「10の施策」～における関連項目

ガイドライン

（今後の予定）

○ 都市とイノベーションの関係把握及び指標を作成

- ・ 都市構造と経済との関係性を評価することで、消費・投資につながるまちづくりを推進
→ (3)オーブンイノベーション、イノベーション・エコシステムの形成

○ 「鉄道沿線まちづくりガイドライン」を改定

- ・ 多様なイノベーションを生み出す、競争力と独自性あふれる沿線まちづくりを推進
→ (4)オンリーワン都市再生の推進

○ スマートシティモデル事業等での知見についてガイドラインを作成

- ・ モデルプロジェクトの課題や成果等の横展開を図り、スマートシティの取組を推進
→ (4)オンリーワン都市再生の推進、(5)官民フラットフォーム等の育成・充実

○ 地方公共団体等向けのSIB導入に係る手引を作成（年度内）

- ・ 資金を介して人々が繋がりがちなまちづくりができる手法の導入を推進
→ (6)多様な資金の循環の促進

○ 芝生地の持つ可能性や整備・管理のあり方についてガイドラインを作成（年度内）

- ・ 緑や芝生の効果や整備・管理のあり方を周知し、まちなかへの緑・芝生の導入を推進
→ (9)芝生のチカラの活用

○ 市民緑地認定制度活用ガイドラインを作成（年度内）

- ・ 市民緑地認定制度の活用による、空き地等を活用した公園と同等の空間創出を推進
→ (9)芝生のチカラの活用

○ 「まちなかにあるストリーートの居心地の良さを測る指標（仮称）」を作成（年度内）

- ・ まちなかの歩きやすさ等を客観的に評価することで、ウオーカブルなまちなか形成を推進
→ (10)ウオーカブル・シティの形成

※ この他、制度改正を検討

3. 居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成

I. 都市行政に係る最近のトピックス

③ ウォーカーカブール推進都市一覧 (令和元年12月13日時点)

1	北海道札幌市	29	栃木県小山市	58	東京都世田谷区	87	山梨県甲府市	116	愛知県春日井市	145	兵庫県姫路市	174	香川県高松市
2	北海道旭川市	30	栃木県上三川町	59	東京都渋谷区	88	長野県	117	愛知県刈谷市	146	兵庫県西宮市	175	香川県丸亀市
3	北海道室蘭市	31	群馬県前橋市	60	東京都中野区	89	長野県長野市	118	愛知県豊田市	147	兵庫県西脇市	176	香川県坂出市
4	北海道北広島市	32	群馬県館林市	61	東京都豊島区	90	長野県松本市	119	愛知県安城市	148	兵庫県加西市	177	香川県善通寺市
5	北海道黒松内町	33	埼玉県さいたま市	62	東京都荒川区	91	長野県諏訪市	120	愛知県犬山市	149	兵庫県新温泉町	178	香川県観音寺市
6	北海道東神楽町	34	埼玉県春日部市	63	東京都足立区	92	長野県茅野市	121	愛知県新城市	150	奈良県大和郡山市	179	香川県多度津町
7	北海道土幌町	35	埼玉県戸田市	64	東京都八王子市	93	長野県佐久市	122	愛知県大府市	151	奈良県宇陀市	180	愛媛県松山市
8	青森県青森市	36	埼玉県朝霞市	65	東京都武蔵野市	94	岐阜県岐阜市	123	愛知県知多市	152	奈良県田原本町	181	愛媛県大洲市
9	青森県弘前市	37	埼玉県志木市	66	東京都町田市	95	岐阜県高山市	124	三重県四日市市	153	奈良県上牧町	182	高知県高知市
10	青森県八戸市	38	埼玉県和光市	67	東京都福生市	96	岐阜県関市	125	滋賀県大津市	154	和歌山県和歌山市	183	福岡県北九州市
11	青森県むつ市	39	埼玉県幸手市	68	東京都柏江市	97	岐阜県美濃加茂市	126	滋賀県草津市	155	鳥取県鳥取市	184	福岡県久留米市
12	岩手県盛岡市	40	埼玉県杉戸町	69	東京都多摩市	98	岐阜県各務原市	127	滋賀県東近江市	156	鳥取県米子市	185	福岡県飯塚市
13	岩手県花巻市	41	千葉県千葉市	70	東京都稲城市	99	静岡県静岡市	128	京都府京都市	157	鳥取県境港市	186	福岡県田川市
14	宮城県仙台市	42	千葉県木更津市	71	神奈川県横浜市	100	静岡県浜松市	129	京都府長岡京市	158	島根県松江市	187	福岡県春日市
15	宮城県塩竈市	43	千葉県松戸市	72	神奈川県川崎市	101	静岡県沼津市	130	京都府八幡市	159	島根県江津市	188	福岡県古賀市
16	宮城県柴田町	44	千葉県野田市	73	神奈川県鎌倉市	102	静岡県熱海市	131	大阪府大阪市	160	島根県津和野町	189	福岡県うきは市
17	福島県会津若松市	45	千葉県習志野市	74	神奈川県逗子市	103	静岡県三島市	132	大阪府堺市	161	岡山県岡山市	190	福岡県川崎市
18	福島県郡山市	46	千葉県柏市	75	神奈川県大和市	104	静岡県島田市	133	大阪府豊中市	162	岡山県倉敷市	191	佐賀県
19	福島県須賀川市	47	千葉県市原市	76	新潟県新潟市	105	静岡県富士市	134	大阪府池田市	163	岡山県高梁市	192	佐賀県佐賀市
20	福島県棚倉町	48	千葉県流山市	77	新潟県三条市	106	静岡県焼津市	135	大阪府泉大津市	164	広島県広島市	193	佐賀県基山町
21	茨城県水戸市	49	千葉県八千代市	78	新潟県見附市	107	静岡県掛川市	136	大阪府高槻市	165	広島県三原市	194	佐賀県上峰町
22	茨城県下妻市	50	千葉県白子町	79	富山県富山市	108	静岡県藤枝市	137	大阪府枚方市	166	広島県尾道市	195	長崎県長崎市
23	茨城県笠間市	51	千葉県長柄町	80	石川県金沢市	109	静岡県袋井市	138	大阪府茨木市	167	広島県福山市	196	熊本県熊本市
24	茨城県つくば市	52	東京都	81	石川県小松市	110	静岡県湖西市	139	大阪府八尾市	168	山口県宇部市	197	熊本県菊池市
25	茨城県大洗町	53	東京都新宿区	82	石川県加賀市	111	愛知県名古屋市中区	140	大阪府河内長野市	169	山口県山口市	198	熊本県南関町
26	茨城県境町	54	東京都墨田区	83	石川県野々市市	112	愛知県豊橋市	141	大阪府羽曳野市	170	山口県防府市	199	宮崎県宮崎市
27	栃木県宇都宮市	55	東京都品川区	84	福井県福井市	113	愛知県岡崎市	142	大阪府高石市	171	山口県長門市	200	宮崎県小林市
28	栃木県足利市	56	東京都目黒区	85	福井県大野市	114	愛知県一宮市	143	大阪府大阪狭山市	172	山口県周南市	201	宮崎県高鍋町
		57	東京都大田区	86	福井県あわら市	115	愛知県半田市	144	兵庫県神戸市	173	徳島県徳島市	202	宮崎県川南町

※“WEDO”の考え方に共鳴し、政策実施のパートナーとして、ともに具体的な取組を進める地方公共団体 (令和元年7月12日より募集開始)

※ウォーカーカブール推進都市は随時募集を受け付けている

3. 居心地が良く歩きたくなくなるまちなかの形成

④ 各種検討会・懇談会

I. 都市行政に係る最近のトピックス

ストリートデザイン懇談会



かねてより出合いと
交流の場だった街路空間



これからの時代の
ウォーカーなストリート

ストリートは、都市において人々が出会い、交流する、最も基礎的な公共空間です。さらに魅力・磁力を高めるため、官民が一体となり、居心地がよい歩きたくなくなるウォーカーなストリートに向けた、

- ・ ストリートのデザインや設えのあり方、
- ・ ストリートで繰り広げられる、様々なアクティビティのあり方、
- ・ これらを担い支えるプレイヤーの姿

など、新たなストリートに向けた議論を進めて、ガイドラインとして取りまとめる予定です。

芝生懇談会

まちなかの居心地の良さを生み出し、
まちの魅力・磁力につながる芝生の空間



大阪府大阪市(天王寺公園)



東京都豊島区(南池袋公園)

芝生の持つ可能性とその整備・管理のあり方を整理するため、有識者からなる本懇談会を令和元年7月に立ち上げ、計4回の懇談会を実施しました。

芝生、みどりが配置された空間を多くのまちで広げ、多様な人を惹きつけるウォーカーな空間の推進のため、懇談会の内容や事例等を通じたガイドライン等を作成に向け、「芝生」の意義、効果、造成・管理のポイントなどの整理を進めています。

今後の市街地整備のあり方に関する検討会

市街地整備と合わせたパブリック空間の創出



北海道富良野市(フラノマルシェ)



兵庫県姫路市(姫路駅北駅前広場)

社会経済情勢の変化やライフスタイル・価値観の多様化を踏まえ、求められる市街地のあり方は、安全安心・人間中心・持続可能性を軸としつつ、多様化しています。

多様な主体・手法の連携・連動、エリア全体の再生に向けた空間的・時間的な連携・連動等を意識した取り組みによりまちなかの魅力再生・向上を図るという観点から、

- ・ これからの目指すべき市街地のあり方
- ・ 今日的な都市政策上の課題に対応した市街地整備のあり方

等について検討を進めています。

3. 居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成

I. 都市行政に係る最近のトピックス

⑤ 環状道路の整備等とあわせたまちなか空間再編

- 環状道路の整備や公共交通基盤の整備等によるまちなかの通過交通の減少をとらえて、まちなかの街路空間を車中心から人中心のウォーカーカブルな空間へと大胆に再編し、まちなかの賑わい創出を図ります。

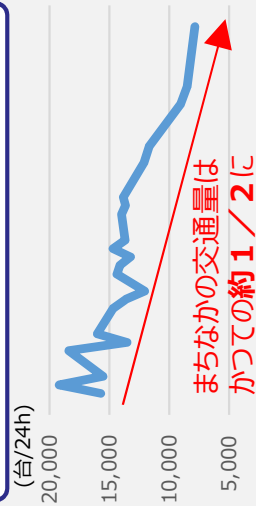
街路空間をウォーカーカブルな空間に再編

環状道路を整備すること等により、まちなかの通過交通が環状道路に転換



※松山山外環状道路バンレットより加筆

まちなかの自動車交通量が減少



市道花園町線の自動車交通量の推移

※松山市提供資料

事業前



事業後



ウォーカーカブルな空間へ再編

事業概要

- 片側3車線あった道路を片側1車線に減らし、歩行者空間を大幅に拡大。
- また、沿道と統一的なデザイン整備を行うことで、街路空間をウォーカーカブルな空間へと再編。

効果

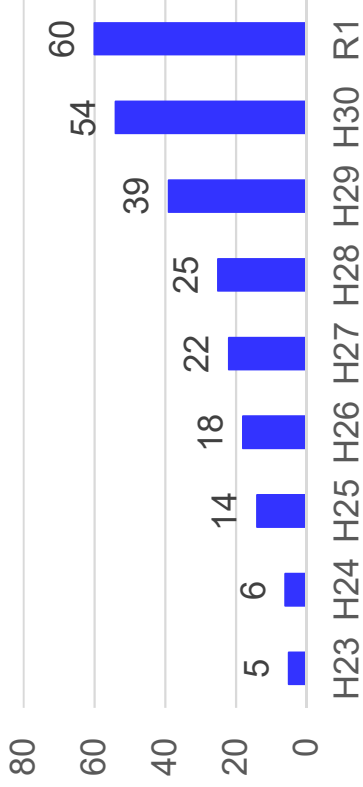
- 歩行者通行量3千人から5.5千人へ増加。
- 地価も下げ止まり、0.8%上昇。

3. 居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成

I. 都市行政に係る最近のトピックス

⑥ 都市再生推進法人の活躍事例（道路、公園の占用特例）

- 都市再生推進法人は、まちづくりに関する豊富なノウハウ等を有し、運営体制等が整っている優良なまちづくり団体に対して、市町村長が指定する法人です。
- 都市再生推進法人に指定されると、都市再生整備計画の作成等を市町村に提案できます。これにより、都市再生特別措置法に基づく道路や公園の占用許可特例を円滑に活用することが可能となり、まちなかの活性化に貢献しています。



指定状況（R1.8末時点：60団体）

事例 1 道路占用許可特例を活用（大阪市）



事例 2 公園等の占用許可特例を活用（名古屋市）



3. 居心地が良く歩きたくなくなるまちなかの形成

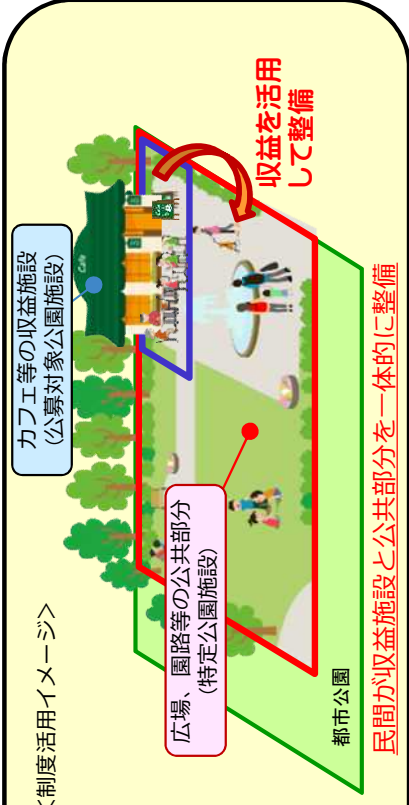
I. 都市行政に係る最近のトピックス

⑦ Park-PFIの概要と活用状況

公募設置管理制度とは・・・

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される

<制度活用イメージ>



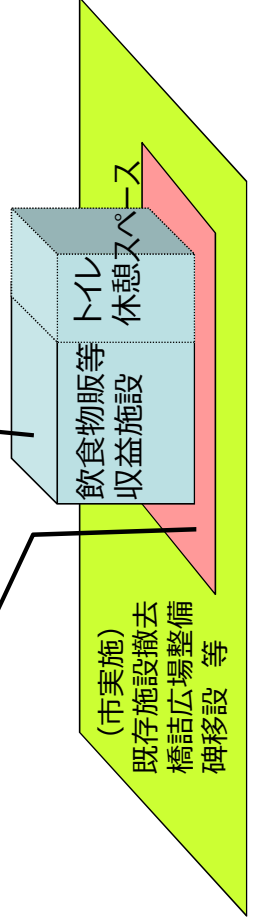
(令和元年9月末時点)

年度	Park-PFI 活用事例一覧 (35公園 [28自治体、2地方整備局]) ※公募設置等指針を公表した事例
平成29年度	北九州市(勝山公園) 豊島区(造幣局地区防災公園)
平成30年度	福岡県(天神中央公園) 盛岡市(木伏緑地) 仙台市(榴岡公園) 恵庭市(漁川河川緑地) 新宿区(新宿中央公園) 別府市(別府公園) 鹿児島市(加治屋まちの社公園(仮称)) 近畿地方整備局(国営明石海峡公園) 群馬県(敷島公園) 横浜府(横浜動物の森公園) 和歌山市(本町公園)
令和元年度(9月末)	平戸市(中瀬草原) 福岡県(大濠公園) 渋谷区(北谷公園) 佐世保市(中央公園) 木更津市(鳥居崎海浜公園)
以降	千葉市(千葉公園、千葉みなと棧橋公園) 岡山市(鳥城公園)

九州地方整備局(海の中道海浜公園)
平塚市(湘南海岸公園)
神戸市(東遊園地)
愛知県(小幡緑地)
所沢市(東所沢公園)

本県市(本県PA公園(仮称))
など、約100箇所を活用を検討中
(国土交通省調べ)

参考事例：勝山公園 (北九州市)



3. 居心地が良く歩きたくなくなるまちなかの形成

I. 都市行政に係る最近のトピックス

⑧ 民間都市開発推進機構によるまちづくり支援

13

ひみまちづくりファンド (R1.8～)

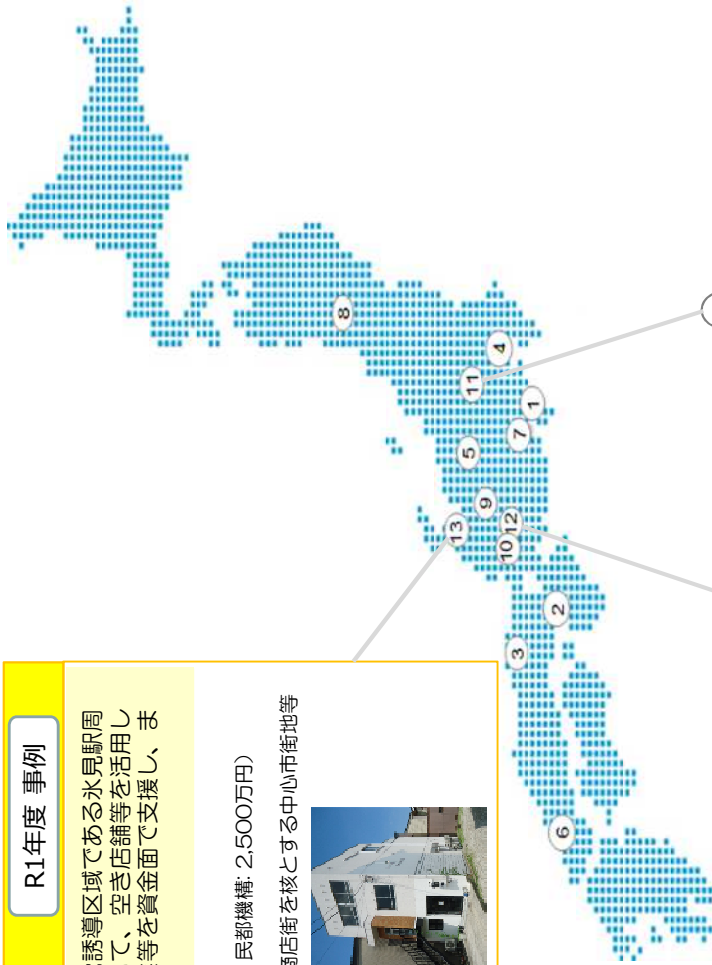
R1年度 事例

「氷見市立地適正化計画」で定める都市機能誘導区域である氷見駅周辺地区内の中心市街地やその周辺地域において、空き店舗等を活用した民間主体のリノベーションまちづくり事業等を資金面で支援し、まちの賑わい創出に貢献する。

○ファンド総額： 5,000万円
(氷見伏木信金: 2,500万円、民都機構: 2,500万円)

○対象エリア： 氷見駅からひみ番屋街を結ぶ商店街を核とする中心市街地等

【イメージ】



12

多治見まちづくりファンド (R1.7～)

R1年度 事例

「多治見市中心市街地活性化基本計画」で設定された中心市街地やその周辺地域において、空き店舗等を活用した民間主体のリノベーションまちづくり事業等を資金面で支援し、まちの賑わい創出に貢献する。

○ファンド総額： 4,000万円 (東濃信金: 2,000万円、民都機構: 2,000万円)
○対象エリア： 多治見市中心市街地活性化基本計画で定めた中心市街地等

【イメージ】



11

桐生まちづくりファンド (R1.6～)

R1年度 事例

「桐生市コンパクトシティ計画(立地適正化計画)」で定める都市機能誘導区域である桐生駅周辺地区内の中心市街地やその周辺地区において、空き店舗・空き工場等を活用した民間主体のリノベーションまちづくり事業等を資金面で支援し、地域の課題解決に貢献する。

○ファンド総額： 6,000万円 (桐生信金: 3,000万円、民都機構: 3,000万円)
○対象エリア： JRF桐生駅等を核とする中心市街地及びその周辺

【イメージ】



①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
ぬまづまちづくりファンド	シテイ信金PLUS事業大阪 まちづくりファンド	城崎まちづくりファンド	谷根千まちづくりファンド	NAGANO まちづくり応援ファンド	長門湯本温泉 まちづくりファンド	ふじのふもと まちづくりファンド	新庄まちづくりファンド	たかしんまちづくりファンド 飛騨のMIRAI	じゅうろく・岐阜市 まちづくりファンド
4,000万円 (沼津信金)	5,000万円 (大阪シティ信金)	6,000万円 (但馬信金)	10,000万円 (朝日信金)	8,000万円 (長野信金)	10,000万円 (山口銀行等)	4,000万円 (富士信金)	5,000万円 (新庄信金)	10,000万円 (高山信金)	10,000万円 (十六銀行)
H29.9	H29.9	H30.1	H30.3	H30.11	H31.3	H31.3	H31.3	H31.3	H31.3
設立年月	ファンド名	ファンド総額 (相手方金融機関)							

3. 居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成

I. 都市行政に係る最近のトピックス

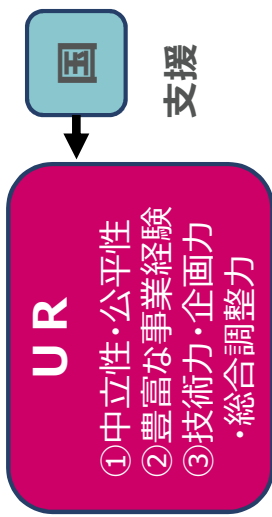
⑨ 都市再生機構によるまちづくり支援

- 各地域が抱える喫緊の課題に対応したまちづくりを促進するため、独立行政法人都市再生機構（UR）が持つ人材やノウハウ、技術力等を活用して、各地域のまちづくりに対するコーディネート支援を行います。
- 中立・公平性、豊富な事業経験を有するURが実施する、まちづくりに関する構想・計画策定や事業化へ向けた合意形成に係るコーディネートを支援します。

都市再生コーディネート等推進事業

まちづくりが進まない主な課題

- ・ 権利調整や合意形成が困難
- ・ ヲウハウ、メンバーの不足



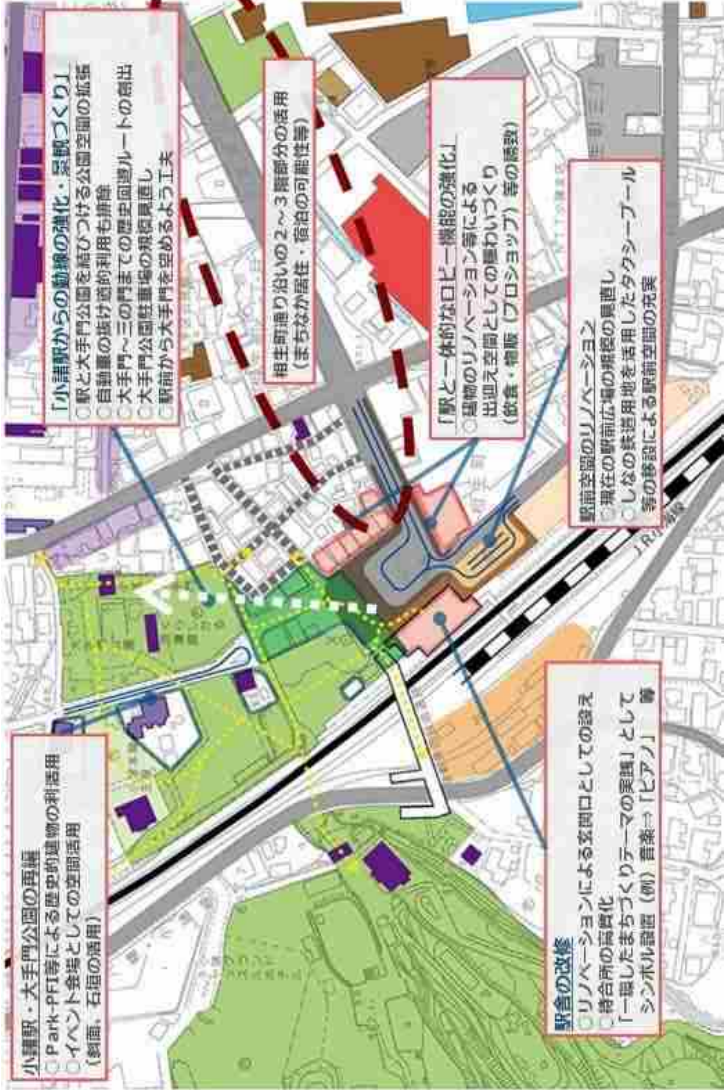
URによるコーディネート

- まちづくりのシナリオづくり
- 事業スキーム検討、合意形成支援
- 民間事業者の誘導方策検討

事業の推進

- ・ 計画見直しによる事業のリスタート
- ・ 遊休化していた市有地への民間誘導

【具体例】《小諸市》 まちなかフロント ～にぎわいと回遊を生み出す空間づくり～



小諸市の施策の方針の立案・推進等の取り組みをサポート

○長野県小諸市では、「にぎわいづくりから」なりわいづくりへ進展する、歩いて暮らせる“笑顔と健康”のまちづくりを目指しており、地方再生コンパクトシティのモデル都市に選定。

4. スマートシティ

I. 都市行政に係る最近のトピックス

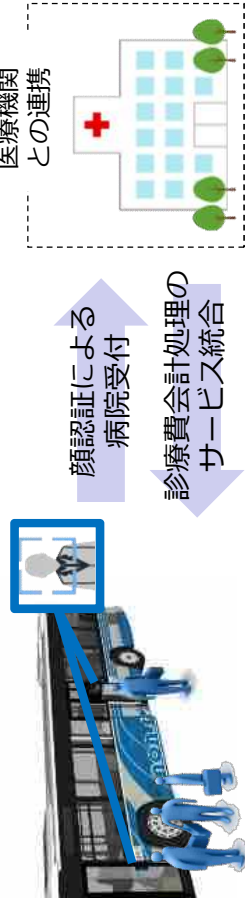
① スマートシティの推進

サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合した「Society 5.0」の実現に向け、官民関係者の連携のもと、世界の先導役となる取組を展開するとともに、スマートシティをまちづくりの基本コンセプトとして位置付け、AI、IoTなどの新技術やデータの活用と都市インフラを一体として戦略的・集中的に整備します。

スマートシティ取組事例（茨城県つくば市）

- 顔認証や決済システム等を実装した新たな統合型移動サービスと、医療機関との連携等により、「安全・安心・使い勝手」のよい地域社会サービスを提供。

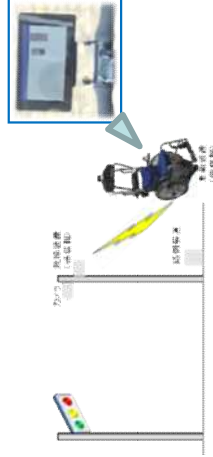
顔認証とキャッシュレス決済機能を実装した公共交通バス



バイタル情報をモニタリングし運転制御を行うパーソナルモビリティ

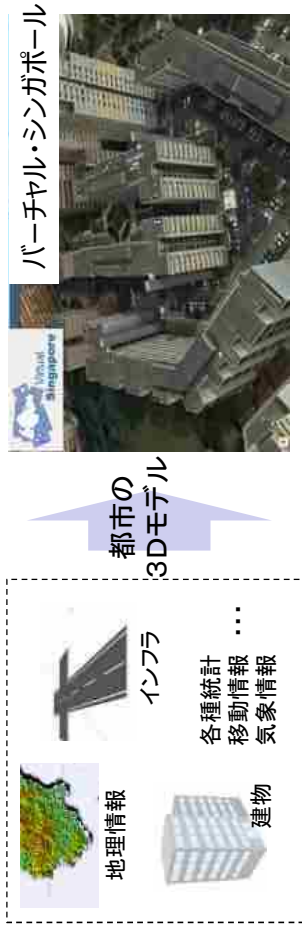


信号灯色情報を伝達し安全な通行を支援する交通インフラ



スマートシティ取組事例（バーチャルシンガポール）

- 都市の3Dモデル上で各種シミュレーションを実施することで、可視化による合意形成の促進、意思決定等、効率的な都市運営を実現。



シミュレーション

日照予測



人流シミュレーション



自動運転への活用



※シンガポール国立研究財団HPより国交省作成

4. スマートシティ

I. 都市行政に係る最近のトピックス

② スマートシティにかかる官民連携体制の構築

民間事業者等及び地方公共団体からなるコンソーシアムが全国の牽引役となる先駆的な取組を行う「先行モデルプロジェクト」を15事業、専門家の派遣や計画策定支援等により早期の事業化を促進していく「重点事業化促進プロジェクト」を23事業を選定。（令和元年5月31日）

さらに、スマートシティの取組を官民連携で加速するため、関係府省と共同で「スマートシティ官民連携プラットフォーム」を設立。（令和元年8月8日）

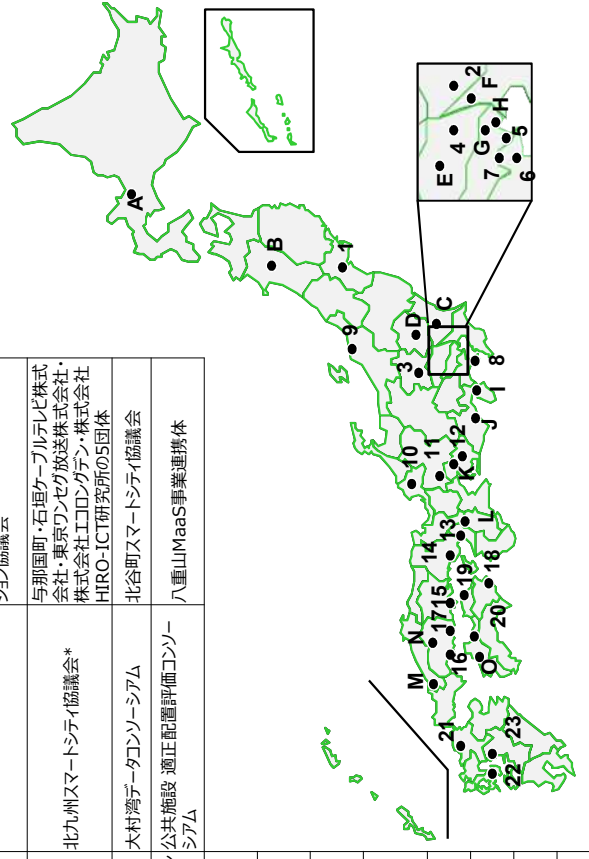
● 官民連携プラットフォームに参画しているコンソーシアム（78団体）

先行モデルプロジェクト（15団体）		重点事業化促進プロジェクト（23団体）	
A	スマートウェルネスシティ協議会	1	仙台市泉区における先進取組協議会
B	仙北市スマートシティ推進コンソーシアム	2	もりのやグリーンインフラ推進協議会
C	つくばスマートシティ協議会	3	超スマート自治体研究協議会
D	U.S.M.A.推進協議会	4	倉敷市自治体研究協議会
E	毛呂山町スマートシティ協議会	5	加古川市スマートシティ検討協議会
F	柏の葉スマートシティコンソーシアム	6	加古川市スマートシティ検討協議会
G	大手町・丸の内・有楽町地区スマートシティ推進コンソーシアム	7	加古川市スマートシティ検討協議会
H	豊洲スマートシティ連絡会	8	加古川市スマートシティ検討協議会
I	「VIRTUAL SHIZUOKA」が率先するデータ駆動型SMART CITYコンソーシアム	9	加古川市スマートシティ検討協議会
J	藤枝ICTコンソーシアム	10	加古川市スマートシティ検討協議会
K	高蔵寺スマートシティ推進検討会	11	加古川市スマートシティ検討協議会
L	スマートけいはんなプロジェクト推進協議会	12	加古川市スマートシティ検討協議会
M	（一社）益田ハイパースマートシティ創造協議会	13	加古川市スマートシティ検討協議会
N	中山間地・自立モデル検討コンソーシアム	14	加古川市スマートシティ検討協議会
O	松山スマートシティ推進コンソーシアム	15	加古川市スマートシティ検討協議会

その他（40団体）	
旭川コネクティブモブリティプロジェクトコンソーシアム	T a s推進コンソーシアム（鶴見市）
あおぞらスマートシティ協議会	美浜町スマート・アプリ開発検討協議会
会津Samurai MaaSプロジェクト協議会	静岡型MaaS実験事業実証プロジェクト
日立新モビリティ協議会	伊豆における観光型MaaS実証実験実行委員会
水戸市スマートシティ協議会	名古屋スマートシティ協議会
A I 技術を活用した持続可能なまちづくりコンソーシアム	京都市スマートシティモデル事業コンソーシアム*
笠間市スマートシティコンソーシアム	池田市伏見スマートシティコンソーシアム
堺町防災スマートタウン推進協議会	吹田市健康PHC計画推進協議会
前橋市地域公共交通再生協議会	健都スマートシティ協議会
構想新都市スマートシティ3次元位置情報共通基盤活用推進コンソーシアム	「日本一前向き」Jコンソーシアム
チーム・新宿（新宿駅周辺防災対策協議会の有志による組織）	福原キャンパスタウンコンソーシアム
国際アート・カルチャー都市としまSマートシティ協議会	和歌山市スマートシティ推進協議会
神奈川県における郊外・観光一体型MaaS実証実験推進協議会	志摩MaaS協議会
都市浸水防止対策連携コンソーシアム	庄原MaaS検討協議会

※重複計上を防ぐため、コンソーシアム団体数は、プラットフォーム会員団体数には計上していない

*仮称	
A ~ O	先行モデルプロジェクト（15事業）
1 ~ 23	重点事業化促進プロジェクト（23事業）



4. スマートシティ

I. 都市行政に係る最近のトピックス

② スマートシティにかかる官民連携体制の構築

● 官民連携プラットフォーム会員（482団体 ※令和元年12月時点）

企業等（313団体）

・建設業	21団体
・製菓業	25団体
・卸売小売業・飲食店	11団体
・金融・保険業	10団体
・不動産業	13団体
・運輸・通信業	55団体
・電気・ガス・水道・熱供給業	10団体
・サービス業	111団体
・その他	57団体

地方公共団体（113団体）

北海道	茨城県つくばみらい市
北海道旭川市	茨城県筑西市
北海道岩手県	茨城県日立市
北海道札幌市	茨城県水戸市
北海道札幌市	茨城県守谷市
北海道札幌市	栃木県宇都宮市
北海道札幌市	群馬県前橋市
宮城県仙台市	埼玉県さいたま市
秋田県仙北市	埼玉県毛呂山町
福島県会津若松市	千葉県柏市
福島県江刺市	千葉県市川市
福島県南相馬市	東京都千代田区
茨城県	東京都東大田区
茨城県笠間市	東京都新宿区
茨城県鹿嶋市	東京都千代田区
茨城県常総市	東京都豊島区
茨城県つくば市	

会員（事業実施団体）469団体

大学・研究機関（43団体）

青森公立大学	香川大学米谷研究室	国立研究開発法人国立がん研究センター・東病院・先端医療開発センター	東京大学モバイル・イノベーション連携研究機構	(公財)ハイパーネットワーク社会研究所
旭川工業高等専門学校	学校法人東邦大学	国立研究開発法人 国立循環器病研究センター	東京電機大学	兵庫県立大学自然・環境科学研究所
茨城大学	関西大学	国立研究開発法人土木研究所	東北大学大学院 環境科学研究科	広島大学
宇都宮大学	(公財)九州産業芸術推進機構	国立研究開発法人産業技術総合研究所	徳島大学	福井大学
愛媛大学防災情報研究センター	九州産業大学	中央大学研究開発機構（秋山研究室）	徳島文理大学	福岡大学身体活動研究所
大阪経済大学	呉工業高等専門学校	超スマート自治体研究協議会／東大	鳥取大学	山口大学
大阪市立大学健康科学イノベーションセンター	群馬大学	筑波大学	名古屋大学	早稲田大学
大阪大学	大学法人慶義塾大学 環境情報学部 中澤研究室	東京大学	奈良先端科学技術大学院大学	
香川大学肥塚研究室	工学院大学			

会員（関係府省） 11団体

内閣官房 警察庁
 金融庁 文部科学省
 厚生労働省
 農林水産省 環境省

事務局

内閣府 総務省
 経済産業省
 国土交通省

会員（経済団体等） 2団体

(一社)日本経済団体連合会
 (一社)産業競争力懇談会 (COCON)「デジタルスマートシティの構築」プロジェクト



(この他、オブザーバー会員として88団体が参画)

取組内容

事業支援

分科会

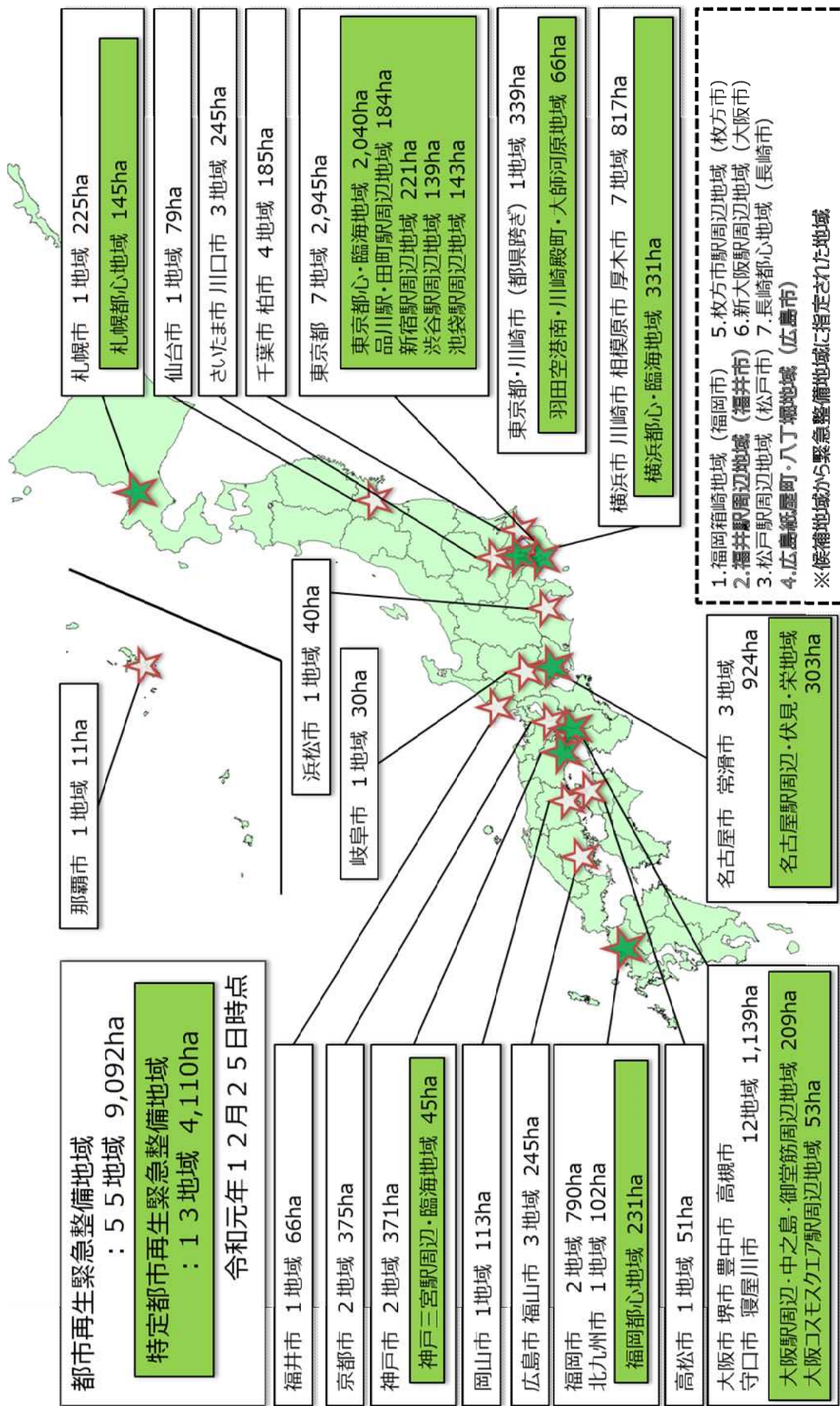
マッチング支援

普及促進活動

5. 都市の国際競争力の強化

I. 都市行政に係る最近のトピックス

① 全国の都市再生緊急整備地域等



5. 都市の国際競争力の強化

I. 都市行政に係る最近のトピックス

② 都市再生緊急整備地域等に係る支援措置

法制上の支援措置

■都市再生特別地区

都市再生に貢献し土地の高度利用を図るため、都市再生緊急整備地域内において、既存の用途地域等に基づく規制にとらわれず自由度の高い計画を定めることにより、容積率制限の緩和等が可能。



日本橋二丁目地区(東京都中央区)
容積率:800%、700% → 1990% 等

大阪駅北地区(大阪市)
容積率:800% → 1600% 等

■道路の上空利用のための規制緩和

都市再生緊急整備地域内における都市再生特別地区の都市計画に位置づけることで、道路の付け替え、廃道をせずに、道路上空に建築物を建てることが可能。



■その他の法制上の支援措置

- ・都市再生事業を行うおとす者からの都市計画の提案制度
- ・都市再生事業を施行するために必要な市街地開発事業の認可等について、認可期間を設定(3ヶ月以内等)
- ・都市再生安全確保計画に記載された備蓄倉庫等に係る容積率の特例
- ・下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和<特定地域のみ>

財政支援

■国際競争拠点都市整備事業<特定地域のみ>

特定都市再生緊急整備地域において、国、地方公共団体、民間事業者から構成される協議会が策定する整備計画に位置付けられる都市拠点インフラの整備について、重点的かつ集中的に支援

■官民連携まちなか再生推進事業

官民の様々な人材が集積するプラットフォームの構築と、未来ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援

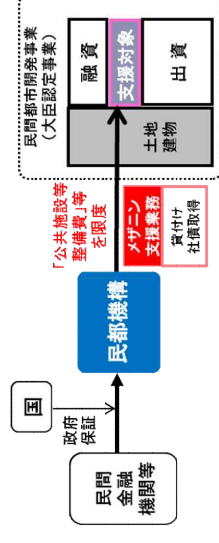
■都市安全確保促進事業

都市再生緊急整備地域における都市再生安全確保計画に基づくソフト、ハード対策等への支援

金融支援

■民間都市開発推進機構によるメザニン支援

都市再生緊急整備地域内において、民間事業者が行う、公共施設等の整備を伴い、環境に配慮した都市開発の整備に対し、支援を行う。



税制支援

■所得税・法人税 : 5年間2.5(5)割増償却

■登録免許税 : 建物の保存登記について本則4/1,000を3.5/1,000(2/1,000)に軽減

■不動産取得税 : 課税標準から都道府県の条例で定める割合を控除
※参酌基準を1/5(1/2)とし、1/10(2/5)以上3/10(3/5)以下の範囲内

■固定資産税・都市計画税 : 5年間 課税標準から市町村の条例で定める割合を控除
※参酌基準を2/5(1/2)とし、3/10(2/5)以上1/2(3/5)以下の範囲内

※括弧内は特定都市再生緊急整備地域内の特例

5. 都市の国際競争力の強化

I. 都市行政に係る最近のトピックス

③ 民間都市再生事業の推進（国土交通大臣認定制度）

政令で指定する（特定）都市再生緊急整備地域内において、当該地域の地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とする都市開発事業を行う場合、民間事業者は当該事業に関する計画（民間都市再生事業計画）を作成の上、国土交通大臣の認定を申請し、一定の要件に適合している場合、認定を受けることができます。

都市再生緊急整備地域

特定都市再生緊急整備地域



認定基準

【都市再生特別措置法 第21条第1項】

- 都市再生緊急整備地域における市街地の整備を緊急に推進する上で効果的であり、かつ、当該地域を含む都市の再生に著しく貢献するものであると認められること。
- 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する計画が、地域整備方針に適合するものであること。
- 工事着手の時期、事業施行期間及び用地取得計画が、当該都市再生事業を迅速かつ確実に遂行するために適切なものであること。
- 当該都市再生事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要となる他の能力が十分であること。

【都市再生特別措置法施行令 第7条】

- 事業区域面積が1ha以上の都市開発事業であること。
- ただし、当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が1ha以上となる場合 0.5ha以上

税制支援

【所得税・法人税の割増償却】

※ 令和3年3月31日までに取得し共用すること

5年間 2.5(5)割増償却

【登録免許税】

※ 令和3年3月31日までに認定を受けること

本則0.4%を0.35(0.2)%に引き下げ

【不動産取得税】

※ 令和3年3月31日までに取得し共用すること

課税標準から1/5(1/2)を控除

（上記を参酌基準とし、都道府県の条例で定める割合を控除）

【固定資産税・都市計画税】

※ 令和3年3月31日までに取得し共用すること

課税標準を2/5(1/2)を控除

（上記を参酌基準とし、市町村の条例で定める割合を控除）

※ 固定資産税・都市計画税の特例の対象は、認定事業者が当該施設とともに整備した公共施設及び緑化施設、通路部分のみである。

（ ）内は特定都市再生緊急整備地域内における特例を示す

金融支援

＜対象事業者＞ 民間事業者

＜支援限度額＞

次の①・②のうち、いずれか少ない額

① 総事業費の50%

② 公共施設等※1の整備費

〔特定都市再生緊急整備地域内は、公共施設等＋整備計画に

記載された国際競争力強化施設※2の整備費

〕

※1：公共施設のほか、都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）及び建築利便施設（エレベーター、共用通路等）を含む。

※2：外国語対応の医療・教育・保育施設、国際会議場施設、研究開発促進施設（新規事業促進施設）（床面積1,000㎡以上の施設）。



＜支援事例＞



天神ビジネスセンター
（福岡県福岡市）

5. 都市の国際競争力の強化

I. 都市行政に係る最近のトピックス

④ 話題のプロジェクトへの支援

2020年東京五輪を前に、渋谷・虎ノ門エリアを中心に大規模プロジェクトが進行しています。道路、公園等の都市基盤の整備や、大臣認定制度による民間投資の促進等により、国際競争力と生産性の高い都市の構築を図っています。

渋谷駅周辺

基盤整備

東口駅前広場
(令和2年7月暫定供用予定)

土地区画整理事業

渋谷スクランブルスクエア (東棟)
渋谷スクランブルスクエア (中央棟)
渋谷スクランブルスクエア (西棟)
渋谷スクエア (東棟)
渋谷ヒカリエ
新 銀座線渋谷駅ホーム
渋谷フクラス
桜丘口地区
市街地再開発事業

複雑・輻輳化した交通拠点において、民間敷地等の整形・再編により、不足する駅前広場・通路等の公共空間を創出するとともに、民間都市開発の基盤を整備

民間都市開発事業 国土交通大臣認定事業 4件 (うち、金融支援1件) ※下記は一例



日本有数のIT産業集積地として、大規模オフィスやスタートアップ支援施設、商業施設、日本最大級の屋上展望空間等を備えた民間都市開発事業を推進

東京都心・臨海地域 (虎ノ門周辺地区)

基盤整備

虎ノ門ヒルズ駅
(令和2年6月6日開業予定)

虎ノ門一丁目地区
市街地再開発事業

虎ノ門駅前地区
市街地再開発事業

虎ノ門一丁目地区
市街地再開発事業

虎ノ門周辺地区 (旧地区)
開発事業

バスターミナル
地下歩行者通路
駅広
駅広

多くの企業が集積する虎ノ門エリアにおいて、新駅を整備することにより国際的なビジネス・交流拠点の形成に資する民間都市開発事業を促進

民間都市開発事業 国土交通大臣認定事業 9件 (うち、金融支援4件) ※下記は一例



国際ビジネス交流拠点として、大規模オフィスや、商業施設、ホテル、住居、インターナショナルスクール等を備えた民間都市開発事業を推進

5. 都市の国際競争力の強化

I. 都市行政に係る最近のトピックス

④ 話題のプロジェクトへの支援

2025年大阪万博、2027年リニア新幹線開業に向け、品川・大阪地区において、大規模プロジェクトが進行しています。都市基盤整備による民間投資の促進等により、経済波及効果の高い民間都市開発事業を推進しています。

品川駅・田町駅周辺地域



基盤整備

大規模低未利用地（鉄道車両基地跡地）において、道路、駅前広場等の公共施設を整備・創出するとともに、民間都市開発の基盤を整備

民間都市開発事業

【品川開発プロジェクト】

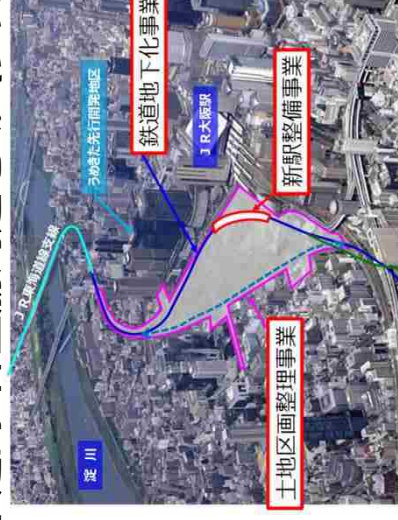
※完成予想パース



令和6年度
竣工（予定）

国際ビジネス交流拠点として、約6,500㎡の新駅歩行者広場や、オフィス、商業施設、ホテル、インターナショナルスクール等を備えた民間都市開発事業を推進

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域（うめきた地区）



基盤整備

大規模低未利用地（貨物駅跡地）において、道路、公園・広場、交通結節機能等の公共施設を整備・創出するとともに、民間都市開発の基盤を整備

民間都市開発事業

【うめきた2期開発プロジェクト】

※完成予想パース

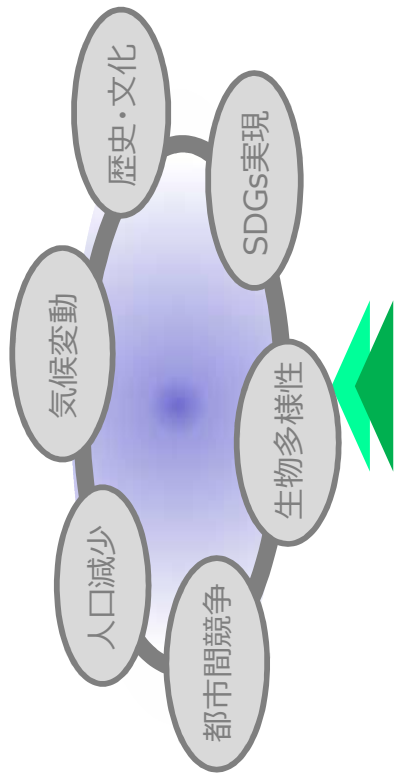


「みどり」とイノベーションの融合」拠点として、約45,000㎡の都市公園や、オフィス、商業施設、ホテル、住居、インキュベーション施設等を備えた民間都市開発事業を推進

グリーンインフラの推進 ～持続可能な地域づくりのために～

気候変動に伴う防災・減災への対応、SDGsの実現など、複雑化する都市の社会課題に対応するため、官民連携・分野横断によるグリーンインフラの取組を推進し、持続可能で成長力の高い都市を形成する。

互いに関連し複雑化する都市の社会課題



グリーンインフラの取組

社会資本整備や土地利用等の**ハード・ソフト両面**において、**自然環境**（緑、水、土、生物等）が有する**多様な機能**を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

グリーンインフラの特徴

- 多様な機能を有する
- 多様な主体が参画する
- 時間の経過とともに機能を発揮する

多様な機能を発揮するグリーンインフラの取組イメージ

大都市中心部において快適で魅力的な都市を実現し、生産性を向上

緑による暑熱対策



にぎわいの場づくり

文化的な景観形成

投資を呼び込む魅力的な空間

雨水貯留・浸透

郊外部における居住環境の向上・コミュニティの形成と健康な暮らしの実現

快適な居住環境形成



コミュニティの醸成

健康増進に繋がる歩行空間

生態系ネットワーク

イメージ：草津川跡地公園（滋賀県草津市）

●都市局施策集

Ⅱ. 都市行政の主な政策ツール

1. 都市計画制度

II. 都市行政の主な政策ツール

① 都市計画法の概要

- 都市計画法は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための「土地利用」「都市施設」「市街地開発事業」の基本と決定手続を定めた法律です。

都市計画法

土地利用		概要
区域区分		無秩序な市街化を防止するため、市街化区域と市街化調整区域に区分
地域地区	用途地域	住居、商業、工業等の用途を適正に配分して都市機能の維持増進、住居の環境保護等を図る地域 例：第一種低層住居専用地域、商業地域等
	都市再生特別地区	都市の再生に貢献し、高度利用を図る特別の用途、容積等の建築物を誘導する区域

等

都市施設		関係法令
良好な都市環境を確保する上で必要な施設		
主な都市施設	関係法令	
道路	道路法	
都市公園	都市公園法	
河川	河川法	
流通業務団地	流通業務市街地の整備に関する法律	
津波防災拠点市街地形成施設	津波防災地域づくりに関する法律	

等

市街地開発事業		関係法令
宅地の整備やこれと一体となった公共施設の整備を面的に行う事業		
主な事業	関係法令	
土地区画整理事業	土地区画整理法	
市街地再開発事業	都市再開発法	
防災街区整備事業	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	

等

② 「用途地域」に人口の3 / 4が居住

- 我が国の、面積ベースで約5%の「用途地域」に、人口ベースで約75%が居住しています。
面積ベースで約27%の「都市計画区域」に、人口ベースで約95%が居住しています。

都市計画区域

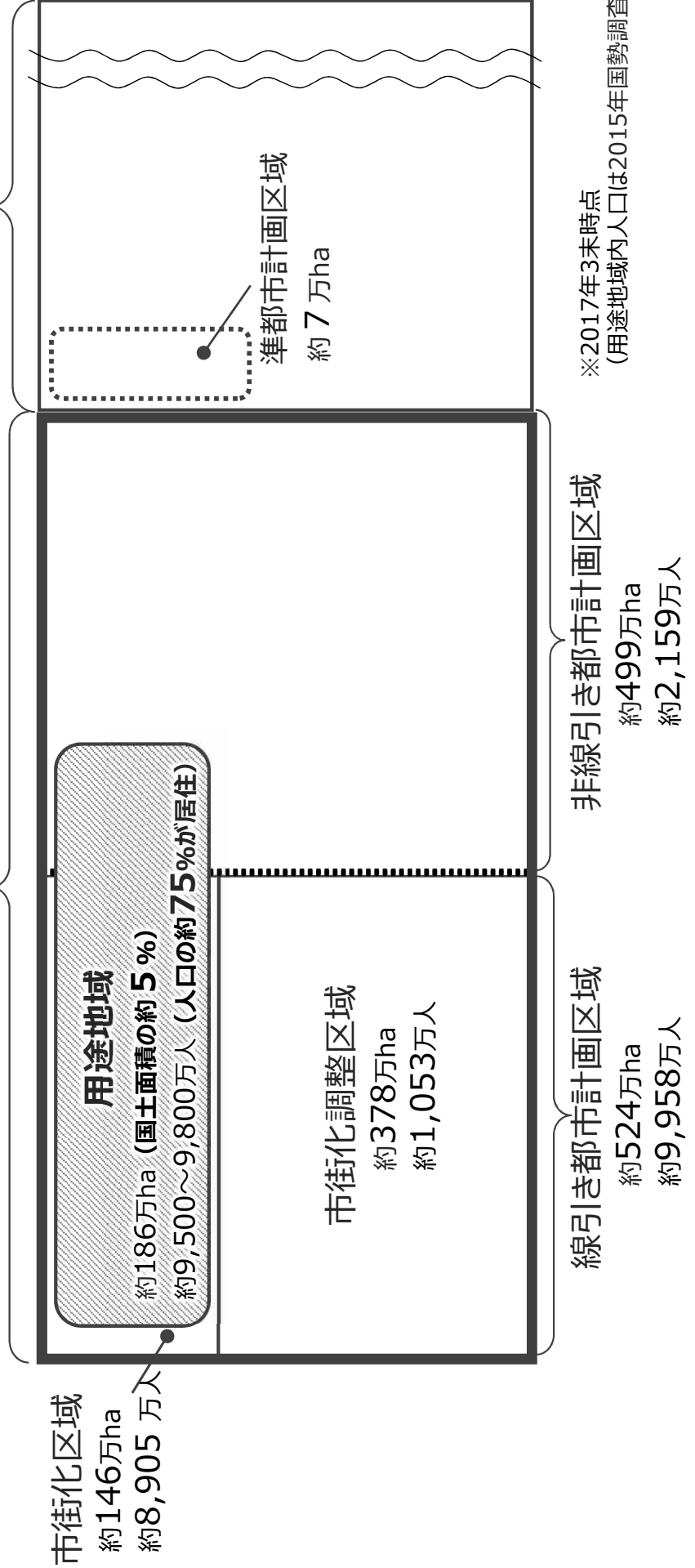
約1,023万ha (国土面積の約27%)

約12,117万人 (人口の約95%が居住)

都市計画区域外

約2,757万ha

約673万人



1. 都市計画制度

II. 都市行政の主な政策ツール

③ コンパクト・プラス・ネットワークの推進

- 生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し、公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組を進めています。

都市を取り巻く状況

- 人口・世帯減少、高齢者の増加
- 拡散した市街地

- 都市の生活を支える機能の低下
 - ・ 医療・福祉・商業等の生活サービスの維持が困難
 - ・ 公共交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下

- 地域経済の衰退
 - ・ 地域の産業停滞、企業撤退
 - ・ 低未利用地や空き店舗の増加
- 厳しい財政状況
 - ・ 社会保障費の増加
 - ・ インフラの老朽化対応

コンパクトシティ

立地適正化計画

- 都市機能誘導区域
生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設（医療・社会福祉・教育文化・子育て・商業等）を設定
 - 居住誘導区域
居住を誘導することで、人口減少下でも人口密度を維持するエリアを設定
- 計画策定や都市機能・居住機能の集約につながる施設整備に対し、
- ・ コンパクトシティ形成支援事業(行政経費)
 - ・ 都市構造再編集中支援事業(公共)等で支援

+

ネットワーク

地域公共交通網形成計画

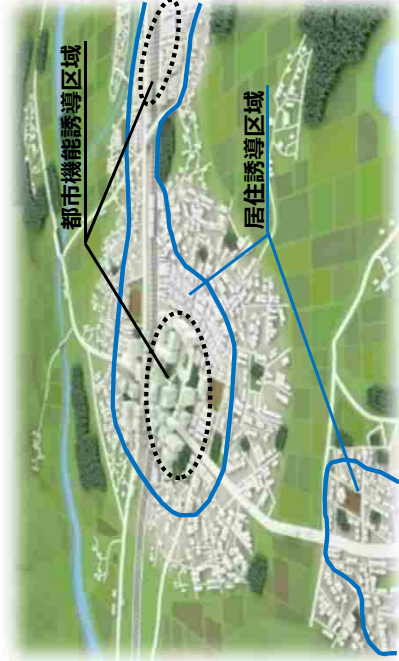
まちづくりと連携し、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークを形成



地域公共交通再編実施計画

(地方公共団体が事業者等の同意の下作成)

地域公共交通の再編を図るために具体的に行う取組
(運行主体、運行ダイヤ、ルート、運賃等)

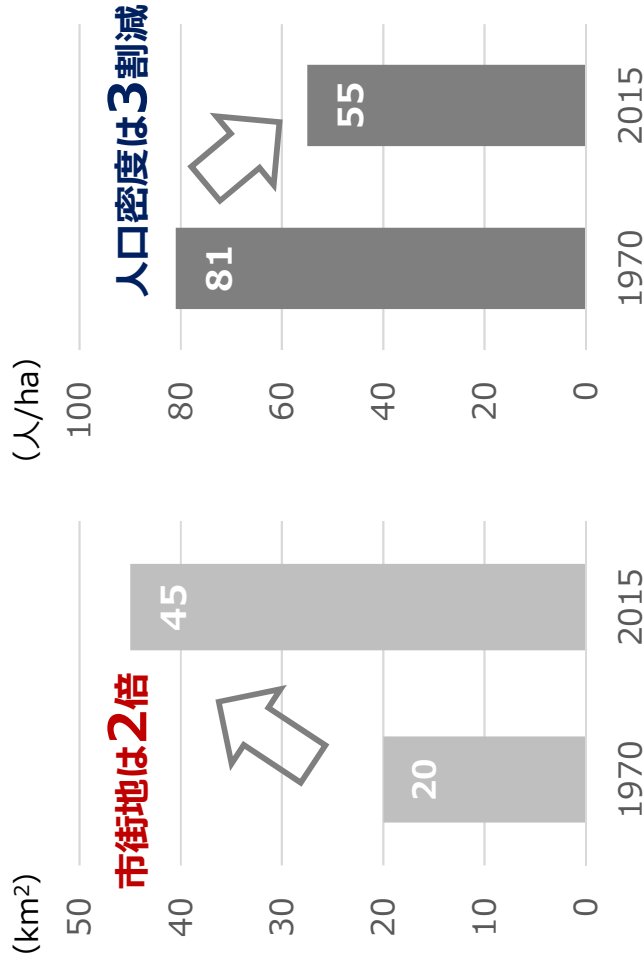


関係省庁で構成されたコンパクトシティ形成支援チーム（2015.3設置）等により、省庁横断的に市町村の取組を支援

⑤ 地方都市では市街地が拡散し、低密度に

- これまで、人口の増加とともに市街地は郊外へと急速に拡大してきました。地方圏の県庁所在都市では、2015年までの45年間で、市街地が2倍に拡大しているのに対し、市街地の人口密度は3割低下しました。
- 今後、人口・世帯減少と高齢化が加速することで、拡大した市街地に高齢者などがまばらに居住する状況となる懸念があります。

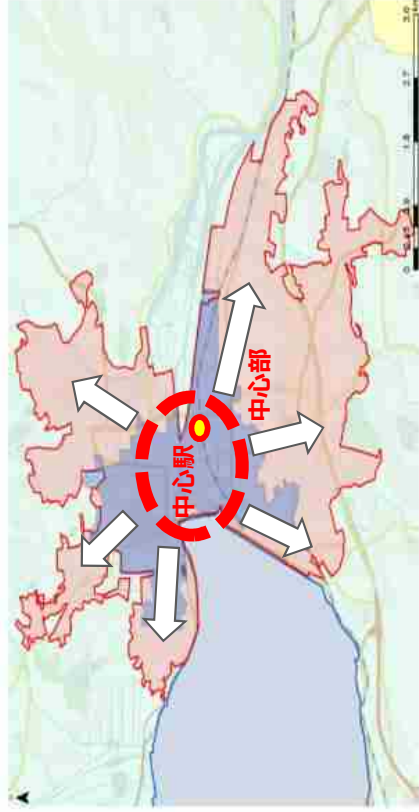
市街地は拡散し、人口は低密度に



※ 地方圏の県庁所在都市。
 ※ 三大都市圏及び政令指定都市を除く。

出典：国勢調査

地方都市では中心部から郊外部に向けて拡散



■ 1960年 人口集中地区
 ■ 2005年 人口集中地区

出典：国勢調査

1. 都市計画制度

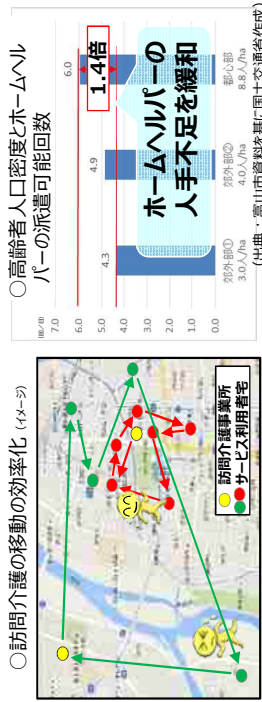
II. 都市行政の主な政策ツール

⑥ コンパクト・プラス・ネットワークにより生産性を向上

- 経済活動の装置である都市のコンパクト化、密度アップ、公共交通の利便性向上により、サービス産業の生産性の向上や、行政コストの削減などが図られています。
- その際、高齢者、子育て世帯等の行動をビッグデータを解析し、ユーザー目線も備えたプランニング手法に一新することで、施設の最適立地を実現します。

一定密度の集約型市街地に
～サービス産業の生産性向上～

- ホームヘルパーの1人当たりの **サービス提供量**が **4割増加**
(※富山市モデルをもとに試算)



公共交通を利用しやすいまちに
～中心市街地の再興に～

- 中心市街地の **消費額**を **30億円増加**
(※富山市モデルをもとに試算)

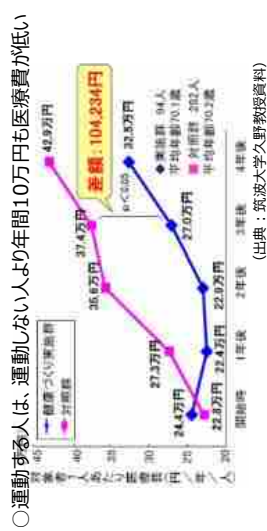
○公共交通利用者は、まちなかでの滞在時間が長、消費が多い

	マイカー	公共交通
中心市街地での平均滞在時間(分/日)	113分	128分
来街時に2店舗以上立ち寄る人の割合	30%	47%
中心市街地での平均消費金額(円/日・人)	9,207円	12,102円

マイカー利用者と公共交通利用者の消費行動比較
(出典：富山市資料)

高齢者一人ひとりが元気に
～地方財政の健全化へ～

- 必要となる **医療費**を **10億円削減**
(※見附市モデルをもとに試算)



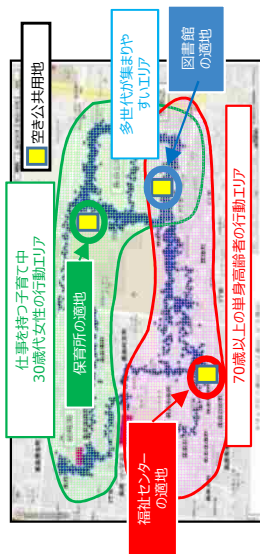
(1) モデル都市の形成・横展開

コンパクト化による生産性向上に向けた取組事例を関係省庁が連携して重点的にコ
ンサルティングし、**類型化・横展開**

(2) スマート・プランニングの推進

人の属性ごとの行動データを基
に、**利用者利便の向上と生産性の最大化を同時に実現**
する**施設の最適立地**を可能に

○個人単位の移動を把握できるビッグデータによる「動的な分析」に基づき施設立地を検討



2. 都市再生制度

Ⅱ. 都市行政の主な政策ツール

① 都市再生制度の概要

都市再生特別措置法に基づき、

- 都市再生緊急整備地域において、民間の優良ストック形成を重点的に支援しています。
- 全国の都市で、都市再生整備計画に基づき公共施設整備などまちづくりを総合的に支援しています。

一定規模の民間プロジェクトが見込まれる区域

都市再生を推進すべき地域を政令指定：

都市再生緊急整備地域 (55地域)

特定都市再生緊急整備地域 (13地域)：特に都市の国際競争力の強化

法制上の支援措置 (都市計画等の特例)

- ・都市再生特別地区 (92地区)
容積率・高さ・用途等の制限緩和
- ・都市再生事業に係る認可等の迅速化
- ・都市計画提案制度 (76件)

財政支援

- ・国際競争拠点都市都市整備事業(特定地域のみ)
道路や鉄道施設等の重要インフラやエネルギー導管の整備等
- ・官民連携まちなか再生推進事業(R2創設)
未来ビジョン等の策定
シティセールスのための国内外でのプレゼンテーション
既存施設のリノベーションによる国際交流創造施設の整備 等
- ・都市安全確保促進事業
計画策定及び計画に基づく備蓄倉庫等の整備

民間都市再生事業計画の認定 (125計画)

金融支援

民間都市開発推進機構によるメザン支援

税制支援

建物取得時の不動産取得税に係る特例措置 等

全国の都市区域

都市再生整備計画(市町村が作成)に基づく各種支援
(これまで1,058市町村、3,115地区で策定)

財政支援

- ・都市構造再編集中支援事業※1及び
社会資本整備総合交付金※2により、
まちづくりを財政的に支援
- 道路や公園、広場等のハード事業
各種調査や社会実験等のソフト事業 等

※1 立地適正化計画を策定していることが支援要件となります。
※2 一定の経過措置期間をおいた上で、立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している等持続可能な都市づくりを進めていることが支援要件となります。



民間都市再生整備事業計画の認定 (49計画)

金融支援

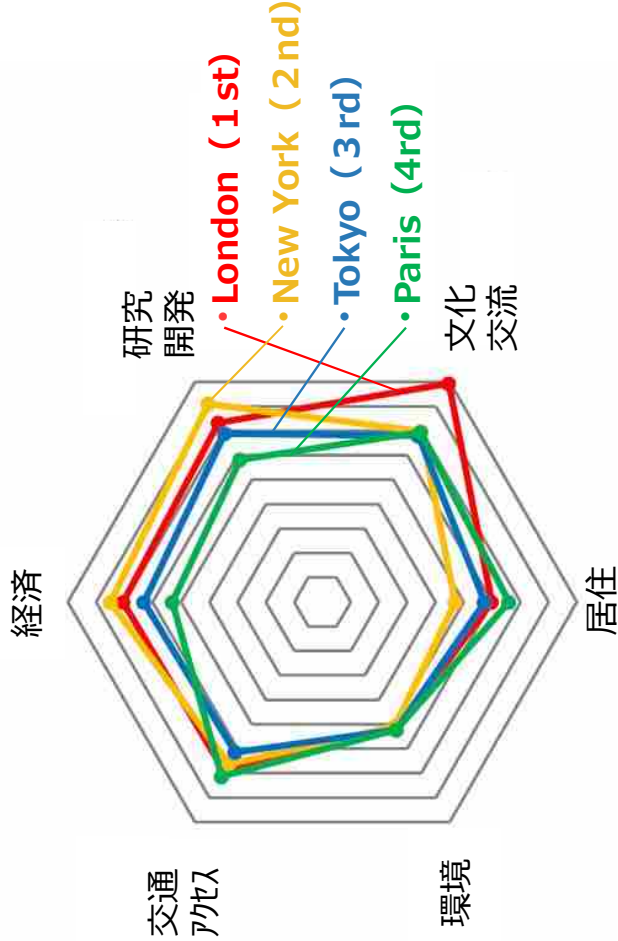
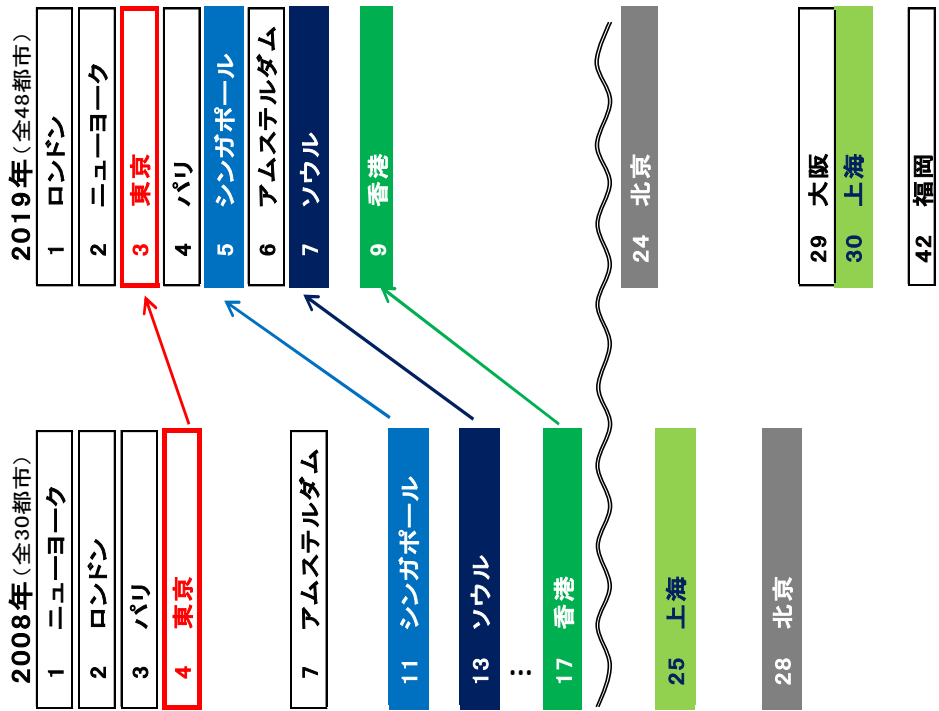
民間都市開発推進機構によるメザン支援・まち再生出資

※2019年12月25日現在 (都市再生整備計画作成件数については2019年4月1日現在、
都市再生特別地区数については2019年6月30日現在、都市計画提案制度利用件数については2017年3月31日現在)

② 追いつけられる「東京」、求められる「総合力」

- 東京は「都市総合力ランキング」3位とされているものの、シンガポールなどに追いつけられており、アジアでの都市間競争を勝ち抜くには、強みを磨き、弱みを克服する「総合力」が求められています。

「都市総合力」でアジアの他都市に追いつけられる東京 上位のロンドン、NYと比べて「総合力」に劣り、4位のパリが迫る東京



強み	弱み
<ul style="list-style-type: none"> 世界トップ500企業 特許登録件数 食事の魅力 住宅賃料水準 公共交通機関利用率 等 	<ul style="list-style-type: none"> GDP成長率 優秀な人材確保の容易性 スタートアップ環境 働き方の柔軟性 外国人居住者数 等

出典) 森記念財団「世界の都市総合力ランキング2019」

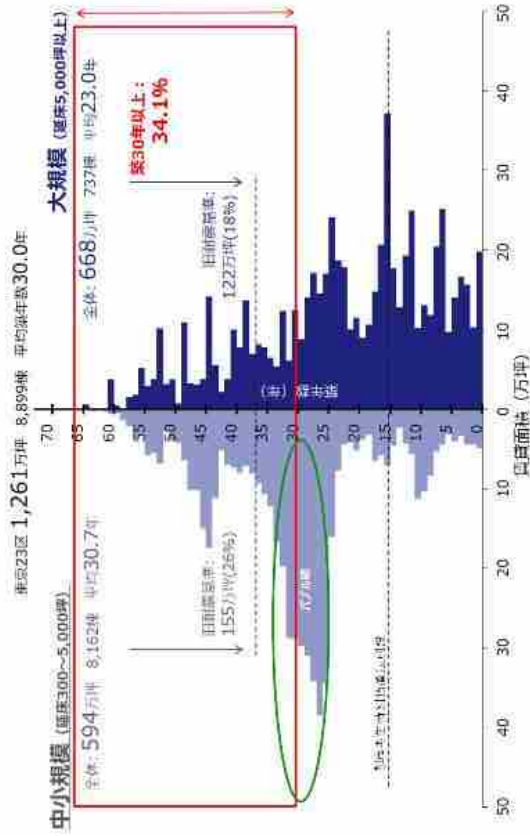
2. 都市再生制度

II. 都市行政の主な政策ツール

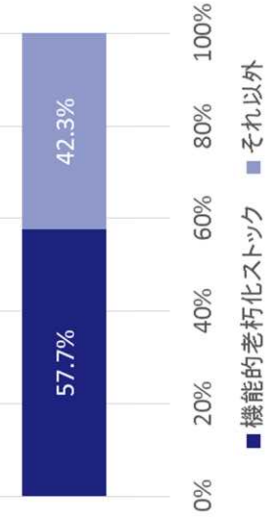
③ 進む建築物ストックの老朽化・多様なオフィス空間の創出

- 都市の競争力や防災性、快適性を阻害する老朽化ストックの存在は、今後の大きな課題です。
- 今後、バブル期に大量供給された中小規模のストックが老朽化を迎えるため、優良ストックへの転換が求められます。
- 東京をはじめとする我が国都市は、海外からの人材・企業の進出やスタートアップ企業の創出などが伸び悩んでおり、多様なオフィス・ニーズへの対応が求められます。

東京23区のオフィスでは、築30年以上の老朽ストックが1/3以上を占める



機能的老朽化ストック※も約6割を占める



※機能的老朽化ストックの基準

【建築スเปック】

- ① 天井高が低い
- ② OA床でない
- ③ 床が荷重に弱い

【設備スเปック】

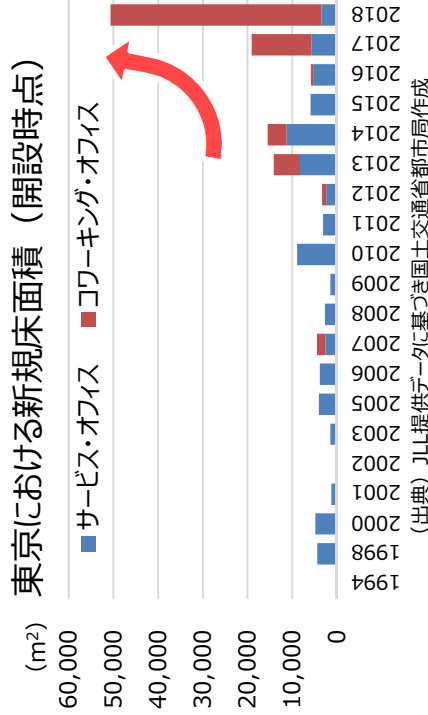
- ① 個別空調不可
- ② 電気容量が低い



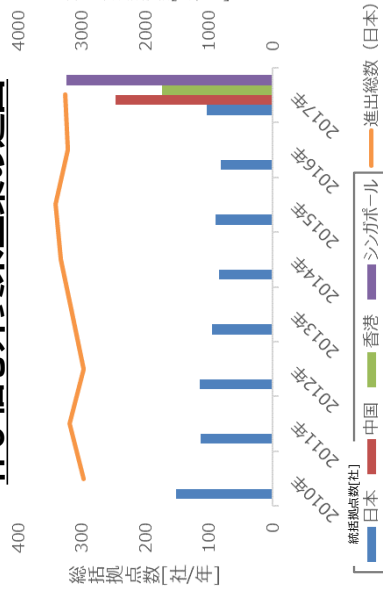
■ 機能的老朽化ストック ■ それ以外

出典) ザイマックス不動産総合研究所 (2018年時点)

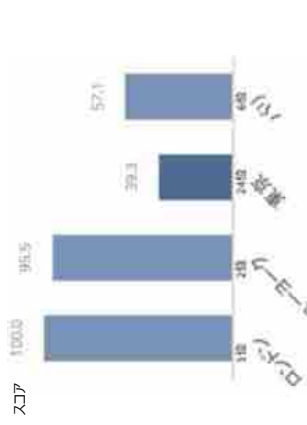
東京オフィス市場におけるコワーキング・スペースが急増



伸び悩む外資系企業の進出



都市総合ランキング上位のスタートアップ企業の創出 (2019年)



出典) 森記念財団の世界ランキング2019

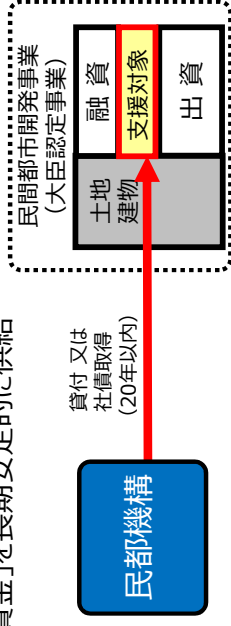
2. 都市再生制度

II. 都市行政の主な政策ツール

④ 民間都市開発推進機構によるまちづくり支援

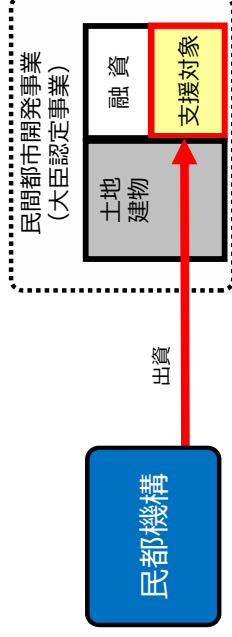
① メザニン支援 (都市再生緊急整備地域等が対象)

優良な民間都市開発事業に対して、融資(ローン)と出資の間に位置し、一般に調達が難しいとされる「ミドルリスク資金」を長期安定的に供給



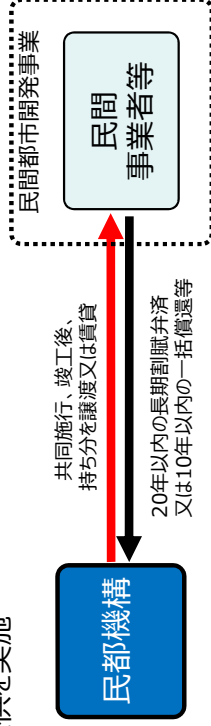
② まち再生出資 (都市再生整備計画の区域等が対象)

優良な民間都市開発事業に対して出資を行うことにより、事業の立ち上げを支援



③ 共同型都市再構築 (市街化区域等が対象)

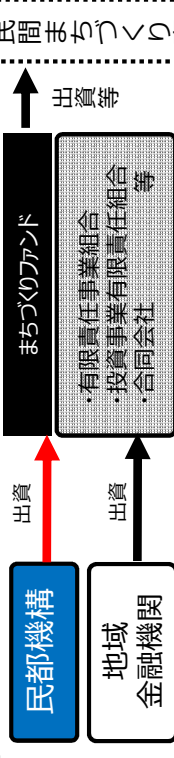
民都機構が共同事業者として建築費の一部を負担し、民間都市開発事業に対して長期安定的な資金提供を実施



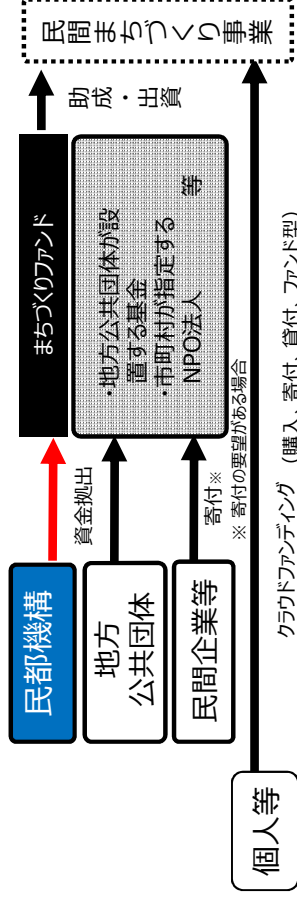
④ まちづくりファンド支援 (全国が対象)

民間まちづくり事業を資金面で支援するまちづくりファンドに対して、民都機構が地域金融機関等と共に出資、又は資金拠出を実施

< マネジメント型 >

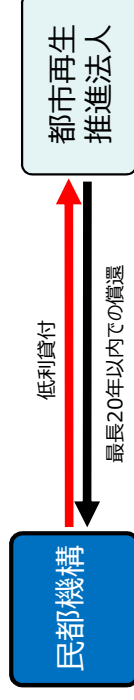


< クラウドファンディング活用型 >



⑤ まちなか公共空間等活用支援 (まちなかウォーカーカブル区域が対象)

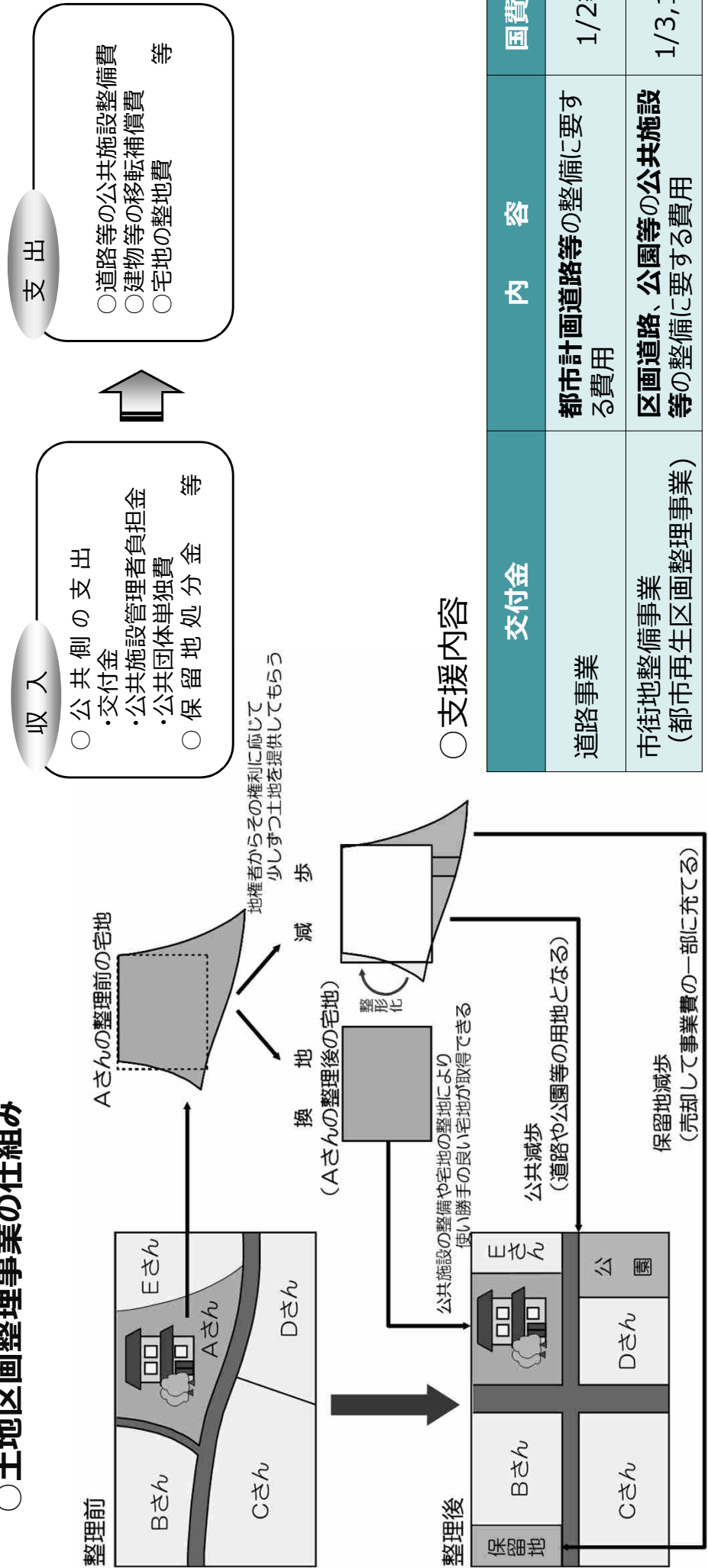
広場の高質化など、公共空間を整備し活用する都市再生推進法人に対して低利の貸付を実施



① 土地区画整理事業の概要

- 土地の区画形質の変更や公共施設（道路、公園等）の新設・変更を行うことで、公共施設の整備改善や宅地の利用の増進を図っています。

○土地区画整理事業の仕組み

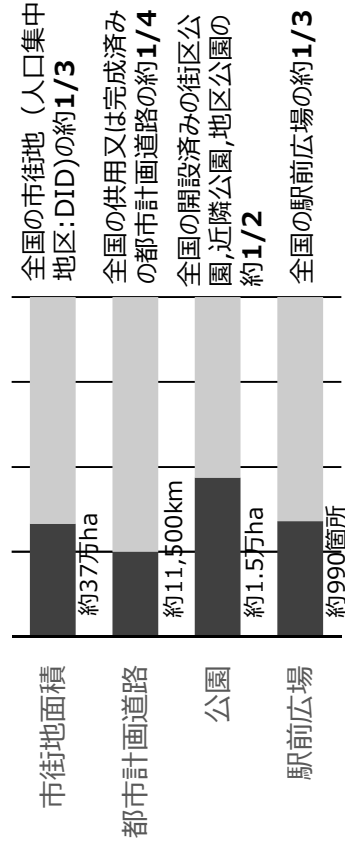
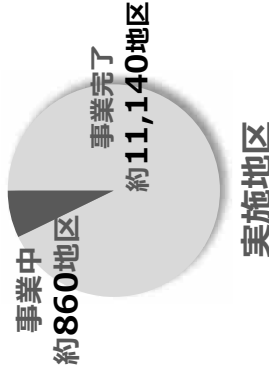


3. 市街地整備

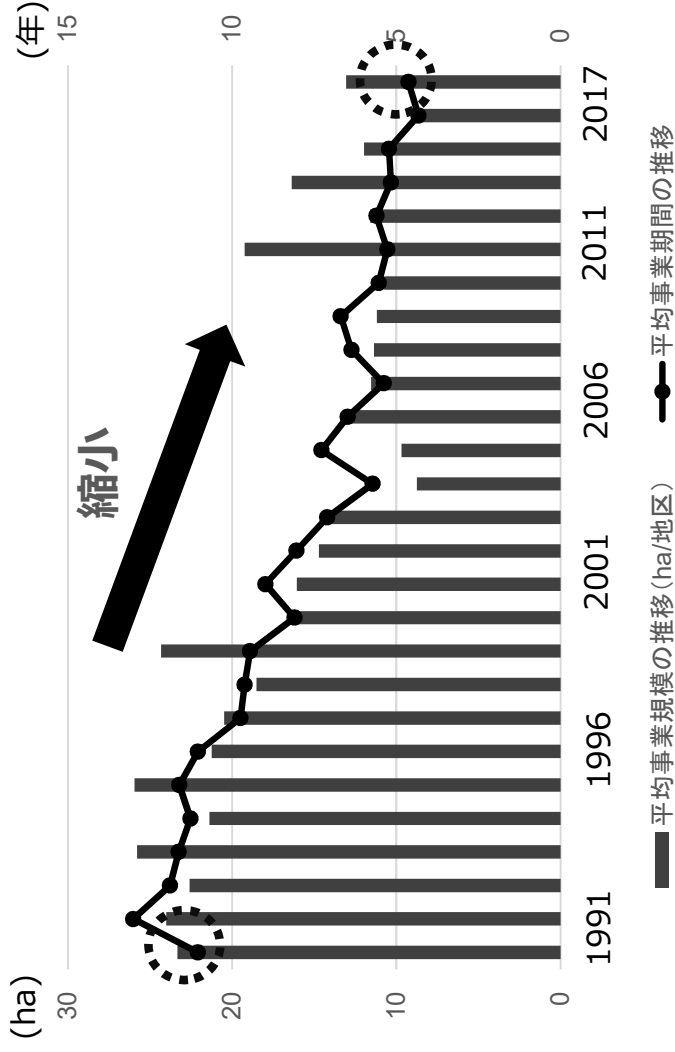
② 土地区画整理事業は「コンパクト」かつ「スピーディー」に

- 全国で約12,000箇所(約37万ha)の事業に着手し、現在、約860地区(約2.9万ha)を施行しています。
- コンパクトなまちづくりを進めるため既成市街地の再生に活用される区画整理は、既存ストックや土地の利用状況を勘案し、整備内容を絞り、土地の入替え等を主眼に機動的に実施しています。
- このため、全国における土地区画整理事業の施行実績をみると、より小規模・短期間で実施される傾向にあります。

土地区画整理事業の実績(2017年度末)



事業規模、事業期間とも、平成初期に比較して半分程度まで縮小



※事業規模が短年で急増している箇所は、復興区画整理や大規模案件の影響

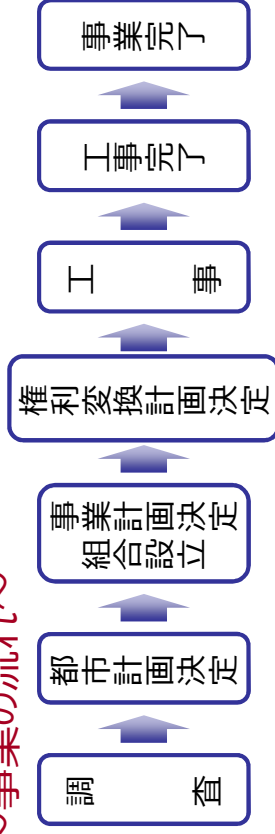
③ 市街地再開発事業の概要

- 老朽木造建築物が密集している地区等で、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物や道路・広場等の公共施設の整備等を行うことで、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を推進しています。

○市街地再開発事業の仕組み

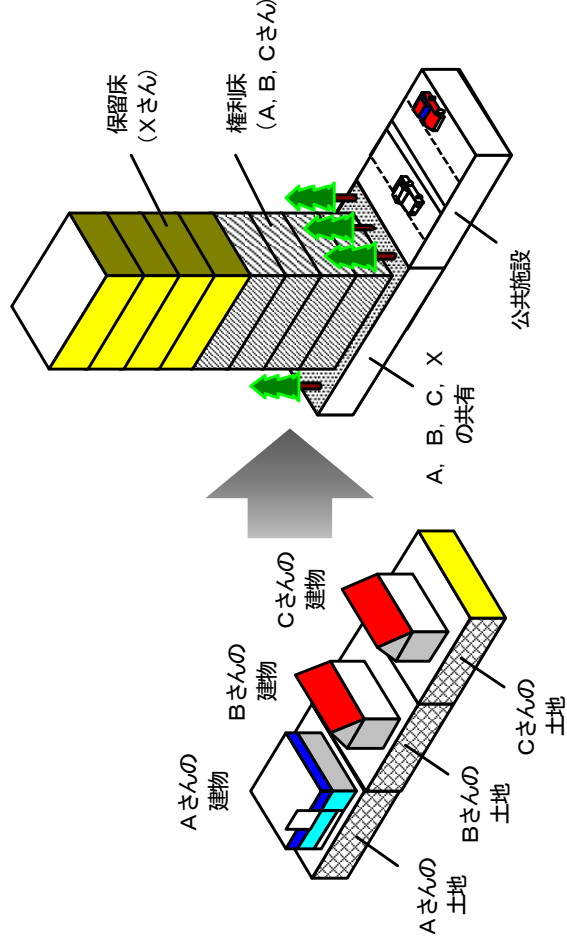
- ◆ 敷地を共同化して高度利用することで、道路などの公共施設用地を生み出す
- ◆ 従前権利者の権利は、等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられる（権利床）
- ◆ 高度利用によって新たに生み出された床（保留床）を売却して、事業費に充てる

～事業の流れ～



○支援内容

交付金	内容	国費率
市街地再開発事業	施設建築物及びその敷地の整備に要する費用の一部	1/3
道路事業	都市計画道路等の整備に要する費用	1/2等



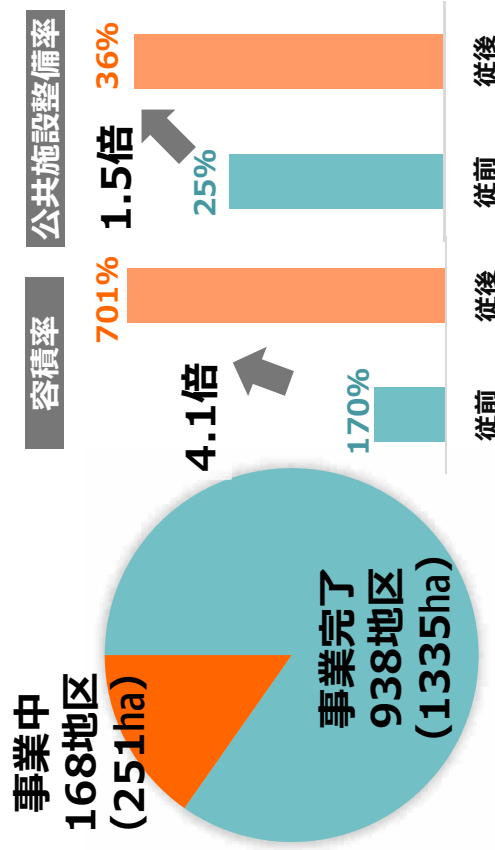
3. 市街地整備

Ⅱ. 都市行政の主な政策ツール

④ 市街地再開発は地域のニーズに応じて用途が変化

- 全国1,106地区（1,586ha）で事業に着手し、そのうち、現在168地区（251ha）で施行しています。
- 1地区当たりの延べ床面積は、店舗が減少し住宅が増加しています。また地方圏では公共的施設が増加するなど事業ニーズに応じて用途構成が変化しています。

○市街地再開発事業の実績・効果



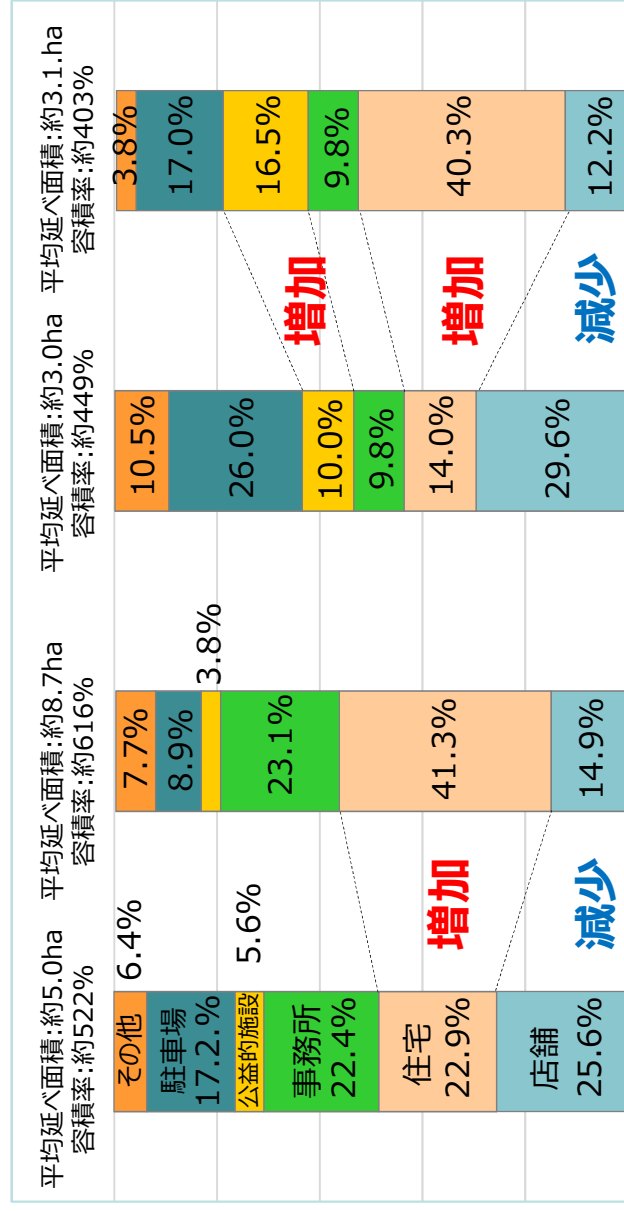
【実績】実施地区 (S44-H30)

【効果】完了地区平均推移 (H26-H30)

都市構造の改善効果 (完了地区平均 (H26-H30))

- ・都市型住宅の供給：約192戸/地区
- ・防災性の向上：不燃化率約61%⇒100%

○延べ床面積・用途の状況 (1地区当たり平均)



- 店舗 H7-H11 三大都市圏
- 住宅 H25-H29 三大都市圏
- 事務所 H25-H29 三大都市圏
- 公益的施設 H7-H11 地方圏
- 駐車場 H25-H29 地方圏
- その他 H25-H29 地方圏

① 幹線道路の整備・踏切対策の推進

- 幹線街路の整備により、都市内交通の円滑化と渋滞の解消による生産性の向上に寄与するとともに、歩行者・自転車の安全性の向上や災害時の物資輸送・避難路としても活用されます。
- 踏切対策について、連続立体交差事業や段階的な踏切対策の推進により、交通の安全性・円滑性の向上を図るとともに、分断された市街地の一体化により都市の活性化を図ります。

幹線街路の整備

大都市計画道路事業 3・4・28号
庄の原佐野線（大分県大分市）

事業効果

- 主要渋滞箇所における渋滞解消
- 周辺地区の人口増加
- 災害時の代替路確保 等

主要交差点の渋滞長（2017.11→2018.2）

1,080m → 60m

周辺地区の人口（2010年→2017年）

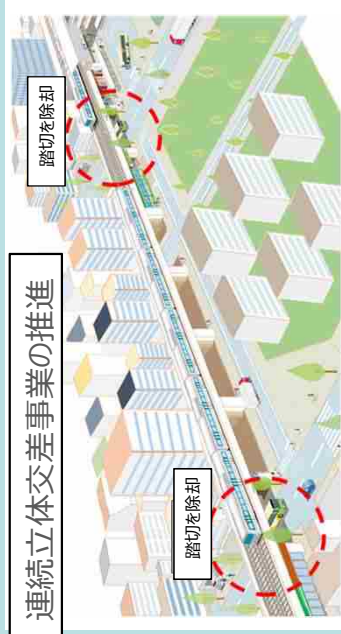
11,928人 → 12,974人



歩行者交通量（2014年→2015年）
3,232人/12h → 9,806人/12h

踏切対策の推進

連続立体交差事業の推進



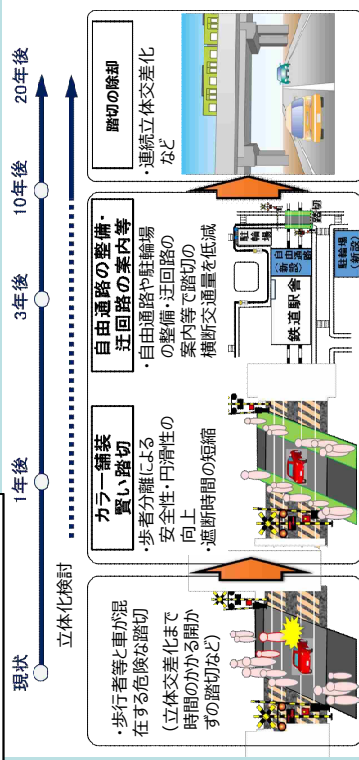
<整備前>



<整備後>



段階的な踏切対策の推進



② 交通結節点の整備・都市内公共交通の整備

- 誰でも便利で快適に移動できるコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりに向け、過度に自家用車利用に依存しないよう、都市内公共交通の整備を進めるとともに、シームレスな移動に加え人々の憩い・集い・語らいつの場として交流を生み出す「まちの顔」である交通結節点の整備を推進します。

交通結節点の整備

駅前広場の整備

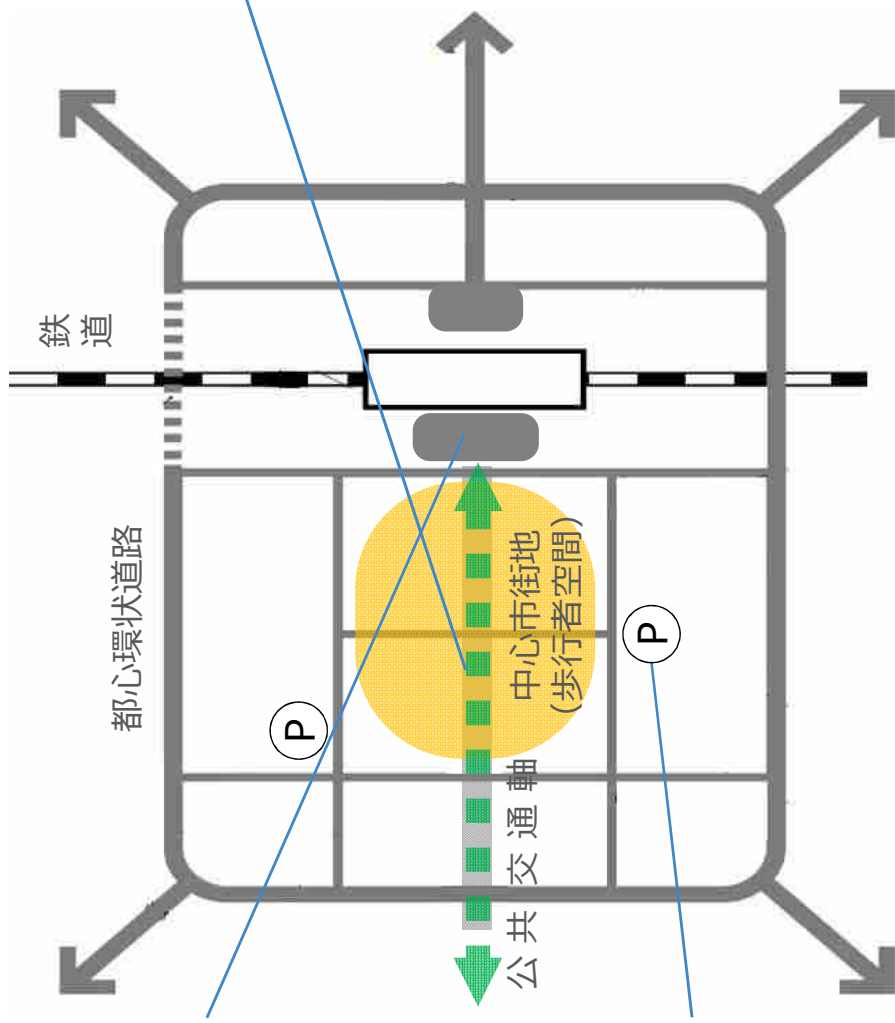


公共交通の乗換え利便性を高めるとともに、都市の拠点として歩行者の回遊・滞留を促すような賑わいのある駅前広場を整備。

駐車場の整備
(集約化・フレキシブル化)



歩行者空間の確保のため、都心部の外側に駐車場を集約化する等、まちづくりと連携した駐車場の整備。



都市内公共交通の整備



LRT



都市モノレール

都市内交通の円滑化の促進や、自動車交通から公共交通への転換がなされるよう、道路交通を補完する公共交通機関（LRT・都市モノレール等）の施設整備に対して支援。

4. 街路事業・交通施設整備

II. 都市行政の主な政策ツール

③ 公共交通の整備による都市の再生

- 公共交通の整備は、移動の利便性を高めるとともに、魅力的で快適な都市をつくります。
- 公共交通の沿線においては、人口の増加や地価の上昇など、大きな効果がみられます。

LRTによる都市再生（ストラスブール）

- ・モータリゼーションに伴う中心部の衰退や環境問題を背景に、LRTを導入
- ・持続可能で魅力ある都市空間を形成し、都市の再生を図った



Before

After

市民の買い物行動が変化

買い物回数：50%増

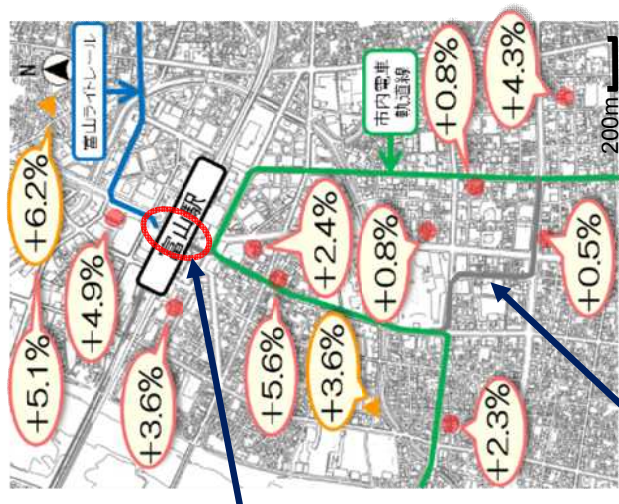
買い物目的での中心部への移動回数：33%増

(出典：家庭交通調査、1997年、ストラスブール広域共同体)



市内電車南北接続事業
(令和2年3月完成予定)

市中心部の地価が上昇

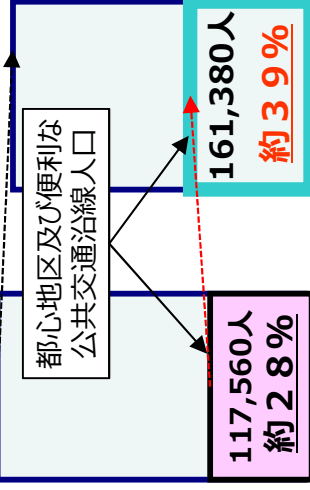


環状線化事業
(平成21年12月開業)



人口減少の中、沿線の人口が増加

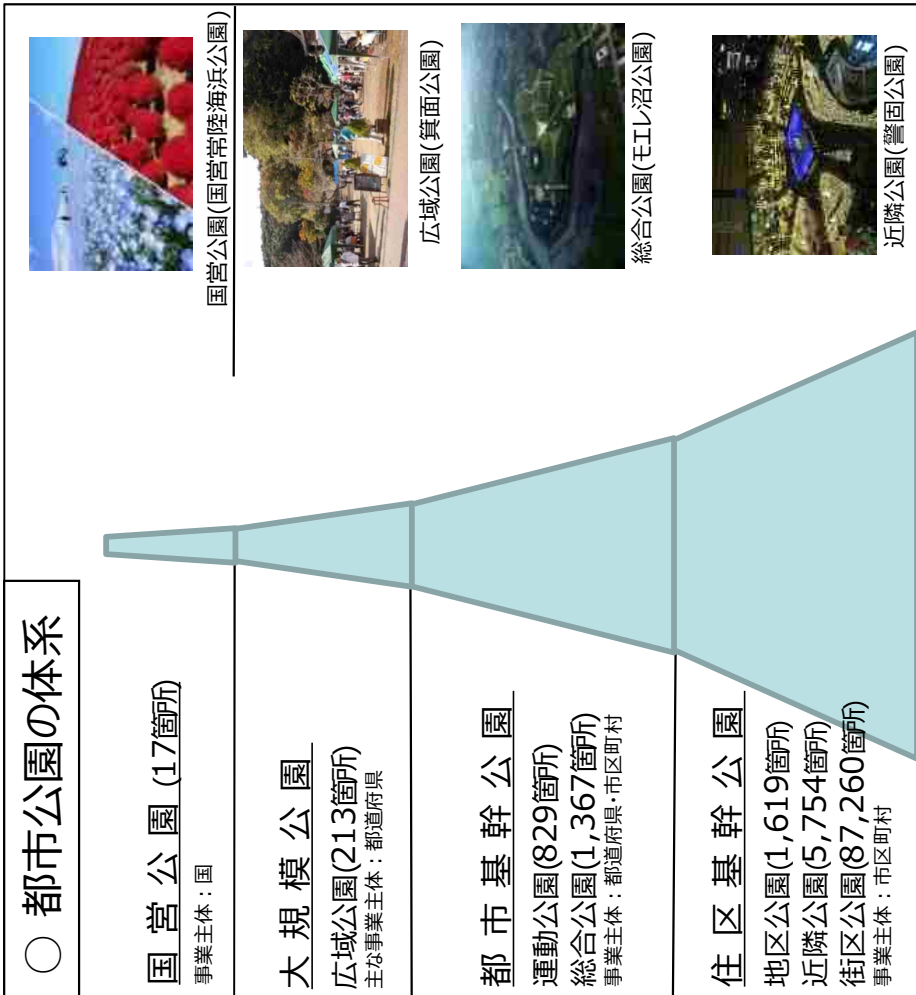
2005年 (421,239人) → 2018年 (417,382人)



図中の数字は2019地価調査(2019.7.1を基準)における地価の前年度比上昇率

① 都市公園の種類と現況・都市公園の整備等

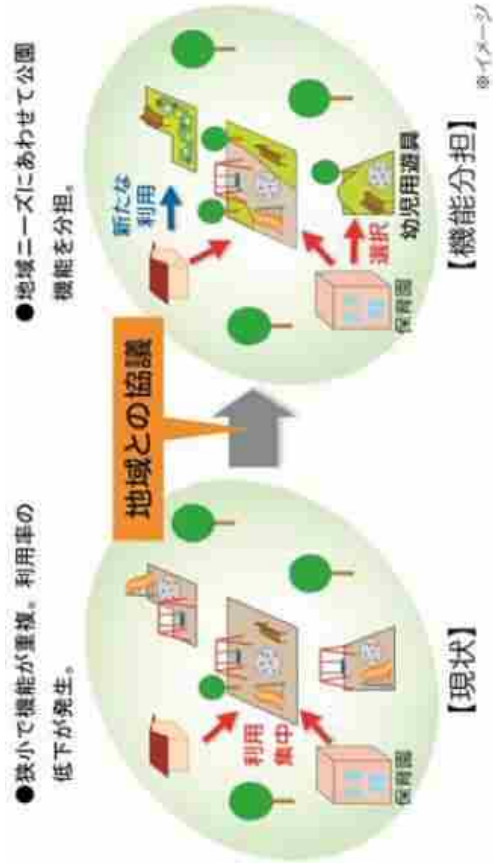
- 都市公園には、国営公園から住民に身近な街区公園まで様々な種類があり、全国で12.6万haが整備されています。
- 国営公園等を整備するとともに、緑豊かな都市環境を創出するため、地方公共団体の行う都市公園の整備や再編等の取組を支援しています。



② 都市公園ストックの再編・公園施設(遊具等)の老朽化対策

- 我が国の都市公園は、一定量の整備がなされてきましたが、維持管理費の確保が困難になるなど、ストックのマネジメントが必要となっています。
- その中で、地域住民の年齢構成の変化等に伴う新たな公園利用ニーズに対応するため、地方公共団体が行う都市公園の機能再編の取組について、「都市公園ストック再編事業」により推進しています。
- 公園施設のうち、特に遊具については設置から20年以上経過したものが約5割となるなど老朽化が進行しています。そのため、国として予防保全型の施設管理により、ライフサイクルコストの縮減を行いながら、適切な点検・修繕を徹底するとともに、「公園施設長寿命化対策支援事業」により改修を支援するなど、公園利用者の安全確保を推進しています。

都市公園ストックの機能や配置を計画的に再編 (都市公園ストック再編のイメージ)



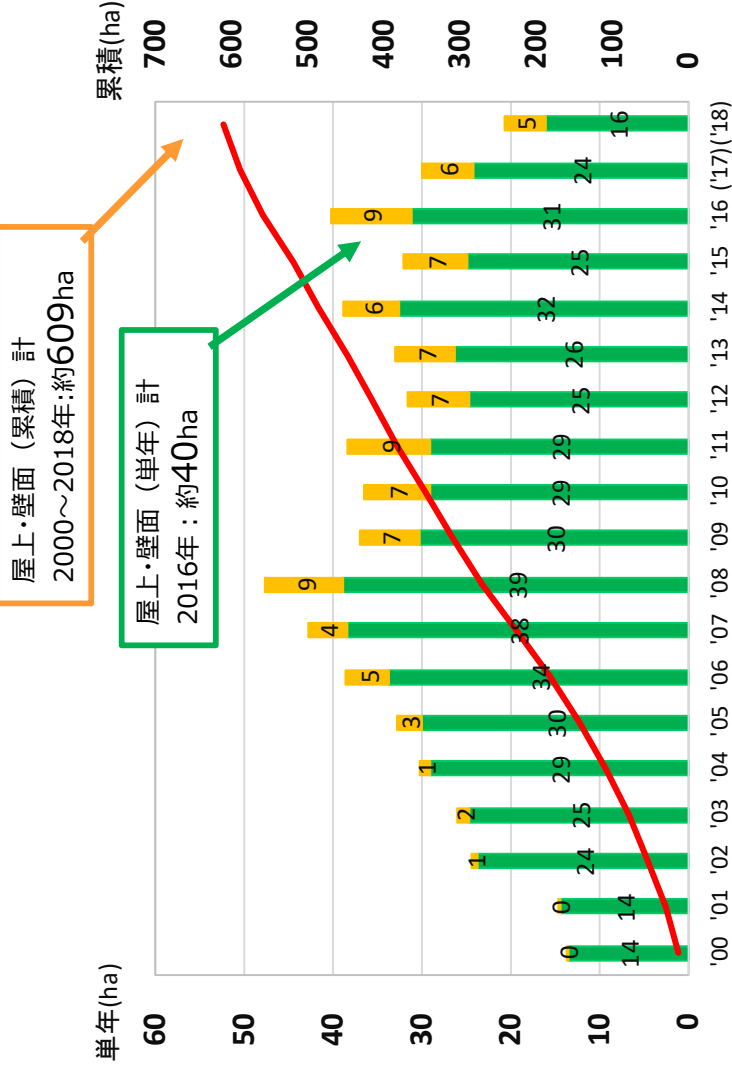
予防保全型の施設管理を徹底し、 ライフサイクルコストの縮減及び安全確保を図る (長寿命化計画に基づく施設の更新イメージ)



③ 民間による緑化が公共に匹敵する「都市の緑」を創出

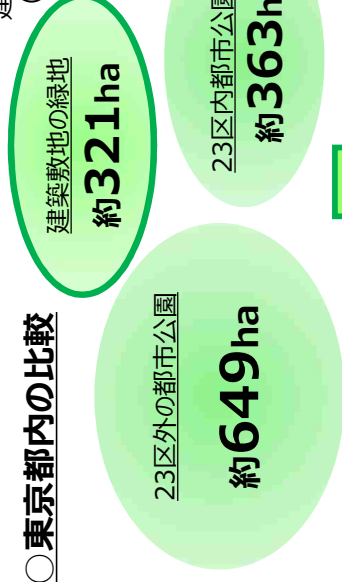
- 都市では未だ緑が不足しており、都市緑化の推進が求められています。
- 近年では、都市再開発事業等による民間の緑化が、公共が整備する緑に匹敵する規模の緑を創出しており、民間による緑化の重要性が大きくなっています。

19年間で約610haを市民緑化



○ 東京都内の比較

建築敷地における緑地の増加
(2000～2013年度) (東京都データ)



東京都内の都市公園面積の増加
(2000～2013年度) (国交省データ)

14年間に東京都全体の建築敷地で創出された緑地面積は、
同期間の東京23区内の都市公園整備面積に匹敵

○ 東京23区内の比較

○ 5年間で都市開発事業で創出された緑化面積

⇒ 約10ha ※
※2013～2017年度に竣工物件
内閣府HP掲載データより計算

○ 1年間に整備された都市公園面積の合計

⇒ 約13ha ※
※2015年度1年間
東京都「公園調査」より計算

5年間に大規模開発で創出された緑地面積は、
1年間の都市公園整備面積に匹敵

5. 公園緑地・景観関係事業

II. 都市行政の主な政策ツール

④ 景観・歴史まちづくりによる地域活性化

- 景観計画や歴史的風致維持向上計画の策定を促進し、良好な景観を形成するとともに、地域固有の歴史・文化を活用したまちづくりを推進しています。

良好な景観形成（景観法）

景観計画の策定や、景観資源の保全・活用に対する取組を支援しています。



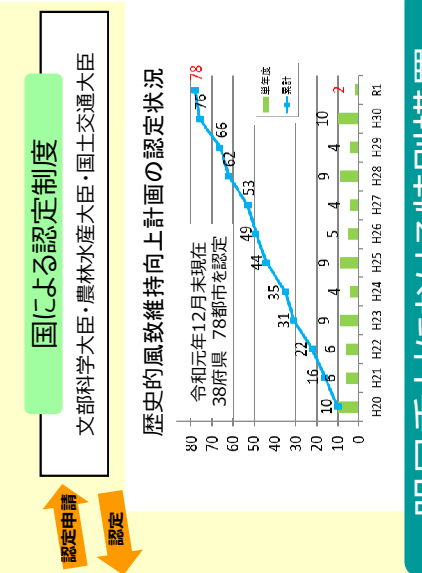
景観まちづくりの効果事例

観光地の魅力向上【愛媛県松山市】
 外観修景や道路の美装化の実施等により、観光客数が大幅に増加。

地域固有の景観形成【沖縄県那覇市】
 勾配屋根・赤瓦葺とする等の景観形成基準を設定し、地域固有の景観が形成されつつある。

歴史・文化を活用したまちづくり（歴史まちづくり法）

計画を認定された都市において、核となる国指定文化財と一体となった歴史的なまちなみで実施される、歴史・文化を生かしたまちづくりに係るハード・ソフト両面の事業を重点的に支援しています。



明日香村における特別措置（明日香法）

●奈良県明日香村は全域に古都保存法による土地利用規制がなされています。

●村の歴史的風土を住民の理解と協力のもとで保存するために制定された明日香法に基づき、歴史的風土の保存や住民生活の安定向上に資する取組を支援しています。



④ 景観・歴史まちづくりによる地域活性化

- 訪日外国人観光客数は521万人(2003年) → 3,119万人(2018年)に増加しています。
- 「自然観光地を訪れる」歴史的な街並みを楽しむことは、観光地でいたいことの上位となっています。
- これらに対応するため、令和元年度から歴史的観光資源高質化支援事業（国際観光旅客税財源充当事業）を創設し、外国人観光客が歴史的なまちなみを楽しめる環境整備を推進しています。

訪日外国人観光客数の増加



外国人観光客数の日本へのニーズ

地方観光地でいたいこと (%・複数回答)

順位	選択肢	全体	アジア	欧米豪
1	自然観光地を訪れる	60	60	58
2	温泉を楽しむ	58	60	44
3	郷土料理を食べる	54	54	54
4	歴史的な街並みを楽しむ	52	52	54
5	歴史的な建物(寺や神社、城など)や移籍を訪れる	50	50	55
11	伝統芸能や文化を楽しむ	38	38	37
12	その土地の祭りを楽しむ	36	35	37

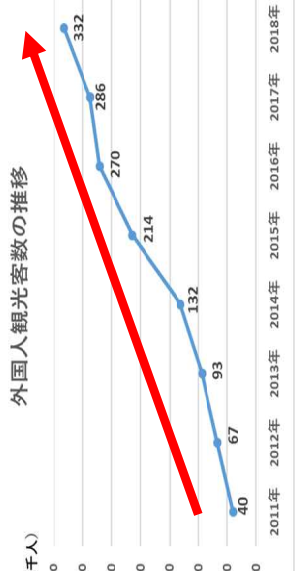
出展：アジア・欧米豪訪日外国人旅行者の意向調査（2019年度版）
（日本政策投資銀行・日本交通公社）

魅力ある観光地づくりの取組（尾道市）

- 歴史的観光資源高質化支援事業により、歴史的なまちなみを阻害するトタン塀や家屋等の除却を実施。
- 寺社等へ多言語音声設備を設置する等、外国人観光客の受け入れ環境を整備。



外国人宿泊者数が、約4万人（2011年）から約33万人（2018年）に増加



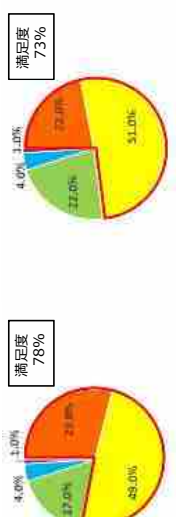
住民満足度の高いまちづくりの取組（高山市）

- 土蔵を活用した展示施設や空家を活用した伝統文化の体験交流施設等を整備。
- 市街地景観保存区域内の建造物や景観重要建造物の外観修景等に要する経費を助成。



市の取組に対するアンケート調査の結果、7割を超える市民が「郷土の歴史文化に誇りを持っている」「地域の美しい景観が保たれている」と回答

文化財や伝統芸能が保存・継承され、町並み景観や農山村景観など郷土の歴史文化に誇りを持っている 地域の美しい景観が保たれている



高山市観光協会（左）高山市観光協会（右）高山市観光協会（左）高山市観光協会（右）高山市観光協会（左）高山市観光協会（右）

② 地震の度に発生する宅地被害、事前対策の推進が必要

- 頻発する地震に備え、宅地被害を防止・軽減するための宅地の耐震化が必要です。
- 特に造成年代が古い盛土造成地は地震に脆弱なものが多くと考えられており、変状の点検や事前対策が急務となっています。

地震ごとの被災宅地危険度判定結果

地震名	発生日	最大震度	被災宅地件数※
阪神・淡路大震災	1995.1.17	7	1,874
鳥取県西部地震	2000.10.6	6強	294
新潟県中越地震	2004.10.23	7	1,118
福岡県西方沖地震	2005.3.20	6弱	351
新潟県中越沖地震	2007.7.16	6強	726
岩手・宮城内陸地震	2008.6.14	6強	98
東日本大震災	2011.3.11	7	3,592
熊本地震	2016.4.14	7	4,788
鳥取県中部地震	2016.10.21	6弱	617
島根県西部地震	2018.4.9	5強	120
大阪府北部地震	2018.6.18	6弱	58
北海道胆振東部地震	2018.9.6	7	59

※「危険」+「要注意」と判定されたもの



(東日本大震災：宮城県仙台市)



(北海道胆振東部地震：札幌市)

造成年代が古い盛土造成地は地震に脆弱（熊本地震での検証）

昭和42年以前 (技術基準適用前)	平成18年以前 (技術基準強化前)	平成19年以降 (技術基準強化後)
3.5% (13箇所/368箇所)	0.8% (4箇所/525箇所)	0% (0箇所/460箇所)

- ・熊本市では昭和42年に宅造規制区域が指定
- ・平成19年宅地造成等規制法施行令の改正による技術基準の追加

これまでの宅地耐震化推進事業の実施状況

- ・ 3地震による復旧事業費は約1千億円
- ・ 平均事業費は1地区あたり約4億円
- ・ 平均地区面積は約3ha
- ・ 事業に必要な期間は3～5年程度

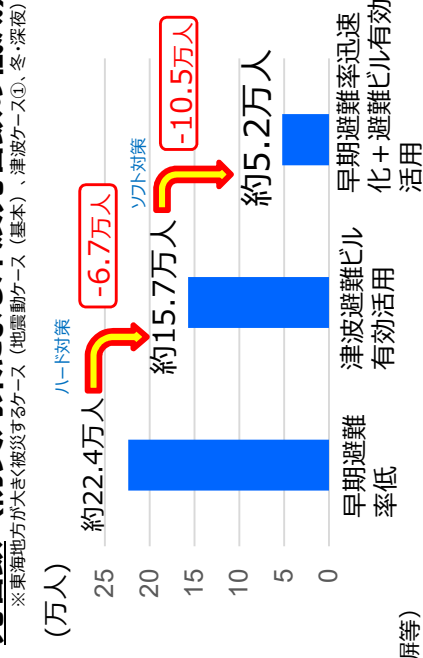
6. 安全・安心なまちづくり

II. 都市行政の主な政策ツール

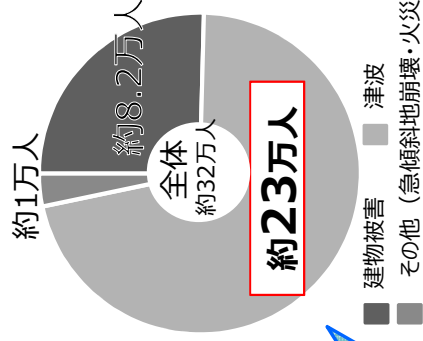
③ 差し迫る巨大地震と津波のリスク

- 南海トラフ巨大地震等の巨大地震に対するリスクが差し迫っており、早急な事前対策が必要です。
- 津波対策については、津波避難タワー等のハード対策に加え、早期避難などのソフト対策により犠牲者を低減できます。

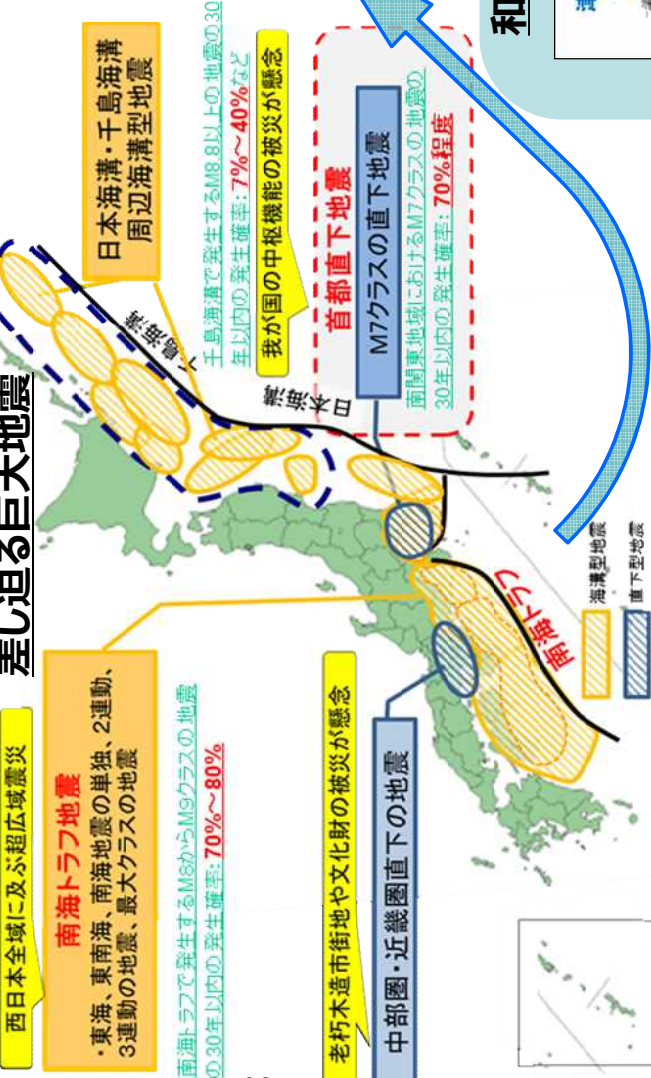
最大限の防災対策等を見込んだ場合の想定死者数 (防災対策による津波死者数の低減)



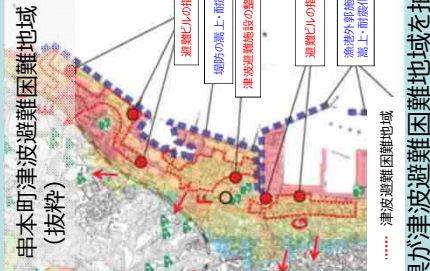
南海トラフ地震想定最大死者数



差し迫る巨大地震



和歌山県の対策状況



津波避難施設 整備事例



御坊市・名屋地区 津波避難タワー(2019年1月完成)

県が支援対策プログラムを策定

県が津波避難困難地域を抽出

県と市町村が連携して事業を実施

※内閣府資料より国土交通省都市局作成

④ 危ない場所からの住宅の集団移転の促進

- 洪水や津波、土砂災害などの災害が想定される地域において、安全な場所へ住宅を移転することは、最も効果的な防災対策の一つ。特別な支援により、住宅の集団移転を促進します。

防災集団移転促進事業による支援イメージ

「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、市町村が行う防災集団移転促進事業を強力にバックアップします。

■ 国による財政支援

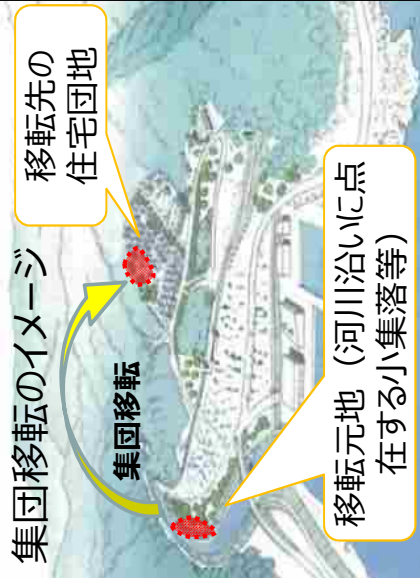
- ・補助率：3/4
- ・地方負担の1/4についても、特別な地方財政措置（地方債、特別交付税）により支援
- 実質、約94%を国が負担**

■ 市町村が行う事業

- ・移転先の住宅団地の整備
 - ✓ 移転者のための用地の取得・造成、団地の公共施設（道路、公園、水道等）整備
 - ✓ 新規造成のみならず、既存市街地の空き地・空き家や公営住宅の活用もOK
- ・移転元地の買収
- ・移転者への住宅建設費用助成（住宅ローン利子相当分）、引越費用助成

■ 移転者への支援

- ・元地の買取や、住宅建設・引越費用助成等により、資金的援助
- 【事業の主な要件】
- ・移転元地の災害危険区域指定（**住宅の新規の建築を禁止**）
 - ・移転先の住宅団地に**半数かつ10戸以上**移転すること（一定の要件を満たす場合5戸以上）



防災集団移転促進事業の効果事例（青森県黒石市）

- S50.8：集中豪雨により川沿いの集落が被災
- 被災を契機に、近隣の高台に集団移転（27戸が移転）
- S52.8：集中豪雨により再び氾濫
従前地は浸水したものの、移転団地は被害なし

集団移転により浸水被害を防止



7. 都市分野の海外展開

Ⅱ. 都市行政の主な政策ツール

① 都市開発の海外展開

概要

- ▶ 我が国事業者の大規模な都市開発への参画を促進するため、案件発掘・形成段階から積極的に我が国政府や関係機関が参画し、民間企業が参画する環境を整備。
- ▶ 平成30年8月に「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」が施行され、UR（都市再生機構）が海外業務を行うことが可能となった。

取組み事例

～タイ・バンスー駅周辺都市開発事業～

- 円借款により整備中のレッドラインをはじめとした都市鉄道や空港線等のターミナル駅となる「バンスー駅」の周辺都市開発（約90ha）。
- タイ側で複数作成されたマスタープランを日本（JICA）の協力により統合・改善。今後、URの支援を得ながら、日本企業が本都市開発に参入することを目指す。

イメージ図（平成30年度 JICA調査報告書より引用）



主要な都市開発案件



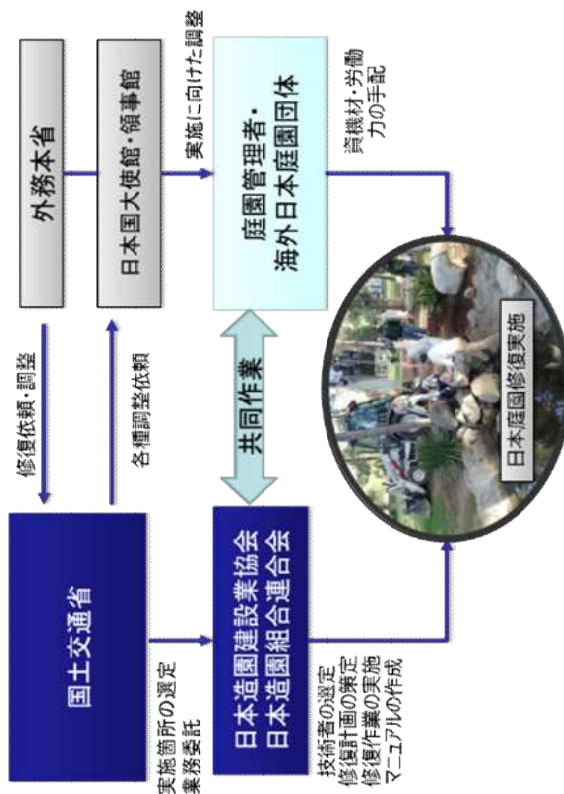
7. 都市分野の海外展開

II. 都市行政の主な政策ツール

② 海外日本庭園再生プロジェクト

日本から造園技術者を派遣し、日本庭園の修復を通じて造園緑化技術や文化の海外展開を促進する。

【実施体制】



(カリフォルニア州グレンデール市日本庭園の例)



修復箇所 (H29~R1)



●問い合わせ先

●令和2年度都市局関係予算「主な新規・改正事項」

項目・ページ	担当課・連絡先
1.(1)【P7】	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
1.(2)【P8】	市街地整備課 (03-5253-8412)、公園緑地・景観課 (03-5253-8418)、都市安全課 (03-5253-8400)
1.(3)【P9】	都市安全課 (03-5253-8400)、市街地整備課 (03-5253-8412)
2.(1)【P11】	市街地整備課 (03-5253-8412)
2.(2)【P13】	都市安全課 (03-5253-8400)、市街地整備課 (03-5253-8412)、都市計画課 (03-5253-8409)
2.(3)【P15】	市街地整備課 (03-5253-8412)、都市安全課 (03-5253-8400)
2.(4)【P17】	都市計画課 (03-5253-8409)、市街地整備課 (03-5253-8412)
2.(5)【P18】	市街地整備課 (03-5253-8412)、まちづくり推進課 (03-5253-8405)
3.(1)【P21】	街路交通施設課 (03-5253-8415)
3.(2)～(4)【P23～25】	まちづくり推進課 (03-5253-8405)
4.(1)【P27】	都市計画課 (03-5253-8409)
4.(2)【P28】	市街地整備課 (03-5253-8412)、街路交通施設課 (03-5253-8415)、まちづくり推進課 (03-5253-8405)
5.(1)【P30】	まちづくり推進課 (03-5253-8405)
5.(2)【P31】	市街地整備課 (03-5253-8412)、街路交通施設課 (03-5253-8415)
6.(1)～(5)【P32～37】	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
7.(1)【P38】	総務課国際室 (03-5253-8955)
7.(2)【P39】	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)

●令和2年度都市局関係予算「都市局施策集」

項目・ページ	担当課・連絡先
I.1【P47～49】	都市安全課 (03-5253-8400)、市街地整備課 (03-5253-8412)、街路交通施設課 (03-5253-8415)、公園緑地・景観課 (03-5253-8419)
I.2【P50～52】	都市計画課 (03-5253-8409)、公園緑地・景観課 (03-5253-8419)
I.3【P53～63】	まちづくり推進課 (03-5253-8406)、市街地整備課 (03-5253-8412)、街路交通施設課 (03-5253-8415)、公園緑地・景観課 (03-5253-8419)
I.4【P64～66】	都市計画課 (03-5253-8409)
I.5【P67～71】	まちづくり推進課 (03-5253-8406)
I.6【P72】	公園緑地・景観課 (03-5253-8419)
II.1【P74～79】	都市計画課 (03-5253-8409)
II.2【P80～83】	まちづくり推進課 (03-5253-8406)
II.3【P84～87】	市街地整備課 (03-5253-8412)
II.4【P88～90】	街路交通施設課 (03-5253-8415)
II.5【P91～95】	公園緑地・景観課 (03-5253-8419)
II.6【P96～99】	都市安全課 (03-5253-8400)
II.7【P100～101】	総務課国際室 (03-5253-8955)、公園緑地・景観課 (03-5253-8419)

●参考（都市局関係各地方整備局窓口）

地方機関名	担当部課・連絡先
北海道開発局	事業振興部都市住宅課 (011-738-0234)
東北地方整備局 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	建設部都市・住宅整備課 (022-225-2016)、建設部計画管理課 (022-225-2014)
関東地方整備局 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県)	建設部都市整備課 (048-600-1907)、建設部計画管理課 (048-600-1905)
北陸地方整備局 (新潟県、富山県、石川県)	建設部都市・住宅整備課 (025-280-8755)、建設部計画・建設産業課 (025-370-6571)
中部地方整備局 (岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)	建設部都市整備課 (052-953-8573)、建設部計画管理課 (052-953-8571)
近畿地方整備局 (福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	建設部都市整備課 (06-6942-1080)、建設部計画管理課 (06-6942-1056)
中国地方整備局 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)	建設部都市・住宅整備課 (082-511-6194)、建設部計画・建設産業課 (082-511-6185)
四国地方整備局 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	建設部都市・住宅整備課 (087-811-8315)、建設部計画・建設産業課 (087-811-8314)
九州地方整備局 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	建設部都市整備課、建設部計画管理課 (092-471-6331)
内閣府沖縄総合事務局	開発建設部建設産業・地方整備課 (098-866-1910)

(この冊子は、再生紙を使用しています。)